

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

第15回議事次第

平成24年10月15日（月）

10:00～12:00

厚生労働省専用第23会議室（19階）

1. 開会

2. 議題

（1）「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」
について

（2）平成23年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の
対応状況について

（3）その他

3. 閉会

配布資料一覧

資料1 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために

資料2 平成23年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について

資料3 平成24年度の各種ワーキンググループ等における検討について

(参考資料)

資料4 平成25年度厚生労働省家庭福祉対策予算概算要求の概要

資料5 社会的養護の課題と将来像への取組

資料6 社会的養護の現状について

資料7 第一回「ことな」の語り場 意見表明文（渡井委員提出資料）

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会名簿

氏名	所 属
相澤 仁	国立武蔵野学院施設長 全国児童自立支援施設協議会顧問
犬塚 峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授
今田 義夫	全国乳児福祉協議会副会長 日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長 倉明園施設長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
栗原 博	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長
高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長 横浜いずみ学園施設長
伊達 直利	全国児童養護施設協議会副会長 旭児童ホーム施設長
坪田 真起子	大阪府東大阪子ども家庭センター所長
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授
平井 誠敏	全国自立援助ホーム協議会事務局長 慈泉寮施設長
藤井 美憲	全国児童家庭支援センター協議会副会長 愛泉こども家庭センター施設長
ト蔵 康行	日本ファミリーホーム協議会会長 ざおうホーム
星野 崇	全国里親会会長
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授
渡井 さゆり	特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長

◎委員長

(敬称略、五十音順)

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ
平成24年9月

はじめに

第Ⅰ部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たっての課題と対応
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法
9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たっての課題
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化に対応した運営方法
9. 小規模化の方法とステップ

第Ⅲ部 計画的な推進

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定
2. 都道府県計画の策定
3. 施設整備費等の確保
4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて

はじめに

- ・平成23年7月に、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会及び児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会で、「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられた。現在、これに沿って、施設の小規模化、地域分散化や里親委託の推進などの家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどへの専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、親子関係の再構築支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の引上げなど、社会的養護の充実に取り組む取組が進められている。
- ・平成24年3月には、社会的養護の施設種別ごとに施設運営指針が策定され、「家庭的養護と個別化」は、社会的養護の原理の第1番目に掲げられている。
- ・指針では、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきとし、社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要であるとしている。
- ・児童養護施設、乳児院等の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、“施設が9割、里親が1割”の現状に対し、今後十数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。児童養護施設については、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。
- ・この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」は、社会的養護の課題と将来像に掲げた児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法、小規模化の計画の策定方法などについてとりまとめ、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供するものである。

ワーキング構成（◎は座長）

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員 東京恵明学園乳児部施設長

第 I 部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にしている。
- ・児童養護施設の小規模化・地域分散化には、
 - ①本体施設の定員を小さくすること、
 - ②本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、
 - ③地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やしていくこと
 の3つの要素がある。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、今後10数年の間に、児童養護施設の本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）し、本体施設の定員を45人以下にしていくとともに、グループホームやファミリーホーム、里親支援を推進し、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにしていく、という目標を掲げている。
- ・上記の目標を達成し、施設機能の地域分散化や里親委託を推進するにあたっては、「社会的養護の課題と将来像」に掲げた施設の人員配置の改善や質の向上を図りながら、十分なケアを行える体制を整えていかなければならない。
- ・また、施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援していく。
- ・児童養護施設の小規模化・地域分散化は、施設経営が縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくものであり、将来像に向けての積極的な取組が期待されている。

（注）「本体施設」は「本園」とも表記するが、同じ意味である。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

②小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。
- ・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、
 - (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。

(b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。(45人以下は現在の小規模施設加算の基準)

(c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。

- ・将来の児童養護施設の姿は、一施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。
- ・施設の小規模化は、施設の改修や、人員配置の増、人材の育成とともに、地域の受け皿となるファミリーホームや里親の確保などと同時に行う必要があることから、できる施設から順次進め、着実に推進していく必要がある。
- ・また、今後の児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームや、ファミリーホームに転換することが求められる。また、本体施設は、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造として施設整備をする必要がある。
- ・また、施設整備に当たっては、建築費の4分の3を補助する制度が行われているが、グループホームやファミリーホームについては、設置主体が施設整備することもあるものの、町の中の住宅を賃借して行う場合も多い。施設機能の地域分散化の推進のためには、賃借の場合は、施設整備の補助に代わり、賃借料の補助の仕組みを検討する必要がある。
- ・このほか、大規模施設を分割して、その半分を施設の立地が無い地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。

③養育の機能を確保するための職員配置の充実

- ・小規模グループケアを推進するためには、措置費の人員配置を高めて、運営しやすくすることが必要である。
- ・小学生以上児に6：1などの現行の人員配置では、小規模グループケアの加算1名や、各ユニットで調理をすることによる調理員のユニット担当への振り替えを加えても、1グループに3人程度の人員配置となり、これは、交代勤務のため、常時1人の人員配置に薄まる。また、宿直が1人週2回必要となるなど、勤務条件が厳しくなることから、意欲的な施設のみが取り組んでいる現状にある。
- ・このため、小規模ケアの普及のためには、6：1等の基本の人員配置基準の引上げや、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要である。
- ・また、小規模ケアやグループホームにおいては、一人一人の職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、スーパーバイザー(基幹的職員)やチーム責任者の設置など、施設全体の組織的な運営体制が重要である。
- ・なお、養育単位の小規模化をする場合、調理員等の人員を、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くなどの柔軟な運営方法をとることが有効である。

④小規模ケア、グループホーム、ファミリーホームの組み合わせ活用

- ・小規模グループケアは、1グループの児童定員が6人～8人で、これを生活単位(ユニット)とするもので、1人部屋又は2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置く。本体施設内にいくつかのグループホームが集まって設けられる形態であり、家庭的な環境を作ることができる一方、個々のホームが孤立化せず、施設全体での運営管理が行いやすいメリットがあるため、特別なケアが必要な子どもを入所させやすい。
- ・また、小規模グループケアは、職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、グループホームの形態で行うことも可能であり、さらに家庭的な形態である。

- ・地域小規模児童養護施設（グループホーム）は、1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れて、普通の民間住宅等を活用して運営するもので、同様に家庭的な形態である。なお、措置費の仕組みとして、小規模グループケアはグループホーム形態の場合でも本体施設と一体の保護単価となるのに対し、地域小規模児童養護施設では区分して設定される。
- ・ファミリーホームは、1ホームの児童定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームである。交代勤務である地域小規模児童養護施設と異なり、養育者が固定していることから、子どもにとって、さらに家庭的な環境である。
- ・家庭的な養育環境として、本体施設内の小規模ケアよりグループホームが、グループホームよりファミリーホームの形態の方が、より家庭的な環境であり、推進していく対象となる。

⑤本体施設の高機能化

- ・児童養護施設は、入所児童の53%は虐待を受けた経験があり、23%は発達障害や知的障害等の障害を有している。このため、より専門性の高いケアが必要となり、施設運営の質の向上を図る必要があるとともに、心に傷をもった子どもたちに大人が寄り添う養育ができるよう、人員配置を増やす必要がある。
- ・また、今後、施設機能の地域分散化を進めるに伴い、本体施設では、心理的ケア等を要する子どもの割合がますます増えることから、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要が一層高まることとなる。
- ・また、本体施設は、地域支援の拠点となるセンター施設として、心理療法担当職員、個別担当職員、ファミリーソーシャルワーカーに加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員も備え、親支援、里親支援やアフターケアなど地域支援を行う体制を充実する必要がある。
- ・児童養護施設の施設運営の質の向上のためには、人員配置の充実とともに、養育の技術や方法論の向上、施設のマネジメント力の向上に取り組む必要がある。一人一人の子どもの課題への対応や、親支援やペアレントトレーニングの技術の向上、将来の自立した生活の力を高める養育、施設退所後の継続的支援、子どもの意見をくみ上げ、子どもの権利を擁護する取り組み、開かれた風通しの良い組織づくりなど、施設運営の質を高める取り組みを推進していく必要がある。
- ・児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にする。

5. 社会的養護の整備量の将来像

(4)施設機能の地域分散化の姿

- ・日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
 - (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていく。
- ・現在、児童養護施設の在籍期間は10年以上が10.9%、5年以上が38.8%であるが、児童養護施設の本体施設での長期入所を無くす必要がある。児童養護施設に入所した子どもについて、本体施設からグループホームへ、そしてファミリーホームや里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、全ての施設を変革していく。

2. 小規模化の意義

- ・施設の小規模化は、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うもので、「あたりまえの生活」を保障するものである。
- ・児童養護施設の本体施設における小規模グループケアや、グループホームには、次のような子どもにとってのメリットや意義がある。
 - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
 - 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
 - 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
 - 調理をすることにより、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
 - 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
 - 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
 - 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる。
 - 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
 - 子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身についていく。
 - 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
 - 自立を意識し、意図的に子どもにかかわれる。
 - 少人数のため行動しやすい。
 - 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。
 - 地域の子ども会、自治会、学校区の関係者との交流が深まる。

3. 小規模化に当たっての課題と対応

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するため、8で掲げるような、小規模化・地域分散化に対応した運営方法をとる必要がある。
 - 職員1人での勤務が多く、また、職員が生活全般の支援、調理、対外関係、地域対応、親や家族との対応、心理的ケア、自立支援、事務金銭管理など多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
 - 新人の育成が難しい。
 - ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかかわりになる危険性がある。
 - 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。

- 小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、落ち着くまでは、衝突も増える。
- 感情の起伏が激しく、暴力、自傷、非行があるなどといった深刻な課題を持つ子どもがいる場合は、少人数の職員では対応が難しく、また、少人数の子ども集団の中で、その集団の全体とその集団に属する他の子どもへの影響が大きい。
- 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力を求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。
- ・ 小規模化・地域分散化を進めるに当たって、課題の大きい子どもについては、職員体制の厚い本園で支援するなど、本園と分園の特徴を活かしてそれぞれの児童にふさわしい支援を行う。
- ・ 児童養護施設の小規模化・地域分散化は、同時並行して本体施設に多様な支援機能を拡充・統合しながら、総合的に進めることが必要である。本体施設による総合的な支援体制づくりが、小規模化・地域分散化の前提となる。

4. 小規模化の取組状況

①小規模グループケア

- ・ 小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には児童養護施設では315施設で315グループが実施されていたが、平成24年度には、369施設で686グループの実施が見込まれており、5年間で倍増している。
- ・ 小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

②地域小規模児童養護施設

- ・ 地域小規模児童養護施設は、平成12年度に予算上制度化され、平成19年度には146か所が実施されていたが、平成24年度には、185施設で244か所実施が見込まれ、5年間で約100か所増加した。
- ・ 地域小規模児童養護施設は、制度化当初は1施設1か所までであったが、平成20年度からは1施設が複数実施することが可能となっている。

5. 小規模化を推進するための予算制度

①小規模グループケア

- ・ 本体施設の敷地内で行うものと、敷地外でグループホームとして行うもの（分園型小規模グループケア）がある。
- ・ 定員は、6人以上8人以下となっている。

（注）平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則6名とする」とされていた

が、8名定員のものが実際に行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として6人以上8人以下とする」と改められた。

- ・措置費の人員配置は、5.5:1などの本来の基本的配置に、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が加算される。
- ・1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化及び地域分散化の計画を策定することとされている。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を45人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

②地域小規模児童養護施設

- ・定員は6人となっている。
- ・措置費の人員配置は、児童指導員又は保育士3人（うち1人は非常勤とすることが可能であり、措置費上は1名は非常勤で積算されている。）、管理宿直専門員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が積算されている。
- ・1施設で複数か所の設置が可能であり、本体施設1施設につき2か所を超える指定をするときは、家庭福祉課と協議することとされている。

（注）・分園型小規模グループケアも、地域小規模児童養護施設も、グループホームという点では、目的も形態も同じである。措置費上の仕組みが異なり、分園型小規模グループケアは、本体施設と合算して定員区分に応じて保護単価が設定され、小規模グループケア加算がされるのに対し、地域小規模児童養護施設は、措置費上、本体施設や他のグループホームと切り分けて1か所ごとに保護単価が設定される。

- ・このため、施設で1、2か所目のグループホームを設置する場合は、地域小規模児童養護施設の方が設置しやすい。他方、本体施設の定員が小さく、グループホームを多数持つ施設の場合、施設長や家庭支援専門相談員などの施設共通の職員の費用がグループホームの保護単価にも分散して反映される分園型小規模グループケアの算定方式の方が、本園と分園の児童の保護単価の差を小さくできる。
- ・このことから、制度上、両方の制度を設け、かつ地域小規模児童養護施設の1施設当たりの数を制限している。なお、小規模グループケアの数についても、施設全体の定員数を一定範囲以下とする観点から、6か所までとしている。

（注）・施設の認可定員は、本体施設（本園）の定員と地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアなどのグループホーム（分園）の定員を合算したものである。一方、地域小規模児童養護施設を除く分園及び本体施設の措置費の算定に当たって用いる定員は、地域小規模児童養護施設の定員を含まない定員となる。

③賃借費加算

- ・地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアについては、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。（自立援助ホームやファミリーホームも同様）

④措置費関係その他

- ・平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
- ・定員41人以上の施設において栄養士の算定ができる現行制度について、施設の定員に地域小規模児童養護施設の定員を加えて算定できるよう、今後、算定方法の改善を検討することとしている。

⑤施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・小規模グループケアを行う場合は、本園型、分園型ともに、施設整備費の子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・地域小規模児童養護施設についても、その定員に対して、児童養護施設本体と同じ子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・本園には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
- ・本園には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

⑥安心こども基金

- ・児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。

（参考）児童養護施設の人員配置基準の改善

<平成24年度の人員配置>

・施設長1人
 ・家庭支援専門相談員 1人
 ・個別対応職員 1人
 ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
 ・栄養士 1人(定員41人以上)
 ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
 ・事務員 1人
 ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
 ・嘱託医1人

+

・児童指導員、保育士
 0・1歳児 1. 6:1
 2歳児 2:1
 3歳以上幼児 4:1
 小学生以上 5. 5:1

+

・里親支援専門相談員加算 1人
 ・心理療法担当職員加算 1人
 (心理療法を必要とする児童10人以上)
 ・看護師加算 1人
 (対象児童15人以上)
 ・定員35人以下指導員特別加算
 (非常勤 1人)
 ・小規模グループケア加算
 グループ数×(常勤1人+管理宿直等職員(非常勤)1人)



<課題と将来像の人員配置>

・施設長1人
 ・家庭支援専門相談員 1人
 ・個別対応職員 1人
 ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
 ・栄養士 1人(定員41人以上)
 ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
 ・事務員 1人
 ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
 ・嘱託医1人

+

・児童指導員、保育士
 0・1歳児 1. 3:1
 2歳児 2:1
 3歳以上幼児 3:1
 小学生以上 4:1

+

・里親支援専門相談員加算 1人
 ・自立支援担当職員加算 1人
 ・心理療法担当職員加算 1人
 (全施設配置)
 ・看護師加算 1人
 (対象児童15人以上)
 ・定員35人以下指導員特別加算
 (非常勤 1人)
 ・小規模グループケア加算
 グループ数×(常勤1人+管理宿直等職員(非常勤)1人)

6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

① 1 グループの標準的な人員配置

- ・ 現行制度で可能な 1 グループの標準的な人員配置は、「3 人配置による早番・遅番勤務(1人体制)＋非常勤の管理宿直等職員・家事支援員」の体制である。

この「3 人配置による 1 人体制」とは、1 日を早番と遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に 255 日としてローテーションを組むと、 $365 \text{ 日} \times 2 \text{ 人} \div 255 \text{ 日} = 2.86 \text{ 人}$ となり、3 人が必要となることによる。

(注) 年間所定内勤務日数は、事業所により定めが異なるが、厚生労働省平成 23 年「就労条件総合調査」では、医療・福祉分野の平均年間休日総数が 110 日であることから、年間勤務日数を 255 日として計算した。休日のほかに、職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得をしやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・ この 3 人の配置は、小規模グループケアでは、基本配置＋小規模グループケア加算 1＋調理員等の一部を充てる。

(注) 児童定員 6 人のグループの場合、平均的な数の年少児があるとする、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の小学生以上 5.5:1、年少児 4:1 の配置基準では、2.15 人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である小学生以上 4:1、年少児 3:1 の配置基準では、2.57 人の職員配置となる。

このため、3 人配置は、現行では 0.85 人、目標水準では 0.43 人の補充をすれば確保できる。児童養護施設の小規模グループケアでは、各グループで調理を行うため、施設全体を小規模グループケアとする場合は、施設の調理員等（1 施設 4 人）をこれに充てることができる。

	配置基準		6 人グループで、小学生以上 5.2 人、年少児 0.8 人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	3 人配置のための調理員等からの補充
	小学生以上	年少児			
現行	5.5:1	4:1	$5.2 \div 5.5 + 0.8 \div 4 = 1.15 \text{ 人}$	2.15 人	0.85 人
目標水準	4:1	3:1	$5.2 \div 4 + 0.8 \div 3 = 1.57 \text{ 人}$	2.57 人	0.43 人

※年少児の数は、児童養護施設入所児童等調査 3～5 歳児計 4,351 人／全体 31,593=14% により、 $6 \text{ 人} \times 14\% = 0.8 \text{ 人}$ で試算

- ・ 地域小規模児童養護施設では、3 人の配置が措置費に積算されている。
- ・ 宿直は、1 グループに 1 人分の管理宿直等職員の費用が計上されていることから、週の半分を管理宿直等職員で補う。また、管理宿直等職員の費用の一部は、夕方などの家事支援員の配置に充てることができる。
- ・ 管理宿直等職員を用いた宿直職員や家事支援員については、児童指導員や保育士の有資格者に限らなくても良い。児童福祉を志す学生や、施設の前職員、主婦、元教員、人生経験豊富な年配者など、支援に幅を持たせることができる。ただし、専門職員でない宿直職員のみとなる夜間については、施設全体では、本園やグループホ

ームの中のいずれかに専門職の常勤職員が宿直し、緊急時に応援を受けられる体制とする必要がある。

(注) 労働基準法では宿直は原則週1回であるが、1グループ3人の職員で交代勤務する場合、住み込みの場合を除き、宿直が週2回になってしまう。これに対応するため、地域小規模児童養護施設では管理宿直等職員が措置費に算定されており、小規模グループケアについても、平成24年度から1グループに1人の管理宿直等職員を算定した。

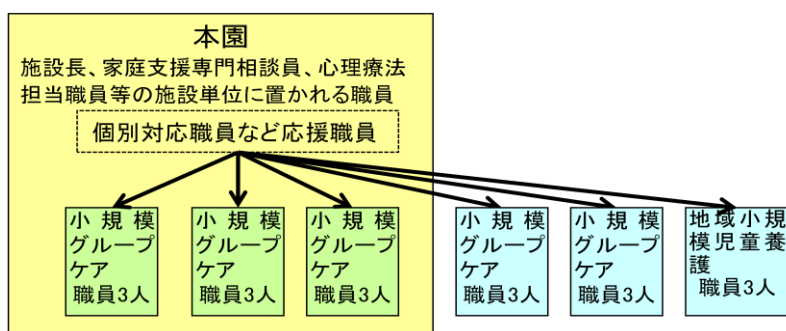
②多様な配置方法

- ・標準的な①のほかに、多様な配置方法がある。
- ・管理宿直等職員2グループ分の配置に替えて1名の常勤職員を置いて2グループを兼務とし、本園2グループに職員7名を配置する方法。この場合には、宿直者は2グループで1人として、職員7人が週1回ずつの宿直を行う。
- ・住み込み職員とし、宿直によらない方法。
- ・子どもが学校に行っている昼間の職員配置をしぼり、夕方を複数配置にする方法。

③応援職員の配置

- ・各グループの職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- ・その配置は、個別対応職員1人、定員45人以下の小規模施設加算職員1人、定員35人以下の指導員特別加算1人(非常勤)、調理員等4名から、①の1グループ3人を確保するための不足分に充てた分を除いた人数のほか、被虐待児童受入加算費、本体施設の管理宿直専門員、年休代替職員費(年間20日分×職員数)による人数を加えた人数となる。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

(注) 非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費(職員1人当たり年額285,700円)もある。

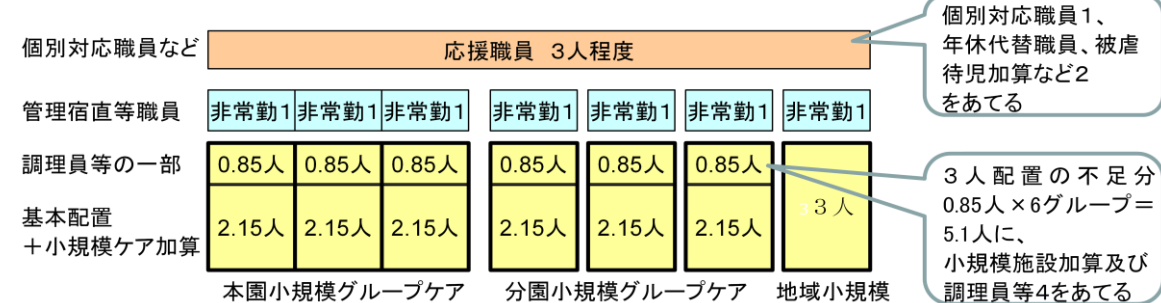


⑤配置構成例

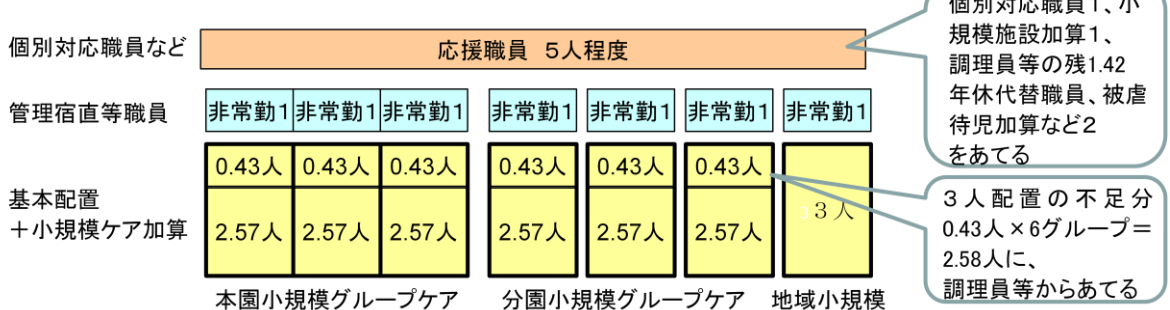
- ・施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。
- ・また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。

- ・なお、現行の5. 5 : 1の基本配置の下では、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、4 : 1の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

配置構成例 【基本配置 5. 5 : 1 ベース】（6人グループ）



配置構成例 【基本配置 4 : 1 ベース】（6人グループ）



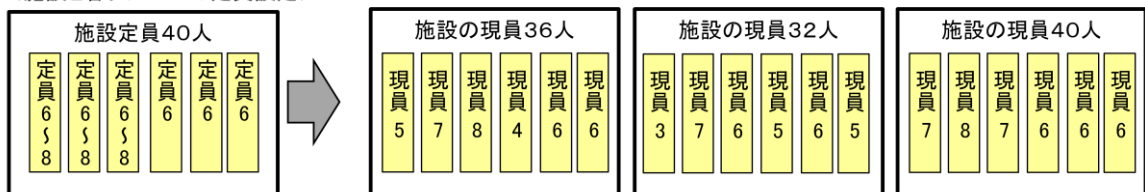
⑥各グループの子どもの数の柔軟な変動

- ・オールユニット型の施設では、個々の子どもの状態や互いの関係性などを考慮して必要がある場合には、各グループの子どもの数を、柔軟に変動させて運用することができる。
- ・例えば、施設定員40名で本園・分園合わせて小規模グループケア6グループの場合、各グループの定員を6～8人と設定しておき、施設定員40人を超えない範囲で、変動して運用することができる。（この場合、各グループの面積は1人当たり4.95㎡以上にしておく必要がある。なお、地域小規模児童養護施設を除いた施設全体で定員の充足率を考慮する暫定定員の仕組みが適用されることから、個々の小規模グループケアの単位では、在籍児童5人以上の要件は問わないこととする。）

【各グループの子どもの数を、柔軟に変動できるようにした場合】

<施設と各グループの定員設定>

<現員数は柔軟に変動>



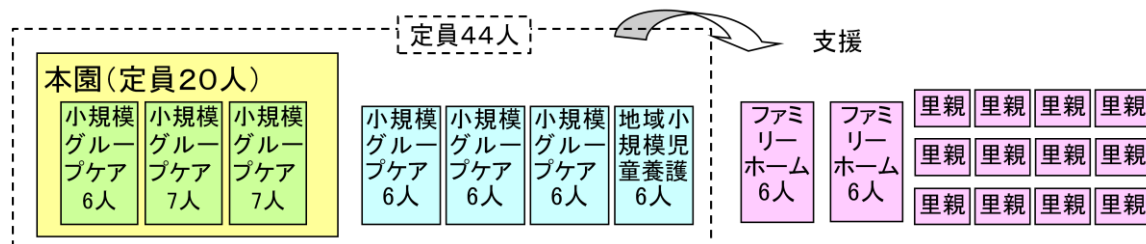
小規模グループケアを本園と分園で合計6グループの例

7. 小規模化施設の全体の構成

①施設の全体の構成の標準的な姿

- ・施設の全体の構成の標準的な姿は、「本園3グループ+分園4グループホーム」とする。（本園小規模グループケア3+分園型小規模グループケア3+地域小規模1）
- ・このほかに、2か所程度、ファミリーホームを開設し、又は支援する。

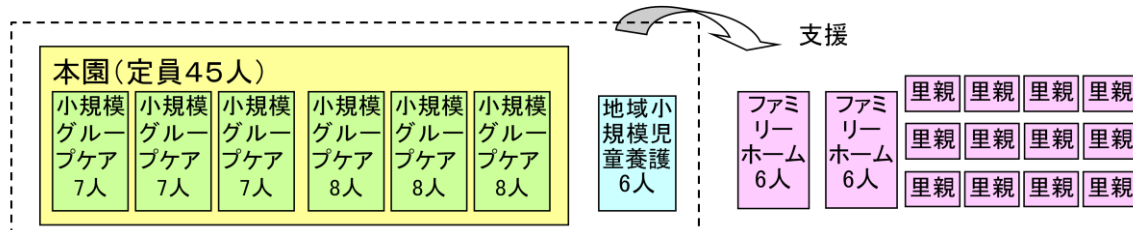
例1【標準的な姿】 本園3グループ、分園4グループホーム



②多様な姿

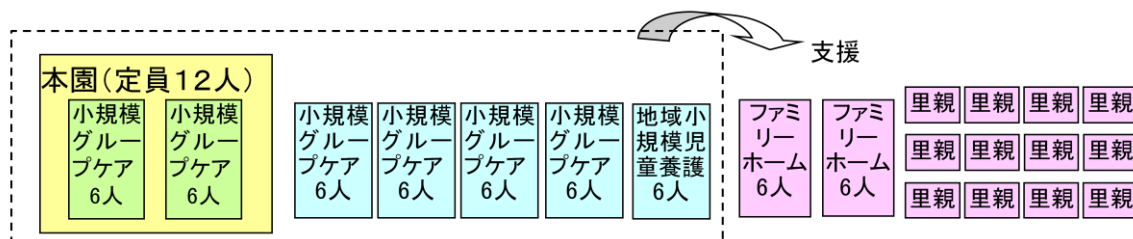
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、本園を定員45人以下にしていこうとしている。これを小規模グループケア6グループで実施すると、6グループ×7人又は8人＝45人となる。

例2【本園の最大定員】 本園6グループ、分園1グループホーム



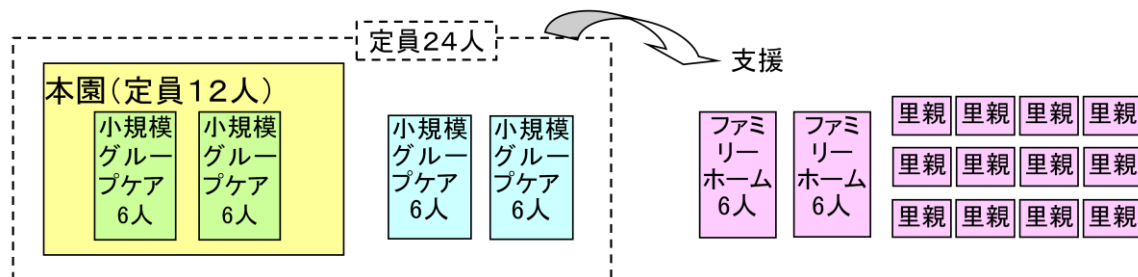
- ・本園の最小定員についての定めは無いが、1グループのみの本園は想定されないため、2グループ×6人＝12人が、最小定員となる。

例3【本園の最小定員】 本園2グループ、分園5グループホーム



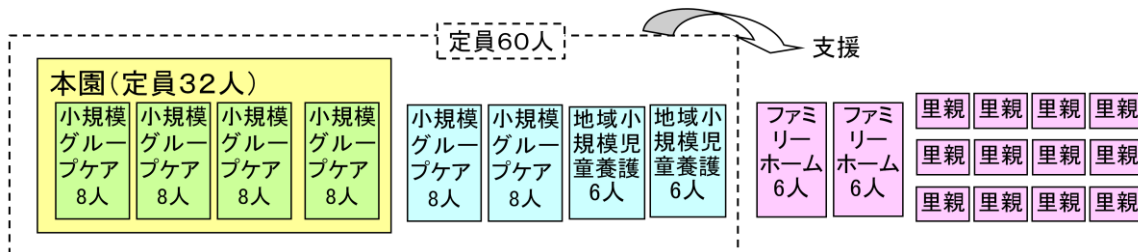
- ・本園と分園を合わせた施設の最小定員は、本園2 + 分園2 = 4グループ24人が考えられる。

例4【施設の最小定員】 24人＝小規模グループケア(6人×4)



- ・本園+分園の最大定員についても定めは無いが、管理の限界が自ずとあるのではないかと考えられ、将来像としては、小規模グループケア6×8人+地域小規模2×6人＝60人程度までと考えられる。

例5【施設の最大定員】 60人＝小規模グループケア(8人×6)、地域小規模(6人×2)



(参考)「社会的養護の課題と将来像」の整備量のイメージに基づく1施設当たりの規模

A 本園：児童養護の本体施設で1万1千人 → 1施設平均20人(3グループ)

11,000人×1.11＝定員12,210人、12,210人÷600施設＝20.35人

B 分園：分園型小規模グループケアで9000人 → 1施設平均17人(3ホーム)

9,000人×1.11＝定員9,990人、9,990人÷600施設＝16.65人

C 分園：地域小規模児童養護施設で3200人 → 1施設平均6人(1ホーム)

3,200人×1.11＝定員3,550人、3,550人÷600施設＝6人

D 施設全体： A+B+C＝43人程度

③本園の施設整備

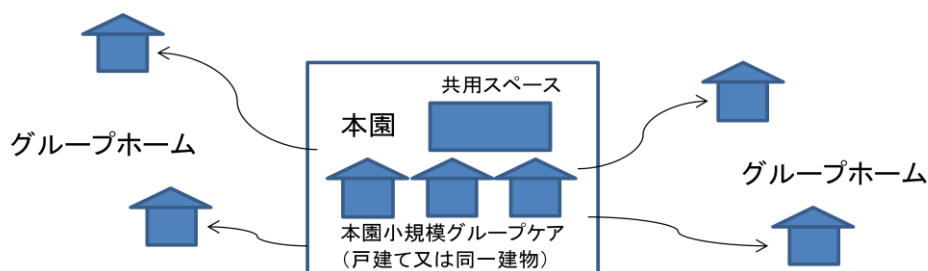
- ・本園についても、できる限り「あたりまえの生活」を保障できる構造とする必要がある。
- ・新築又は改築で整備する場合は、同一敷地内での戸建て住宅型が望ましい。敷地の条件等を考慮して、同一建物での合築型とする場合でも、ホームごとに独立した玄関を設けるなど、各ホームの生活に独立性を持たせることが必要である。
- ・既存の大舎制の建物を改修する場合に、構造上、各ホームへの玄関の設置が難しい

場合は、施設の共用の玄関を使用した上で、各ホームを内廊下でつなぐこともやむを得ない。

- ・本園の全てを小規模グループケアとし、各ホームに、居間、キッチンを設ける。
- ・トイレは男女別としないが、各ホームに複数あることが望ましい。
- ・各ホームに通常の家庭仕様の浴室を設ける。
- ・建物は、施設的な建物よりも、できる限り、一般住宅の仕様、デザインとすることが望ましい。
- ・本園には、事務室、相談室・心理相談室、集会室・地域交流スペースを設けることが必要。ショートステイ室も設けることが望ましい。
- ・子どもが不安定になったときに、クールダウンに用いることができる部屋も必要である。

④分園の施設整備

- ・分園（グループホーム）は、できる限り一般家庭に近い生活ができる場とする。
- ・既存住宅の賃借のほか、建主にグループホーム向けの間取りの建物の新築を依頼して賃借する。措置費で賃借料が算定できるため、初期投資の負担が軽い。
- ・自己所有で新築する場合には、施設整備費の対象となる。新たに建物を整備する場合は、施設的な建物とせず、できる限り一般住宅と同様の仕様とする。



⑤ファミリーホームの開設や支援

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設の将来像として、「施設によるファミリーホームの開設や支援」を推進するとし、「1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つ」としている。
- ・ここでいう「ファミリーホームを持つ」とは、「開設や支援」の意味であり、施設を設置する法人がファミリーホームを法人設置により開設する場合に限らず、施設の前職員が独立してファミリーホームを開設することを支援することや、地域の里親が開設するファミリーホームを支援することを含む。
- ・小規模グループケアを6か所まで行う際の計画の要件に、「ファミリーホームを2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。」ことを計画に含むこととされているが、これも同様に、自ら開設する場合に限らず、支援を含むものであり、また、その計画は、社会的養護の課題と将来像が目指している十数年の期間内における実現を図

る趣旨である。

- ・ファミリーホームは、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親が大きくなったものであって、施設が小さくなったものではない。施設が開設や支援を行う場合には、施設を小さくしたものにならないよう注意が必要である。
- ・ファミリーホームには、施設のグループホームと異なり、養育者家族の十分な居住スペースが必須である。
- ・施設職員のライフプランとして、施設職員として培った専門性と経験を生かして、里親になったり、独立してファミリーホームを開設することは、有意義なことであり、施設として支援することが望ましい。
- ・ファミリーホームの支援は、里親支援専門相談員を配置し、里親支援と同様の支援を行うほか、事務面の支援など、ファミリーホームの特質を踏まえた支援に努める。

8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法

①職員を孤立させない組織運営

- ・職員が課題を一人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- ・小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- ・施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- ・緊急時に相談したり、応援に来てもらえる体制をつくる。
- ・職員のサロン（井戸端会議）的な集まりを行う。
- ・ケース会議を行い、課題を組織全体で考える取組を行う。
- ・パソコンでの情報共有を行う。
- ・スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- ・施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- ・分園を含めて参加できる行事を行う。
- ・非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。

- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。
- ②自主性を尊重したホーム運営
- ・個々のホームごとに、運営方針を明確化し、職員が共有する。
 - ・子ども達の意見や、ホーム等の担当職員の意見も取り込んで、子ども達が主役となれる方針を作る。
 - ・子どもとともに生活をつくる。子どもたちとホームの担当職員が参加したホーム会議を行う。また、ホーム通信を発行するなどにより、帰属意識や一体感を醸成する。
- ③調理と家事
- ・調理と家事は、家庭的な養育環境とするため、各ホームで職員が行うことを基本としつつ、家事支援員の活用や、栄養士の配置がある施設では栄養士による支援を行う。
- ④対外的なこと
- ・学校関係、児童相談所関係、近隣との関係、家族との関係など、対外的な対応については、一人で抱えることなく関係する職員の間で共有し、組織の一員として行う。
 - ・ホームの出来事を施設で共有できるよう発信する。
 - ・円滑に学校（幼稚園）生活を送ることができるようにする。学級担任との話し合いの機会をつくったり、電話連絡をこまめに行う。
 - ・親との連絡や面会は、児童相談所の担当児童福祉司と相談をしながら進める。家庭支援専門相談員や心理療法担当職員との連携も大切。
- ⑤地域との関係づくり
- ・地域との交流や地域理解が深まるよう、日頃から地域との関係性を積極的につくっていく努力を行うことで、地域からの反発や不理解を防ぐ。
- ⑥本体施設とグループホームの役割等
- ・本体施設では、小規模グループケアを担当する職員に加え、施設長、心理療法担当職員、個別対応職員その他の応援職員が支援しやすいことから、課題を持つ子どもにも対応しやすい。
 - ・グループホームは、地域の中でできるだけ家庭的な生活を実現させやすい反面、職員数が限られていることから、脆弱性も有している。入所間もない児童や、何らかの理由で不安定な状態の子どもは本体施設で生活させ、安定してからグループホームでの生活とするなどの運用が考えられる。
 - ・各グループにおいて、職員と児童のマッチング、児童間のマッチングに配慮する。
- ⑦組織づくり、人材育成
- ・小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
 - ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。

- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。
- ・本体施設から離れたグループホームの孤立化防止の方策を講じる。
- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。
- ・職員の人材育成を図る。また、人材確保のため、養成機関の学生に、実習生、アルバイト、ボランティア等により小規模化した施設を体験してもらうことも重要。

（参考）小規模グループでの一日

①朝

- ・職員起床。カーテンを開ける、朝食作り、弁当づくり。外の見回り。
- ・児童起床。朝食。
- ・一日の始まりはとても大切。前日の準備とともに、スムーズに登校、登園できるように準備する。早め早めの準備は、気持ちに余裕を持たせる。
- ・洗面、歯磨き、身だしなみを整える。子どもの個性を尊重することは大切だが、生活力、衛生面、マナーなど、しっかりと身支度をさせることを子ども達に話して、身につけさせることが大切。
- ・児童登校。登園。

②日中

- ・子ども達が出かけた後は、掃除、洗濯等の家事業務。有意義に時間を使う。
- ・グループホームでは、家の周りの掃除は、近隣の方と話をするきっかけにもなる。
- ・子どもの部屋の掃除を子どもの了解をとりながら行う。きれいな生活空間を教えることは重要。
- ・学校の休みの日の対応

③夕方と夜

- ・学校、幼稚園から帰ってくる子どもの姿から、学校、幼稚園での様子を感じ取るとともに、学校、幼稚園でのできごとについて子どもから聞く。
- ・学力をつけるように、ホーム内でのルールを子どもとともに決め、守れるようにする。
- ・夕食をともにしながら、一日の話を、食卓を囲み一人一人から話を聞く。食卓を囲む中でホーム全体の協調性や方向性ができる。
- ・寝る前に一人一人と個別の時間を持てる工夫をする。一日の振り返りと明日への準備を行う。

9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

①地域小規模児童養護施設をまず1か所設置

- ・地域小規模児童養護施設を行っている施設は、平成24年度で185施設であり、585施設の3分の1程度となっている。今後、全ての施設がグループホームを持つよう、まず1か所の地域小規模児童養護施設の設置を推進する。
- ・まず1か所設置することにより、小規模化に対応した施設運営方法や養育方法のノウハウの取得に努める。
- ・なお、施設の定員に余裕がある地域においても、本体施設の定員を引き下げてグループホームを設置することが可能であり、これを推進する。

②地域小規模児童養護施設の2か所目や分園型小規模グループケアを設置

- ・本体施設の定員を引き下げながら、グループホームを推進する。

③大規模修繕による本体施設の小規模化ケア化（ユニット化）

- ・児童の居住空間の拡大のためには、大規模修繕による本体施設の小規模ケア化を推進する。

④建て替えによる本体施設の小規模ケア化

- ・当面8人グループで整備しておいて、後に6人グループに移行したり、当面多めの数のグループを整備しておいて、後にグループ数を減らしてショートステイや家族宿泊室などに転用するなど可能である。

⑤本園の定員の引き下げ

- ・施設整備費補助を受けて整備をした施設において定員削減を行った場合であっても、これを行いながら子どものためのスペースを広げて養育環境の向上を図るときは、定員削減により補助金の返還が必要となるものではない。

⑥ファミリーホームの推進

- ・ファミリーホームの開設又は支援は、将来計画でも可。グループホームから将来ファミリーホームに転換することも考えられる。

⑦施設の分割

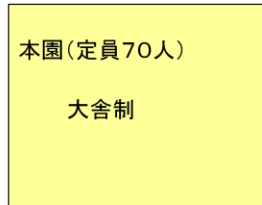
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、「大規模施設を分割して、その半分を施設の立地がない地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。」としており、地域の施設ニーズに応じ、そのような方策も考えられる。ただし、大規模な児童養護施設を、単に同一敷地内で2か所の児童養護施設に分割することは、小規模化の趣旨に沿うものとは言えない。

⑧グループホームの適切な配置

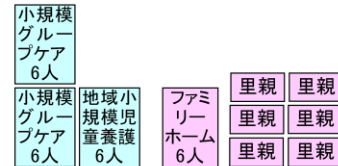
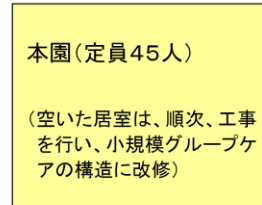
- ・町はずれや山間部にある施設は、街中や駅近くにグループホームをつくり、児童の通学の確保や地域との関係づけが容易にできる環境を保障する。
- ・一つのグループホームでは本園から距離があると孤立しがちとなることから、複数のホームを近隣につくることなども考えられる。

例1:【まずグループホームを整備し、その後、順次、本園の大規模修繕をして小規模ケア化】

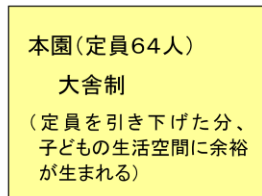
①現状(定員70人大舎制の例)



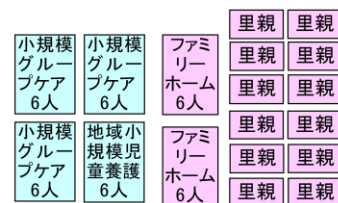
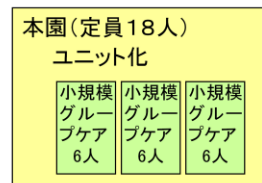
③大規模修繕するとともに、グループホームを増やす
里親支援をしながら里親委託を進める
⇒本園の定員を更に引下げ



②まず1か所グループホームを作る
⇒・小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ

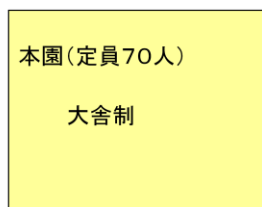


④本園を全ユニット化する

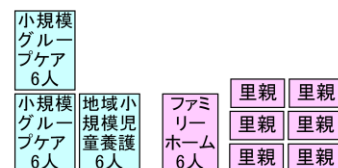
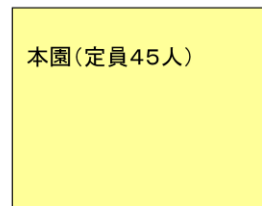


例2:【まずグループホームを整備し、その後、本園を改築して小規模ケア化】

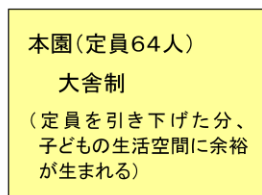
①現状(定員70人大舎制の例)



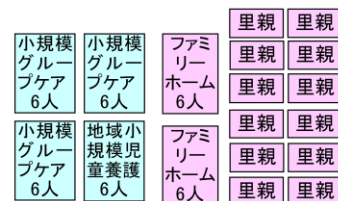
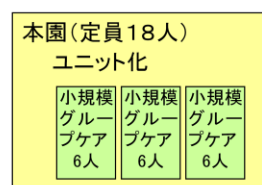
③グループホームを増やす
里親支援をしながら里親委託を進める
⇒本園の定員を更に引下げ



②まず1か所グループホームを作る
⇒・小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ

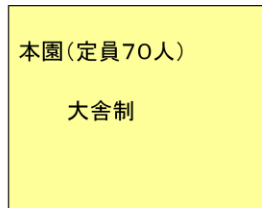


④本園を改築して、全ユニット化する

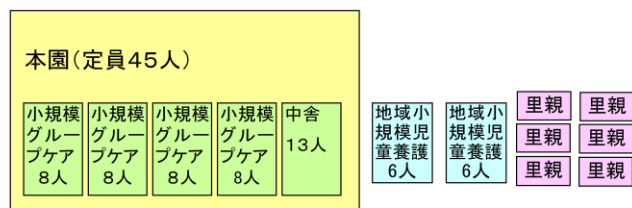
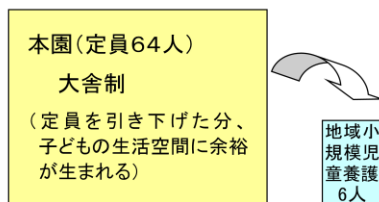
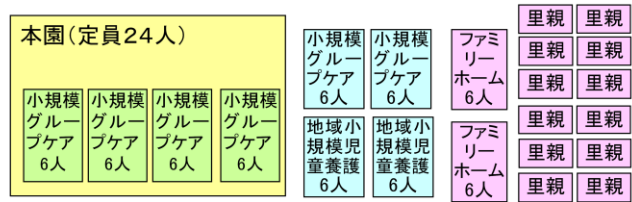


例3:【まず本園を大きめに改築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の小規模化】

①現状(定員70人大舎制の例)



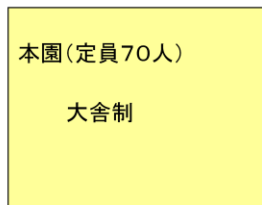
③本園をやや大きめに改築

②まず1か所グループホームを作る
⇒・小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ④グループホームやファミリーホームを整備しながら、
本園の定員を縮小

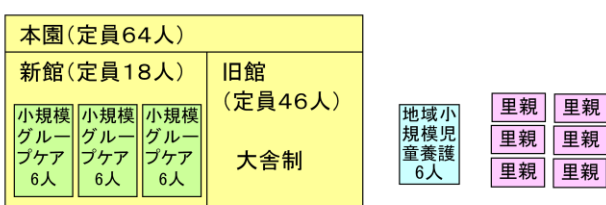
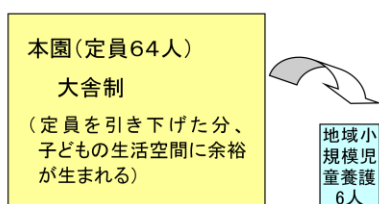
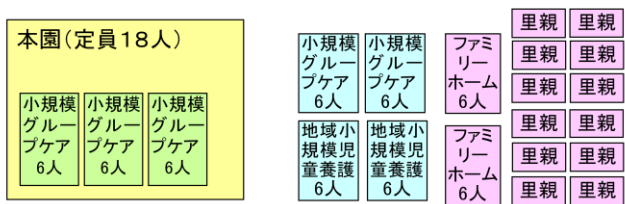
- 例
- まず、8人ユニットで整備しておいて、将来6人ユニットにして定員を縮小する(2人部屋を個室で利用するなど)
 - まず、本園を多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する
 - まず、本園を中舎又は小舎で建て替え整備する場合でも、小規模化した際のトイレ・キッチン・バスの水回りを考慮した配置としておき、将来、中舎・小舎を分割して、小規模ケア化できるようにしておく。

例4:【まず本園の敷地内に、小規模化した新館を新築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の旧館を取り壊し】

①現状(定員70人大舎制の例)



③敷地内に、小規模化した新館を新築

②まず1か所グループホームを作る
⇒・小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ④グループホームやファミリーホームの整備を進めた上で、
旧館を廃止して取り壊し

第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・ 乳児院における小規模化・家庭的養護について理解するためには、乳児院の特性、役割を正しく理解する必要がある。
- ・ 乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。
- ・ 乳児院では、病児や障害のある乳幼児の入所が増えており、また、乳児院は一時保護機能を持ち、アセスメントが十分なされていない段階での緊急対応を行う役割を持つ。
- ・ さらに、入所児の4分の1は在所期間が1ヶ月未満であり、短期の子育て支援のための預かりや、家庭養護が必要な子どもを里親委託へつなげていく役割を持つ。
- ・ また、24時間365日体制で命を守る施設であり、感染症の蔓延防止や夜間の安全管理も重要である。
- ・ 細心の注意を要する出生0か月の新生児や低体重児の入所もあり、かつ、月齢・年齢の人数構成は絶えず変動する。行動的で多動な幼児もあり、事故防止の注意が欠かせない。
- ・ 「社会的養護の課題と将来像」では、そのような乳児院の特性と役割を踏まえつつ、乳児院の養育単位の小規模化を重要な課題としている。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

(2) 乳児院の課題と将来像

①乳児院の役割

- ・ 乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
- ・ 乳児院の在所期間は、半数が短期で、1ヶ月未満が26%、6ヶ月未満を含めると48%となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。
- ・ 児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。
- ・ また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

③養育単位の小規模化

- ・乳児院は、定員20人以下が39%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・また、乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気安定した生活リズムといとなみによって、養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

- ・「課題と将来像」では、乳児院については、施設定員を何人以下にしていくという具体的な目標を明記していないが、大規模施設の解消は重要な課題である。
また、「課題と将来像」では、乳児院については、全ての施設をオールユニットとしていくという目標も明記していないが、養育単位の小規模化の推進は重要な課題である。
- ・乳児院の小規模化に当たっては、上記の乳児院の特性や在り方に十分留意しながら、小規模化を進めていくことが重要である。

2. 小規模化の意義

- ・乳児院の小規模化は、養育単位の小規模化を図り、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うもので、乳幼児期における発達の保障を図ろうとするものであり、次のようなメリットがある。
 - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
 - 落ち着いた雰囲気安定した生活リズムといとなみを持ちやすい。
 - 安全な環境で暮らしているという安心感を持たせやすい。
 - 養育担当者との個別的な愛着関係を築きやすい。
 - 分離体験をもつ子どもたちの心を安定させやすい。
 - 子どものニーズに沿ったかわりをしやすい。
 - 少数の乳幼児と職員との間で穏やかで応答性のある生活をしやすい。
- ・また、乳児院は、約4割は定員20人以下の小規模なものであるが、定員の大きい大規模施設もある。施設養護でなければ果たせない役割のために必要な定員数は確保しつつ、家庭養護を推進して、施設養護の期間をできる限り短期間にしていく必要があり、乳児院の大規模施設の解消に取り組む意義は大きい。

3. 小規模化に当たっての課題

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するとともに、8で掲げるような、小規模化に対応した運営方法をとる必要がある。
 - 1グループの配置職員数が少ないため、グループの職員のみでは、緊急の対応などが難しいことから、施設全体で、緊急の対応をとれる体制が必要。

- 1グループに1人の夜勤の確保は難しいことから、小規模化する場合でも、夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営を可能とすることが必要。
- 夜勤者の担当グループが明確になり、夜勤者同士の協働が少なくなるため、連携をとるための配慮が必要。
- 小規模グループケアで、担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とするためには、グループ編成を工夫する必要がある。
- 新生児は感染症の防止、健康管理や安全管理の上で、十分な配慮が必要。

4. 小規模化の取組状況

- ・ 小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には乳児院では33施設において33グループが実施されていたが、平成24年度には、58施設において90グループの実施が見込まれており、5年間で3倍増している。
- ・ 小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

5. 小規模化を推進するための予算制度

①小規模グループケア

- ・ 乳児院の小規模グループケアの定員は、4人以上6人以下となっている。
(注) 平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則4名とする」とされていたが、5名定員のものが実際に行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として4人以上6人以下とする」と改められた。
- ・ 本来の基本的配置に加え、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）、これらの年休代替要員費等が加算がされる
- ・ 1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化の計画を策定し、推進すること。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を35人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

②賃借費加算

- ・ 分園型小規模グループケアについて、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

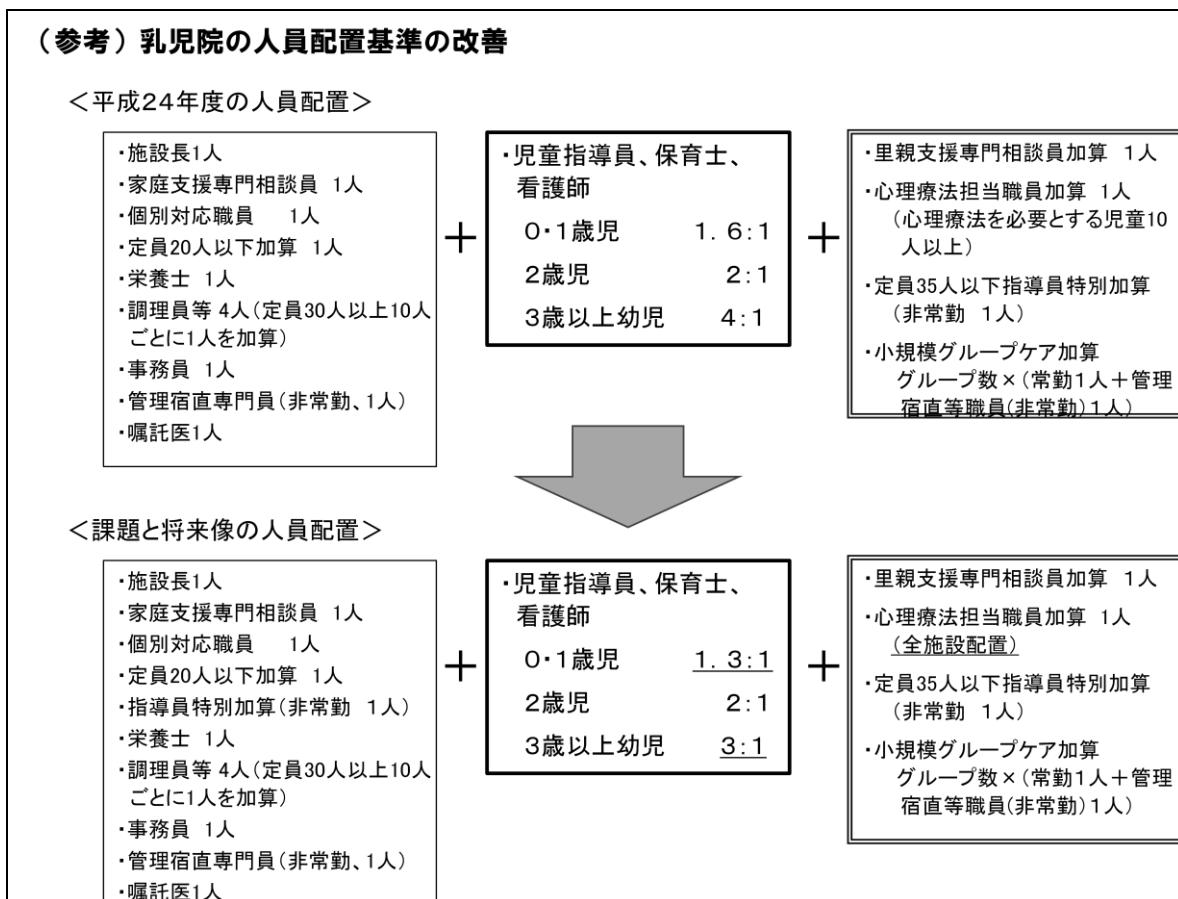
③施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・ 小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。

- ・ 本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。

④安心こども基金

- ・ 児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。

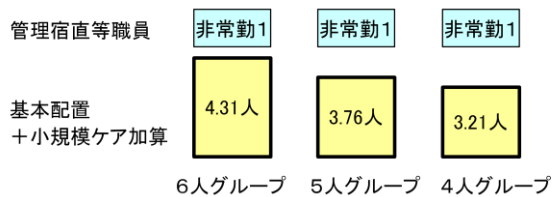


6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

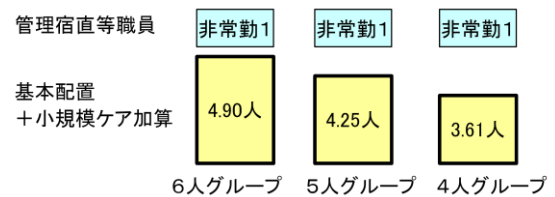
(1) 施設の一部で小規模グループケアを行う場合

- ・ 乳児院では、夜間も小規模グループで就寝する独立型もあるが、少ない職員配置での安全面に配慮して、昼間は小規模グループで生活し、夜間の就寝は施設全体で合同とする運営方法を行うことができる。
- ・ 例えば、「4人配置+非常勤職員1人の計5人」により、昼間2人の体制とし、夜間は施設全体で合同とする場合がある。この場合は、基本配置と小規模グループケア加算(常勤1名及び管理宿直等職員による非常勤1名分)の一部を充てる。
- ・ 小規模グループケアへの職員の配置数には、多様な運営方法がある。

配置構成例【基本配置1. 6:1ベース】



配置構成例【基本配置1. 3:1ベース】



（２）施設全体を小規模グループケアにする場合

① 1グループの標準的な人員配置

- ・ 1グループの標準的な人員配置は、「5人配置により、昼間2人、夜勤は2グループで1人」の体制
- ・ 例えば、昼間13時間を2人体制（休憩時間は交代で休憩）とし、夜間11時間を0.5人（4グループの施設で2人夜勤体制）で計算し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、 $(13 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人} + 11 \text{ 時間} \times 0.5 \text{ 人}) \div (8 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間}) \times 365 \text{ 日} \div 255 \text{ 日} = 5.0 \text{ 人}$ が必要

（注）上記例の昼間13時間は概ね7時から20時まで。休憩1時間は2人のうち1人が交代で休憩。休憩中は1人体制。255日は、厚生労働省の平成23年就労条件総合調査の医療・福祉分野の平均年間休日総数が110.3日であることから、年間365日から110日を差し引いた日数。なお、休日のほかに職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得しやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・ この1グループに5人の配置は、基本配置と小規模グループケア加算1のほか、不足分については、小規模施設加算等や、小規模グループケアの管理宿直等職員2グループ分で常勤1人を置く職員を充てる。

（注）児童定員5人のグループの場合、平均的な数の2歳児・3歳以上児があるとする、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の0.1歳児1.6:1、3歳以上児4:1の配置基準では、3.76人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である0.1歳児1.3:1、3歳以上児3:1の配置基準では、4.25人の職員配置となる。

このため、5人配置は、現行では1.24人、目標水準では0.75人の補充をすれば確保できる。

	配置基準			5人グループで、0・1歳 3.1人、2歳 1.4人、3歳 0.5人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	5人配置のための補充
	0・1歳児	2歳児	3歳以上			
現行	1.6:1	2:1	4:1	$3.1 \div 1.6 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 4 = 2.76 \text{ 人}$	<u>3.76 人</u>	1.24 人
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	$3.1 \div 1.3 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 3 = 3.25 \text{ 人}$	<u>4.25 人</u>	0.75 人

※3歳以上児の数： 児童養護施設入所児童等調査 3歳以上児 355人／全体3,299=10.8% 5人×10.8%=0.5人
2歳児の数： 児童養護施設入所児童等調査 2歳児 931人／全体3,299=28.2% 5人×28.2%=1.4人

② 応援職員の配置等

- ・各グループの職員の病気、休暇、研修等や緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- ・その配置は、個別対応職員 1、定員 20 人以下の小規模施設の加算 1、定員 35 人以下の施設の指導員特別加算（非常勤 1）のうち、①の 1 グループ 5 人を確保するための不足分に充てた残りのほか、本体施設の管理宿直専門員（非常勤 1）、被虐待児受入加算、年休代替費（職員 1 人につき 20 日分）による人数を加えた人数による。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。
（注）非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費（職員 1 人当たり年額 285,700 円）もある。
- ・小規模グループケアの実施の有無にかかわらず、乳児院の夜勤の体制が薄いことから、遅い時間での緊急入所があった場合や、子どもの急な病気への対応が必要となった場合などには、応援職員の夜間勤務や、職員の夜間緊急参集体制をとるなど、リスク管理の体制整備が必要である。

③ 配置構成例

- ・施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。
- ・また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。
- ・なお、現行の 1.6:1 の基本配置の下では、1 ユニットの職員 5 人を配置するには、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、1.3:1 の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

配置構成例【基本配置 1.6:1 ベース】

	応援職員 2 人程度				年休代替職員・被虐待児加算・本体管理宿直専門員などによる 2 人をあてる
その他加算職員	1.24 人	1.24 人	1.24 人	1.24 人	5 人配置とするための不足分 1.24 人 × 4 ユニット = 4.96 人に、 個別対応職員 1 人、小規模施設加算 1 人、指導員特別加算 1 人、小規模ケア管理宿直等職員 4 グループ分による常勤 2 人をあてる
基本配置 + 小規模ケア加算	3.76 人	3.76 人	3.76 人	3.76 人	

配置構成例【基本配置 1.3:1 ベース】

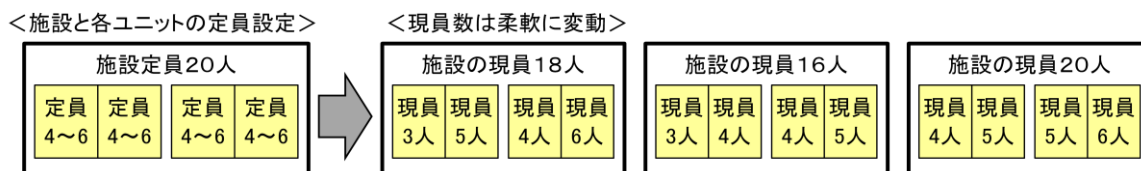
	応援職員 4 人程度				個別対応職員 1 人、指導員特別加算 1 人、年休代替職員・被虐待児加算・本体宿直職員など 2 人をあてる
その他加算職員	0.75 人	0.75 人	0.75 人	0.75 人	5 人配置とするための不足分 0.75 人 × 4 ユニット = 3 人に、 小規模施設加算 1 人、小規模ケア管理宿直等職員 4 グループ分による常勤 2 人をあてる。
基本配置 + 小規模ケア加算	4.25 人	4.25 人	4.25 人	4.25 人	

（注）グループ数やグループの児童数が変わると上記の数は変動する。

④各グループの子どもの数の柔軟な変動

- ・ オールユニット型の施設の運用は、各グループの子どもの数を、子どもの月齢・年齢などにより、柔軟に変動できる。
- ・ 例えば、施設定員 20 名で 4 グループの場合、各グループの定員を 4～6 人と設定しておき、施設の定員 20 人を超えない範囲で、変動して運用することができる。（この場合、各グループの面積は 6 人×2.47 m²以上しておく必要がある。）

【各グループの子どもの数を、月齢・年齢などにより、柔軟に変動できるようにした場合】

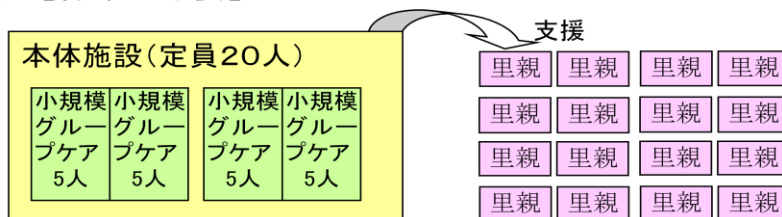


7. 小規模化施設の全体の構成

①施設の全体を小規模グループケアとする場合の構成の標準的な姿

- ・ 施設の全体を小規模グループケアとする場合の構成の標準的な姿は、「本園4ユニット（5人×4グループ＝20人）」とする。

例1【標準的な姿】 4グループ20人（2グループを一組みとして運営）

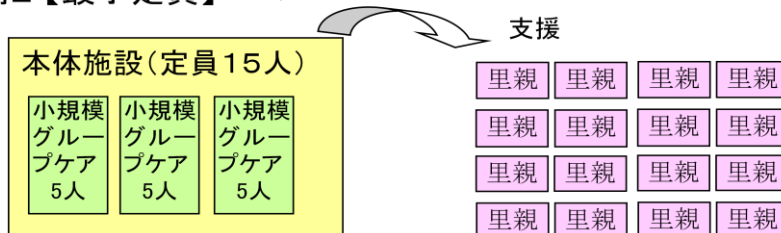


- ・ なお、乳幼児の生命を守り、一時保護の機能や、病児や障害のある乳幼児への対応、短期の子育て支援のための預かりの機能、短期間で里親へつなげていく役割など、多様な役割を持つ乳児院については、個々の乳児院が持つ役割に応じて、その姿を考えていく必要がある。

②多様な姿

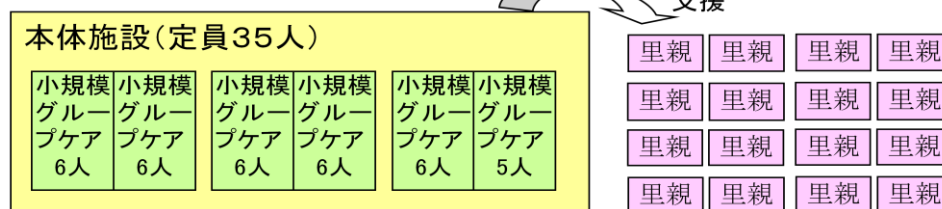
- ・ 定員10人未満の乳児院の制度もあるが、15名～20名程度が望ましい。

例2【最小定員】 3グループ15人



- ・ 本園の最大定員は35人程度（35人は小規模グループケアを6か所まで行う場合の要件）（6人・5人×6グループ＝35人）

例3【最大定員】 6グループ35人



（参考）課題と将来像の整備量のイメージに基づく 1施設当たりの規模

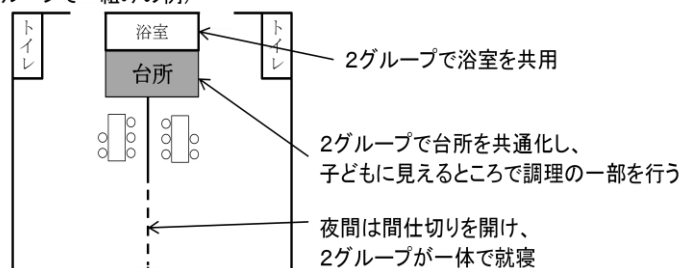
乳児院本園で 3000 人程度 → 1施設平均定員 25 人（5グループ）

$3000 \text{ 人} \times 1.11 = \text{定員 } 3330 \text{ 人}$ 、 $3330 \text{ 人} \div 130 \text{ 施設} = 25.6 \text{ 人}$

③施設の整備

- ・ 寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備を設ける。
- ・ 寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。
- ・ 2つのグループの間の間仕切りを開けられる構造とし、夜間は2グループを一体とすることもできる。
- ・ 台所と浴室はグループごとに個別とすることが望ましいが、乳児院では、隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができる。便所は各グループごととする。玄関は施設全体で共用とすることができる。
- ・ 施設の調理室で調理を行いつつ、家庭的な養育の観点から、調理員や職員が小規模グループケアに接した子どもに見える台所で、食事の配膳や片付け、温めやおやつ作り、あるいは調理の一部をすることが望ましい。

（2グループで一組みの例）



- ・ 浴室又は便所は、その設備が必要でない子どものみを対象とするグループについては、設けないことができる。（例えば、乳児のみを対象とする場合は沐浴設備で足りる。また、おむつやおまるの年齢の乳幼児のみを対象とする場合はそれで足りる。）

- ・ 乳児院の小規模グループケアは、基本的に本園内で行うものを想定するが、同一敷地内又は隣接敷地内の別棟での実施も可能。

8. 小規模化に対応した運営方法

①養育担当制とグループ構成

- ・ 乳児院の小規模グループケアは、乳幼児4～6人のグループであり、職員5人程度で夜勤を含めて交代勤務をする。
- ・ 施設全体を小規模グループケアとした場合に、乳児院運営指針でも掲げられている担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとるためには、子どもの成長によってグループを移る必要が生じないよう、年齢別のグループ構成ではなく、異年齢のグループ構成をとることが必要となるが、新生児、病児、障害児などへの対応も考慮し、グループ構成を検討する。

②授乳と食事

- ・ 授乳と食事は、各ホームで個別に行う。
- ・ 養育者もできるかぎり幼児とともに食事をとって、家庭的な雰囲気をつくる。
- ・ 食事の調理は、通常、施設の調理室で行うが、各ホームに運んで盛り付け等をする。

③遊び

- ・ 日中の暮らしは、室内遊び、散歩など、各ホーム単位で行う。
- ・ また、年齢の大きい幼児を施設全体で集め、遊びや散歩をすることもある。

④排泄、入浴

- ・ おむつ交換、おまるのほか、通常家庭にある大きさのトイレを使用する。
- ・ 入浴は、通常家庭にある大きさの浴室で、養育者とともに行う。

⑤睡眠

- ・ 異年齢のグループの中で、個々の乳幼児の年齢に応じながら、十分な睡眠をとれるよう工夫する。

⑥施設内の応援体制

- ・ 施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等に対応できる体制を整備する。

⑦1グループのみを行う場合の活用方法

- ・ 1グループのみの小規模グループケアを実施する場合には、どのような子どもを対象とするか、施設の運営方針を定める。

⑧組織づくり、人材育成

- ・ 小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
- ・ 定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンの充実を図る。

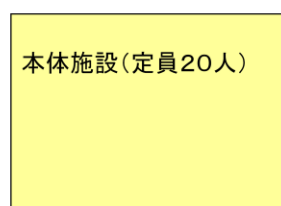
- ・言葉で表現が難しい乳幼児を対象とするだけに、十分な人材育成を図る。
- ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。
- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。
- ・職員と児童のマッチングへの配慮を行う。
- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。
- ・職員の人材育成を図る。

9. 小規模化の方法とステップ

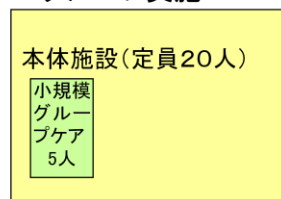
- ・まず1～2ユニットの小規模グループケアを実施する。
- ・乳児院では、多くの施設が既に定員20人以下の小規模であり、その場合は、その定員規模を維持しながら、改築時や大規模修繕により、小規模グループケアの整備を行う。
- ・定員規模が大きい乳児院の場合は、里親推進をしながら、本体施設の定員を引き下げ、改築時に小規模グループケア化する。
- ・定員規模の大きい施設では、改築時に大きめに整備しておき、その後、里親委託推進の進捗に応じ、定員を引き下げて、子どもの居住空間を広げ、小規模グループケア化することも考えられる。

例1:【すでに小規模な施設を、改築時に小規模グループケアに整備】

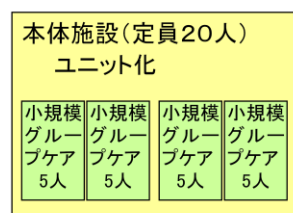
①現状(定員20人の例)



②小規模グループケアを1グループ実施



③本体施設を建て替えし、全ユニット化する



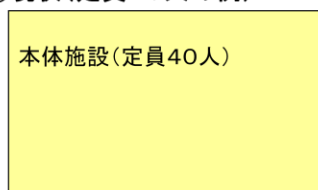
支援



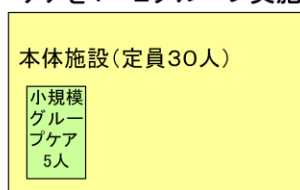
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例2:【規模の大きい施設を、里親推進で小規模化を進め、改築時に小規模グループケア化】

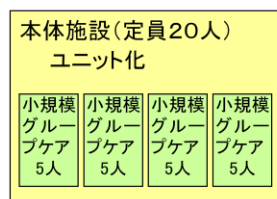
①現状(定員40人の例)



②里親委託を推進しながら定員を縮小し、併せて、改修により、小規模グループケアを1~2グループ実施



③本体施設を建て替えし、全ユニット化する



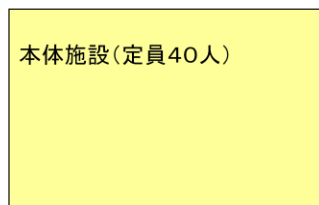
支援



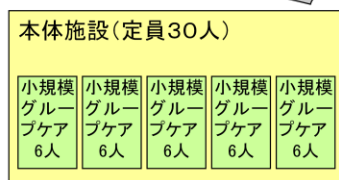
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例3:【規模の大きい施設を、大きめに改築し、その後に里親推進で小規模化を進める】

①現状(定員40人の例)



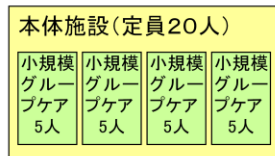
③本体施設を大きめに改築(全ユニット化)



支援



④里親推進を進め、本体施設の定員を削減



支援



- 6人ユニットで整備しておいて、将来5人ユニットにして定員を縮小する
- 多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する

第Ⅲ部 計画的な推進

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定

- ・ 今後１０数年で、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる施設の小規模化と家庭的養護の推進を実現するためには、計画的な取組が必要である。
- ・ このため、今後、この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を参考に、各施設において、「家庭的養護推進計画」を策定する。
- ・ この計画は、大規模施設を解消し、施設の定員を小さくすること、本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、地域のグループホームを増やしていくこと、里親やファミリーホームへの支援を推進すること、などの内容を含む。
- ・ この計画は、各施設がそれぞれの事情に応じて策定するもので、外形的な小規模化の計画にとどまらず、質的な変革を伴うものとする。

2. 都道府県計画の策定

- ・ 各施設において施設の小規模化を進めるに当たっては、都道府県単位での社会的養護の需給バランスとの調和が必要である。社会的養護を必要とする児童数の見込みや、里親等委託率の引き上げのペースと調和させながら、施設の小規模化を進めていく必要がある。
- ・ このため、各都道府県等において、各施設での小規模化・地域分散化の計画の検討を調整しつつ、今後１０年間の児童養護施設等の小規模化・地域分散化の整備計画を策定していく必要がある。
- ・ これまで、個々の施設で施設の小規模化を行いたいと考えても、地域によっては、現時点では施設養護のニーズが高く、施設だけでは小規模化を決めにくいという状況もあった。社会的養護は、行政による措置により児童の保護を行う制度であることから、自治体が施設養護と家庭養護の必要量の見通しを立てることが取組推進の基本となる。
- ・ 社会的養護の課題と将来像では、今後１０数年以内に、本体施設、グループホーム、里親等を３分の１ずつにしていく目標を掲げている。家庭養護、家庭的養護への転換を強力に進めていくため、計画的な取組が必要である。
- ・ なお、政令指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設への措置が行われることから、道府県と市が連携調整して計画を策定していく必要があることに留意が必要である。

3. 施設整備費等の確保

- ・施設の小規模化・地域分散化を進めるためには、施設の改築及び大規模修繕、グループホームの新設を行うための施設整備費補助金の増額確保が必要である。
- ・また、平成24年度から建物を賃借してグループホームやファミリーホームを行う場合に月額10万円まで措置費に算定できる仕組みが設けられたことから、その活用も推進する。

4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて

- ・平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を策定し、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。
- ・都道府県計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」として、社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。また、市町村計画には、都道府県の施策との連携に関する事項を定めることとされている。
- ・今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることとなり、社会的養護の課題と将来像の取組を反映していくことが検討される。

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために（概要）

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ
平成24年9月

I 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

- | | | |
|----------------------------------|-----|----|
| 1. 社会的養護の課題と将来像に掲げられた児童養護施設の小規模化 | ・ ・ | 1 |
| 2. 児童養護施設の小規模化の意義と課題 | ・ ・ | 2 |
| 3. 児童養護施設の小規模化を推進するための予算制度 | ・ ・ | 3 |
| 4. 児童養護施設の小規模グループの人員配置と応援職員の配置 | ・ ・ | 5 |
| 5. 小規模化した児童養護施設の全体の構成 | ・ ・ | 8 |
| 6. 児童養護施設の小規模化・地域分散化に対応した運営方法 | ・ ・ | 11 |
| 7. 児童養護施設の小規模化のステップ例 | ・ ・ | 12 |

II 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

- | | | |
|-------------------------------|-----|----|
| 1. 社会的養護の課題と将来像に掲げられた乳児院の小規模化 | ・ ・ | 16 |
| 2. 乳児院の小規模化の意義と課題 | ・ ・ | 17 |
| 3. 乳児院の小規模化を推進するための予算制度 | ・ ・ | 18 |
| 4. 乳児院の小規模グループの人員配置と応援職員の配置 | ・ ・ | 20 |
| 5. 小規模化した乳児院の全体の構成 | ・ ・ | 23 |
| 6. 乳児院の小規模化に対応した運営方法 | ・ ・ | 25 |
| 7. 乳児院の小規模化のステップ例 | ・ ・ | 26 |

III 計画的な推進

・ ・ 29

I 児童養護施設における小規模化及び家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像に掲げた児童養護施設の小規模化

「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月とりまとめ)より、

■小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。
- ・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、
 - (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化(オールユニット化)をしていく。
 - (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。(45人以下は現在の小規模施設加算の基準)
 - (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。
- ・将来の児童養護施設の姿は、一施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを開設又は支援するとともに、里親支援を行う。

■本体施設の高機能化

- ・児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にする。

■社会的養護の整備量の将来像

- ・日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
 - (a)概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b)概ね3分の1が、グループホーム
 - (c)概ね3分の1が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)という姿に変えていく。

2. 児童養護施設の小規模化の意義と課題

小規模化の意義 ・ ・ 「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

小規模化に当たっての課題と対応 ・ ・ 次のような課題に対応するため、小規模化・地域分散化に対応した運営方法をとる必要がある。

- 職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。
- ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかかわりになる危険性がある。
- 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
- 小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。
- 大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が大きい。
- 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力を求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

3. 児童養護施設の小規模化を推進するための予算制度

(1) 小規模グループケア

- 本体施設の敷地内で行うものと、敷地外においてグループホームとして行うもの（分園型小規模グループケア）
- 定員は、児童養護施設は6人以上8人以下
- 本来の基本的配置に加算：
 - ・ 児童指導員又は保育士 1人
 - ・ 管理宿直等職員 1人分（非常勤）
 - ・ 年休代替要員費等
- 1 本体施設につき6か所まで指定できる
 - ・ 3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化及び地域分散化の計画を策定し、推進すること。

(2) 地域小規模児童養護施設

- 定員6人
- 人員配置：
 - ・ 児童指導員又は保育士 3人（うち1人は非常勤とすることが可能）
 - ・ 管理宿直専門員 1人分（非常勤）
 - ・ 年休代替要員費等
- 本体施設1施設につき2か所を超える指定をするときは、家庭福祉課と協議

(3) 賃借費加算

- 地域小規模児童養護施設、小規模分園型母子生活支援施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホームについて、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

(4) 措置費関係その他

- ・ 平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
- ・ 現在、定員41人以上の施設で配置している栄養士については、グループホームを含めた栄養管理が必要であることから、地域小規模児童養護施設を含めた定員41人以上の施設で栄養士の配置ができるよう配慮する。

(5) 施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・ 小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加算
- ・ 地域小規模児童養護施設についても、児童養護施設本体の子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加算して、補助を算定する。
- ・ 本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
- ・ 本体施設には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

(6) 安心子ども基金

- ・ 児童養護施設等環境改善事業補助

(参考) 児童養護施設の人員配置基準の改善

<平成24年度の人員配置>

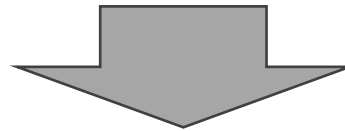
- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・嘱託医1人

+

- ・児童指導員、保育士
- 0・1歳児 1. 6:1
- 2歳児 2:1
- 3歳以上幼児 4:1
- 小学生以上 5. 5:1

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
(心理療法を必要とする児童10人以上)
- ・看護師加算 1人
(対象児童15人以上)
- ・定員35人以下指導員特別加算
(非常勤 1人)
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+管理
宿直等職員(非常勤)1人)



<将来像の人員配置>

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・嘱託医1人

+

- ・児童指導員、保育士
- 0・1歳児 1. 3:1
- 2歳児 2:1
- 3歳以上幼児 3:1
- 小学生以上 4:1

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・自立支援担当職員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
(全施設配置)
- ・看護師加算 1人
(対象児童15人以上)
- ・定員35人以下指導員特別加算
(非常勤 1人)
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+管理
宿直等職員(非常勤)1人)

4. 児童養護施設の小規模グループの人員配置と応援職員の配置

1 グループの標準的な人員配置

○「3人配置による早番・遅番勤務（1人体制） + 非常勤の管理宿直等職員」の体制

→ 1日を早番と遅番で分担し、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、
 $365日 \times 2人 \div 255日 = 2.86人 \rightarrow 3人が必要$

（注）255日は、厚生労働省の平成23年就労条件総合調査の医療・福祉分野の1企業平均年間休日総数が110.3日であることから、年間365日から110日を差し引いた日数とした

○小規模グループケアでは、基本配置＋小規模グループケア加算1＋調理員等の一部を充てる。
 地域小規模児童養護施設では、常勤2＋非常勤1の単価により3人を配置。

○小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設は、1グループに1人分の管理宿直等職員が計上されていることから、宿直は、週の半分を管理宿直等職員で補う。
 また、管理宿直等職員の一部は、夕方などの家事支援員に活用する。

必要人員の確保

○上記の3人は、基本配置と小規模グループケア加算のほか、以下の職員の一部を活用して、不足分を確保する。

- | | | |
|---|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別対応職員 1人 ・ 定員45名以下の小規模施設の加算 1人 ・ 調理員等 4人 ・ 定員35人以下の施設の指導員特別加算 非常勤1人 ・ 施設本体の管理宿直専門員 非常勤1人 ・ 被虐待児受入加算（対象児童1人月額26,100円） ・ 年休代替費（施設長等以外の職員1人につき20日分） | } | →施設の規模等によるが、
常勤で2人分程度の配置が可能 |
|---|---|--------------------------------|

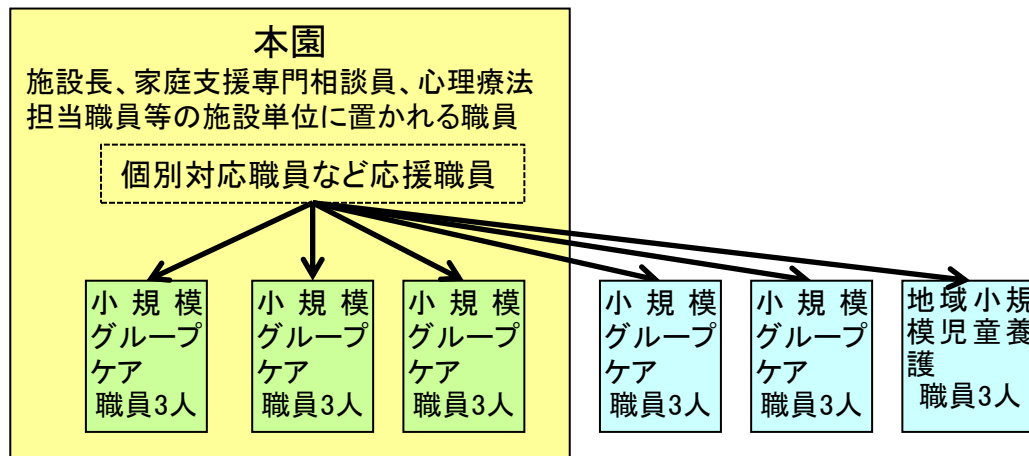
※業務省力化勤務条件改善費（週所定労働時間40時間の実施経費：直接処遇職員1人につき年額285,700円）も、人件費に充当可能であるが、この試算では充当しないで算定する。

多様な配置方法

- 上記の標準的な配置方法のほかに、多様な配置方法が行われている。
- 管理宿直等職員2グループ分で1名の常勤職員を置いて2グループを兼務とし、本園2グループで職員7名を配置し、宿直は2グループで1人として、職員7人が週1回の宿直を行う方法。
- 住み込み職員とし、宿直によらない方法。
- 子どもが学校に行っている昼間の職員配置をしぼり、夕方を複数配置にする方法。

応援職員の配置

- 各グループの職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応、新人職員のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- その配置は、
 - ・個別対応職員1人、定員45人以下の小規模施設加算職員1人、定員35人以下の指導員特別加算1人(非常勤)、調理員等4名から、1グループ3人を確保するための不足分に充てた分を除いた人数のほか、
 - ・被虐待児童受入加算費、本体施設の管理宿直専門員、年休代替職員費(年間20日分×職員数)による。
- 施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

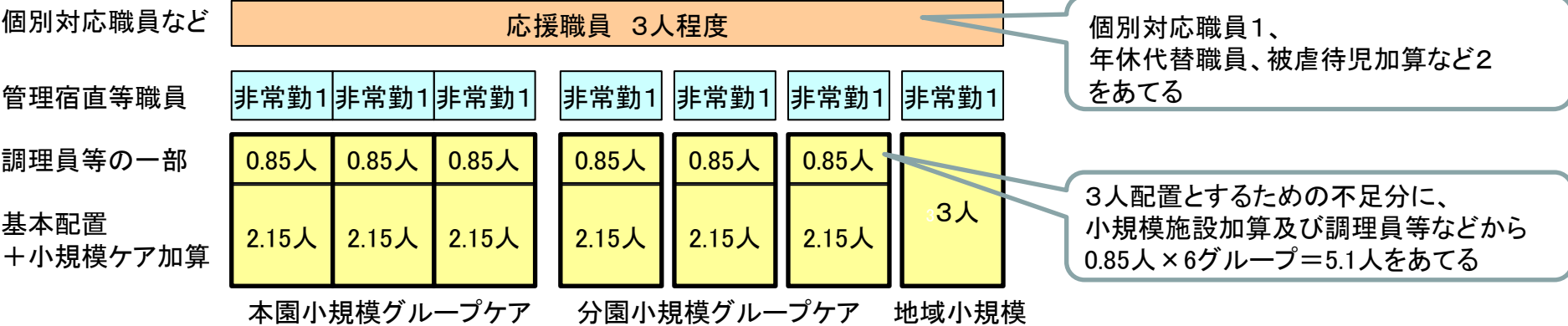


<6人グループの場合（児童養護施設）>

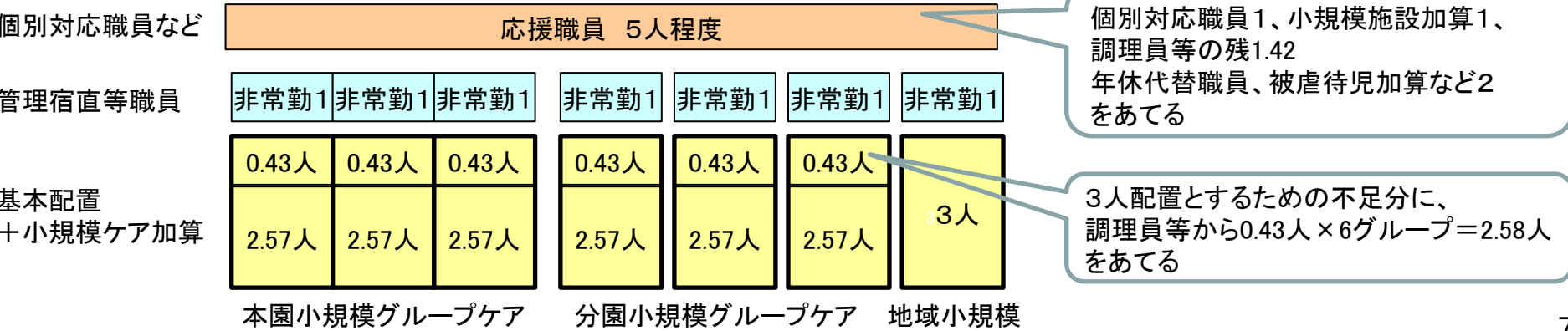
	配置基準		6人グループで、小学生以上5.2人、 年少児0.8人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	調理員等をグループ 担当に算入+1 (A)	実質の配置 (6/A)
	小学生以上	年少児				
現行	5.5 : 1	4 : 1	$5.2 \div 5.5 + 0.8 \div 4 = 1.15$ 人	2.15人	3.15人	1.9:1
目標水準	4 : 1	3 : 1	$5.2 \div 4 + 0.8 \div 3 = 1.57$ 人	2.57人	3.57人	1.68:1

※年少児の数： 児童養護施設入所児童等調査 3～5歳児計4,351人／全体31,593=14% により、 6人×14%=0.8人

配置構成例【基本配置5.5:1ベース】



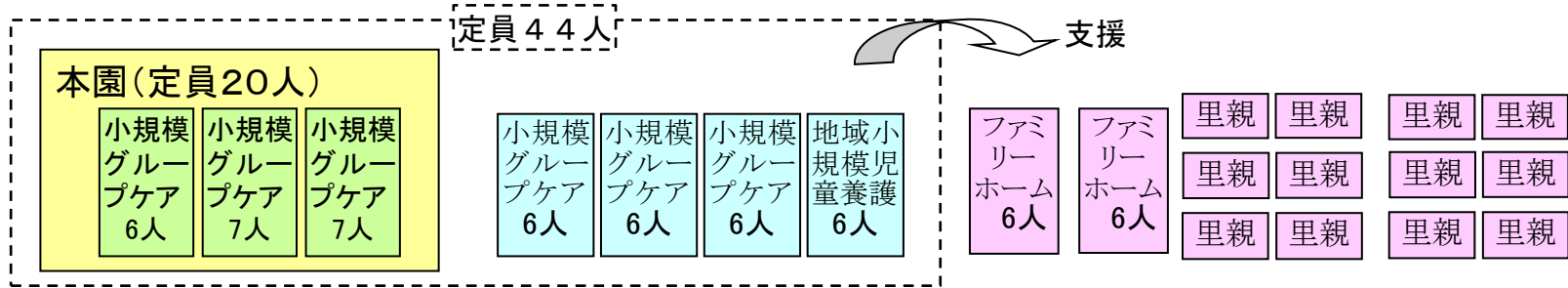
配置構成例【基本配置4:1ベース】



5. 小規模化した児童養護施設の全体の構成

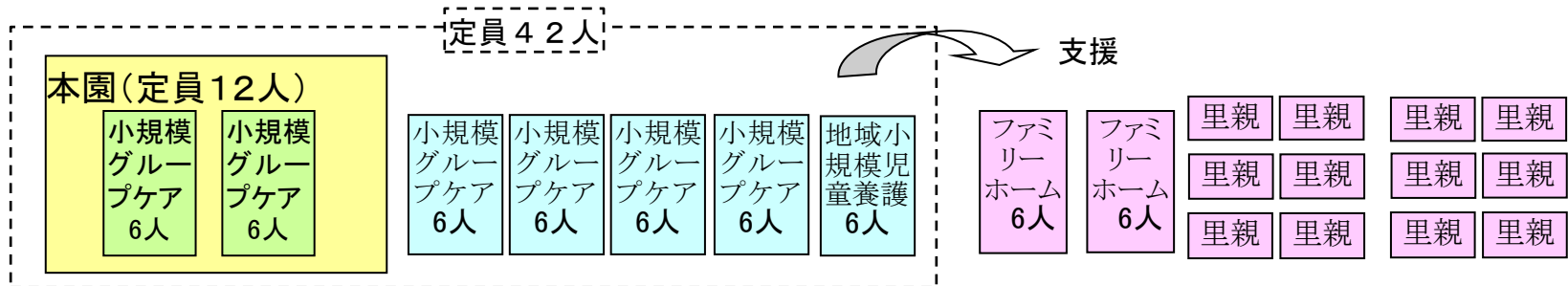
例1【標準的な姿】

本園20人（6人×1グループ+7人×2グループ）、分園型小規模グループケア18人（6人×3ホーム）、地域小規模6人（6人×1ホーム）



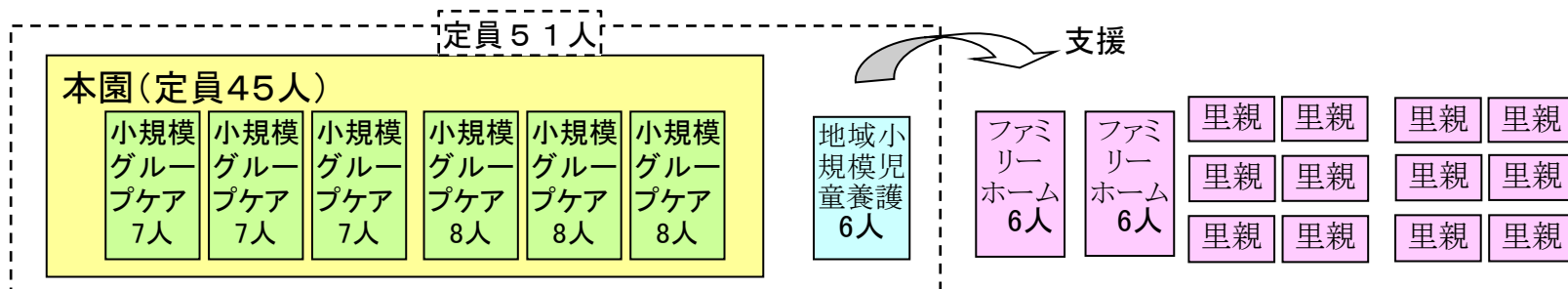
例2【本園の最小定員】

本園12人（6人×2グループ）+グループホーム



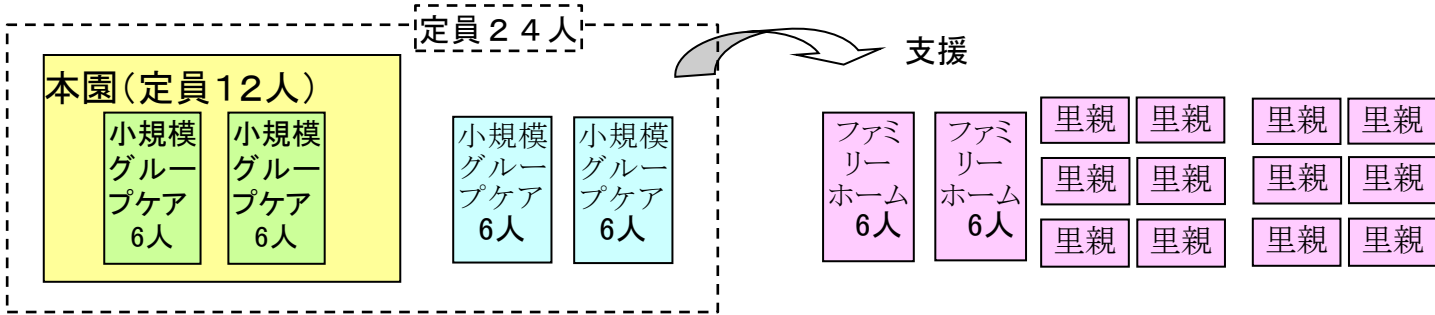
例3【本園の最大定員】

本園45人（7人×3グループ、8人×3グループ）+グループホーム



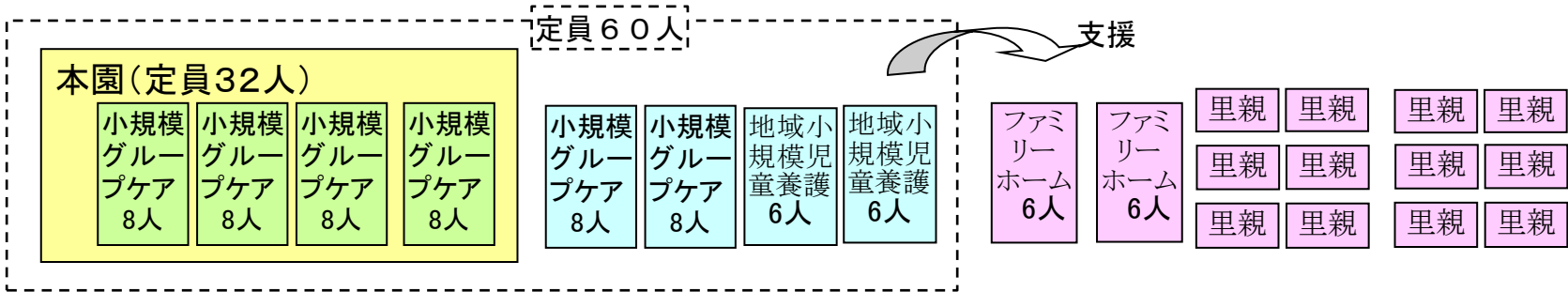
例4【施設の最小定員】

24人 = 本園12人（6人×2グループ）
+ 分園型小規模グループケア12人（6人×2ホーム）



例5【施設の最大定員】

60人 = 小規模グループケア(8人×6グループ)、地域小規模(6人×2グループ)



(参考)「社会的養護の整備量の将来像」に基づく1施設の標準的な規模

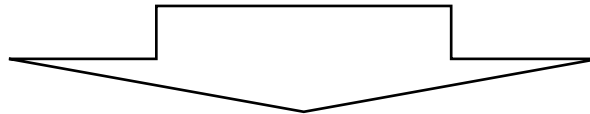
(児童養護施設)

○「整備量の将来像」に記述されたイメージ

- ・児童養護施設600か所、地域小規模児童養護施設600か所
- ・児童数：児童養護施設本園11000人、地域小規模3200人、小規模ケアのグループホーム型9000人

○これに基づく1施設当たりの定員のイメージ

- | | |
|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童養護の本体施設</u> → 1施設平均20人(3グループ)
 $11,000人 \times 1.11 = \text{定員} 12,210人、12,210人 \div 600 \text{施設} = 20.35人$ ・ <u>小規模ケアのグループホーム型</u> → 1施設平均17人(3ホーム)
 $9,000人 \times 1.11 = \text{定員} 9,990人、9,990人 \div 600 \text{施設} = 16.65人$ ・ <u>地域小規模児童養護</u> → 1施設に1ホーム、定員6人 | } 合計43人 |
|---|---------|



標準的な児童養護施設の姿

- ・本園小規模グループケア3 + 分園型小規模グループケア3 + 地域小規模1 ⇒ $6人 \times 7 \text{グループ} = 42人$
- ・このほかに、2か所程度、地域にファミリーホームを持ち、又は地域のファミリーホームを支援する。

6. 児童養護施設の小規模化・地域分散化に対応した運営方法

職員を孤立させない組織運営

- ・職員が課題を一人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- ・小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間をつくり、週1回のホーム担当職員会議を行う。
- ・施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- ・緊急時に相談したり、応援に来てもらえる体制。
- ・ケース会議を行い、課題を組織全体で考える取組。
- ・パソコンでの情報共有。
- ・スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズ。
- ・施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入る。
- ・分園を含めて参加できる行事を行う。
- ・非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。
- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。
- ・小規模化に対応した人材育成。

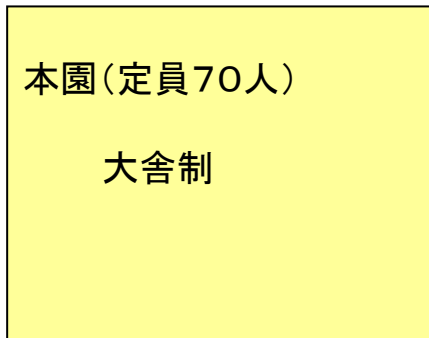
自主性を尊重したホーム運営

- ・個々のホーム（小規模グループケア、グループホーム）ごとに、運営方針を明確化し、職員が共有する。
- ・子ども達の意見や、ホーム等の担当職員の意見も取り込んで、子ども達が主役となれる方針をつくる。
- ・子どもとともに生活をつくる。子ども達とホームの担当職員が参加したホーム会議を行う。また、ホーム通信などで帰属意識や一体感を醸成する。

7 児童養護施設の小規模化のステップ例

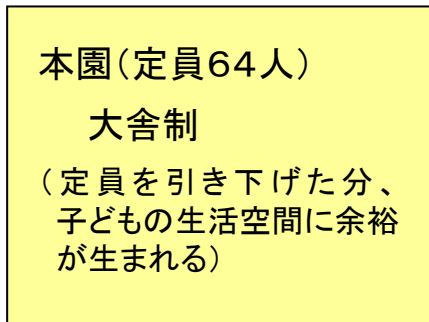
例1:【まずグループホームを整備し、その後、順次、本園の大規模修繕をして小規模ケア化】

①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る

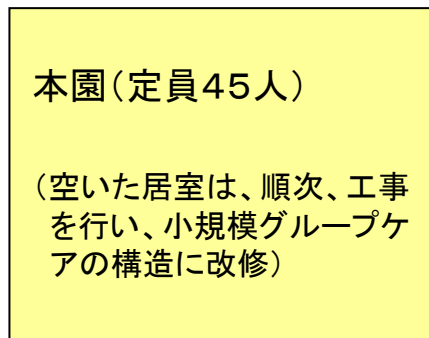
- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



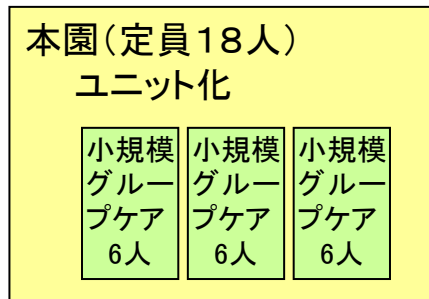
③大規模修繕するとともに、グループホームを増やす

里親支援をしながら里親委託を進める

⇒本園の定員を更に引下げ



④本園を全ユニット化する



小規模グループケア 6人

小規模グループケア 6人

地域小規模児童養護 6人

ファミリーホーム 6人

里親	里親
里親	里親
里親	里親

小規模グループケア 6人

小規模グループケア 6人

小規模グループケア 6人

地域小規模児童養護 6人

ファミリーホーム 6人

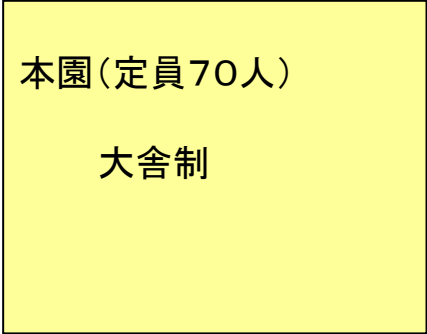
ファミリーホーム 6人

里親	里親
里親	里親
里親	里親

里親	里親
里親	里親
里親	里親

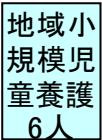
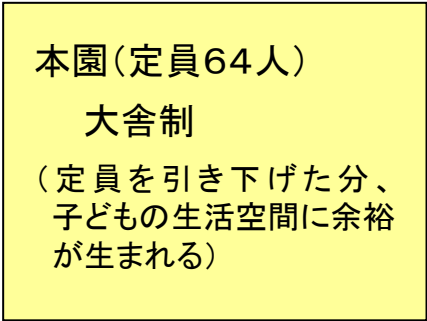
例2:【まずグループホームを整備し、その後、本園を改築して小規模ケア化】

①現状(定員70人大舎制の例)

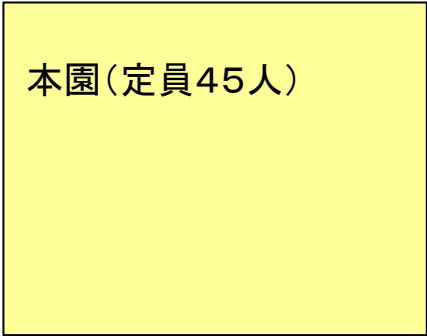


②まず1か所グループホームを作る

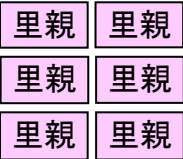
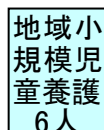
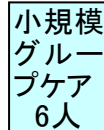
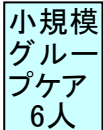
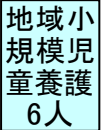
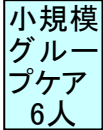
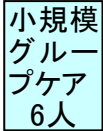
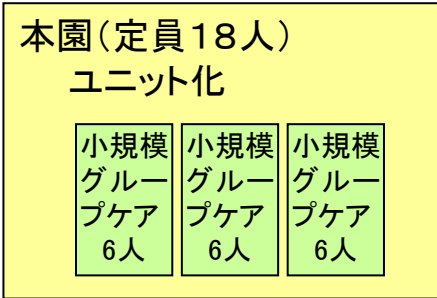
- ⇒・小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本園の定員を更に引下げ

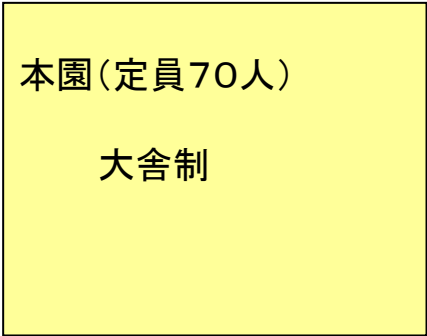


④本園を改築して、全ユニット化する



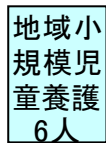
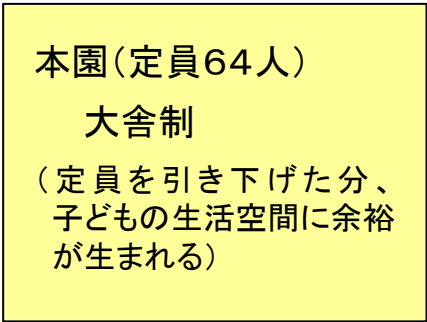
例3:【まず本園を大きめに改築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の小規模化】

①現状(定員70人大舎制の例)



②まず1か所グループホームを作る

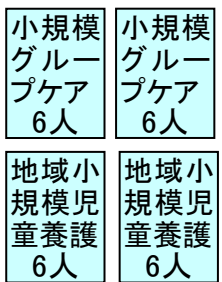
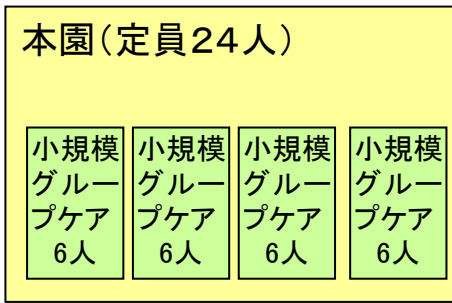
- ⇒ 小規模養育のノウハウを習得
- ・ 本園の定員を引下げ



③本園をやや大きめに改築



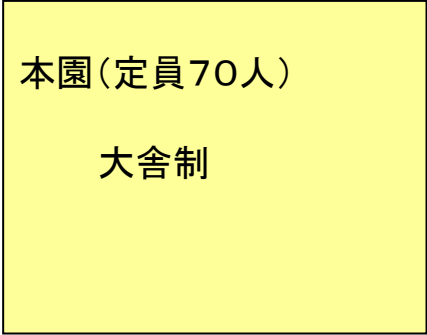
④グループホームやファミリーホームを整備しながら、本園の定員を縮小



- 例
- まず、8人ユニットで整備しておいて、将来6人ユニットにして定員を縮小する(2人部屋を個室で利用するなど)
 - まず、本園を多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する
 - まず、本園を中舎又は小舎で建て替え整備する場合でも、小規模化した際のトイレ・キッチン・バスの水回りを考慮した配置としておき、将来、中舎・小舎を分割して、小規模ケア化できるようにしておく。

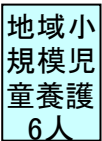
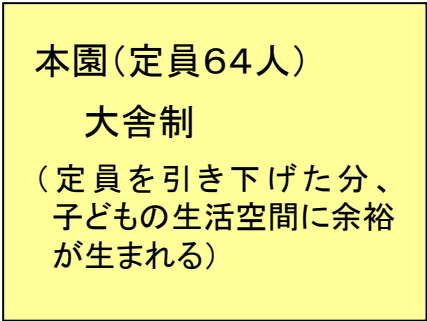
例4:【まず本園の敷地内に、小規模化した新館を新築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の旧館を取り壊し】

①現状(定員70人大舎制の例)

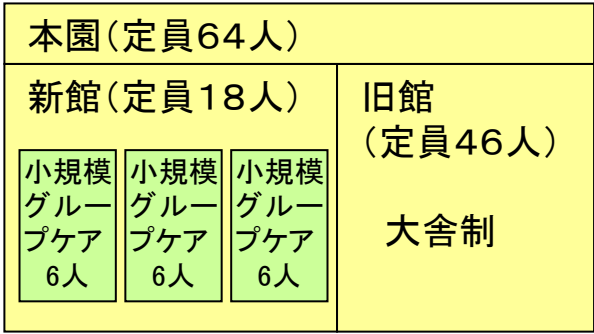


②まず1か所グループホームを作る

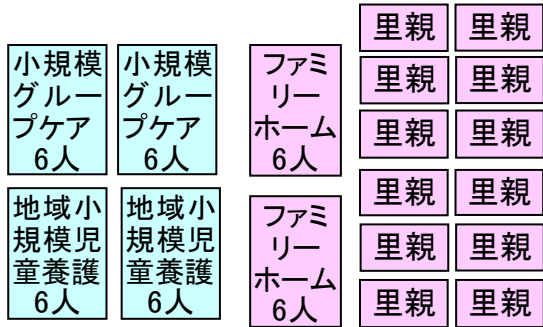
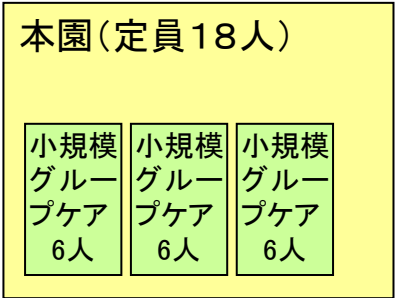
- ⇒・小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



③敷地内に、小規模化した新館を新築



④グループホームやファミリーホームの整備を進めた上で、旧館を廃止して取り壊し



Ⅱ 乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像に掲げられた乳児院の小規模化

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月とりまとめ）より抜粋

■乳児院の役割

- ・ 乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
- ・ 乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。
- ・ 児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。
- ・ また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

■養育単位の小規模化

- ・ 乳児院は、定員20人以下が39%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・ また、乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気の中で安定した生活リズムといとなみによって、養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。
- ・ 乳児院で小規模グループケア（定員4～6人を一つの養育単位とする）を進めるためには、基本的な人員配置の充実が課題である。その際、乳児院では安全対策のため夜勤体制の確保が必要であり、1グループに1人の夜勤の確保は難しいとしても、2グループを1人の夜勤者がみることができるよう施設構造が必要となる。

2. 乳児院の小規模化の意義と課題

小規模化の意義 ・ ・ 養育単位の小規模化を図ることによって、「家庭的養護と個別化」を行い、乳幼児期における発達の保障を図ろうとするもの

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 落ち着いた雰囲気で安定した生活リズムといとなみを持ちやすい。
- 安全な環境で暮らしているという安心感を持たせやすい。
- 養育担当者との個別的な愛着関係を築きやすい。
- 分離体験をもつ子どもたちの心を安定させやすい。
- 子どものニーズに沿ったかわりをしやすい。
- 少数の乳幼児と職員との間で穏やかで応答性のある生活をしやすい。

小規模化に当たっての課題と対応 ・ ・ 次のような課題に対応するため、小規模化に対応した運営方法をとる必要がある。

- 1グループの配置職員数が少ないため、グループの職員のみでは、緊急の対応などが難しいことから、施設全体で、緊急の対応をとれる体制が必要。
- 1グループに1人の夜勤の確保は難しいことから、小規模化する場合でも、夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に寝るなどの運営を可能とすることが必要。
- 小規模グループケアで、担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とするためには、グループ編成を工夫する必要がある。

3. 乳児院の小規模化を推進するための予算制度

(1) 小規模グループケア

- 定員は、乳児院は4人以上6人以下
- 本来の基本的配置に次の加算がされる
 - ・ 児童指導員又は保育士 1人
 - ・ 管理宿直等職員 1人分（非常勤）
 - ・ 年休代替要員費等
- 1 本体施設につき6か所まで指定できる
 - ・ 3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化の計画を策定し、推進すること。

(2) 賃借費加算

- 分園型小規模グループケアについて、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

(3) 施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- 小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加算
- 本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。

(4) 安心子ども基金

- 児童養護施設等環境改善事業補助

（参考）乳児院の人員配置基準の改善

＜平成24年度の人員配置＞

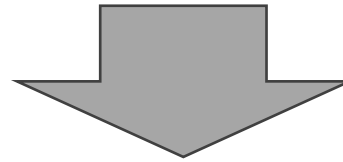
- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人（定員30人以上10人ごとに1人を加算）
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員（非常勤、1人）
- ・嘱託医1人

+

- ・児童指導員、保育士、
看護師
- | | |
|--------|--------|
| 0・1歳児 | 1. 6:1 |
| 2歳児 | 2:1 |
| 3歳以上幼児 | 4:1 |

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
（心理療法を必要とする児童10人以上）
- ・定員35人以下指導員特別加算
（非常勤 1人）
- ・小規模グループケア加算
グループ数×（常勤1人＋管
理宿直等職員（非常勤）1人）



＜将来像の人員配置＞

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・指導員特別加算（非常勤 1人）
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人（定員30人以上10人ごとに1人を加算）
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員（非常勤、1人）
- ・嘱託医1人

+

- ・児童指導員、保育士、
看護師
- | | |
|--------|---------------|
| 0・1歳児 | <u>1. 3:1</u> |
| 2歳児 | 2:1 |
| 3歳以上幼児 | <u>3:1</u> |

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
（全施設配置）
- ・定員35人以下指導員特別加算
（非常勤 1人）
- ・小規模グループケア加算
グループ数×（常勤1人＋管
理宿直等職員（非常勤）1人）

4. 乳児院の小規模グループケアの人員配置と応援職員の配置

(1) 施設の一部で小規模グループケアを行う場合

○乳児院では、夜間も小規模グループで就寝する独立型もあるが、少ない職員配置での安全面に配慮して、昼間は小規模グループで暮らし、夜間の就寝は施設全体で合同とする運営方法ができる。

○この場合、基本配置と小規模グループケア加算（常勤1名及び管理宿直等職員による非常勤1名分）を用いて、1ユニットの配置は、「常勤4人＋非常勤1人」の配置をする。

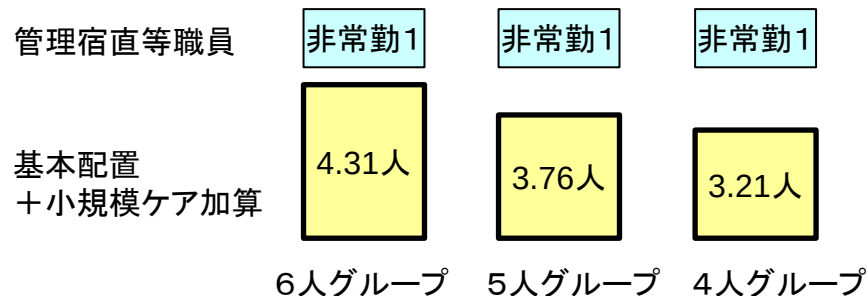
（例）「4人配置＋非常勤の補助職員1人の計5人」により、「昼間2人」の体制とする場合
（昼間のみの小規模グループケアとし、夜間の就寝は施設全体で一緒とする場合。）

- ・ 4人配置は、基本配置＋小規模ケア加算の一部を充てる。
補助職員1人は、小規模ケアの管理宿直等職員を充てる。
- ・ 昼間13時間を2人体制とし、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、
 $(13時間 \times 2人) \div 8時間 \times 365日 \div 255日 = 4.82人$ が必要

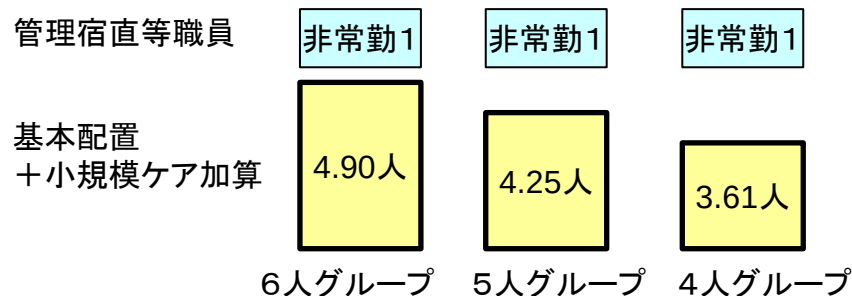
※夜間の就寝も独立のグループとする運営方法もある。

※グループケアへの職員の配置数には、多様な運営方法がある。

配置構成例 【基本配置1. 6:1ベース】



配置構成例 【基本配置1. 3:1ベース】



(2) 施設全体を小規模グループケアにする場合

1 グループの標準的な人員配置

○「5人配置により、昼間2人、夜間は2グループで1人」の体制

→例えば、昼間13時間を2人体制、夜間11時間を0.5人(4グループ2人体制を想定)で計算し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、 $(13時間 \times 2人 + 11時間 \times 0.5人) \div (8時間 + 1時間) \times 365日 \div 255日 = 5.0人$ が必要

(注) 昼間13時間は、概ね7時から20時まで。休憩1時間は2人中1人が交代で休憩。255日は、厚生労働省の平成23年就労条件総合調査の医療・福祉分野の平均年間休日総数が110.3日であることから、年間365日から110日を差し引いた日数

○上記の配置は、基本配置と小規模グループケア加算のほか、小規模グループケアの管理宿直等職員2グループ分で常勤1人を置くことができ、そのほか、以下の職員を活用して、不足分を確保。

- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下の小規模施設の加算 1人
- ・定員35人以下の施設の指導員特別加算 非常勤1人
- ・施設本体の管理宿直専門員 非常勤1人
- ・被虐待児受入加算(対象児童1人月額26,100円)
- ・年休代替費(施設長等以外の職員1人につき20日分)

※乳児院では、施設で一括調理をすることを主とし、調理員等をユニットの配置に算定しない。

※業務省力化勤務条件改善費(週所定労働時間40時間の実施経費：直接処遇職員1人につき年額285,700円)も、人件費に充当可能であるが、この試算では充当しないで算定する。

児童5人のグループの場合の職員配置

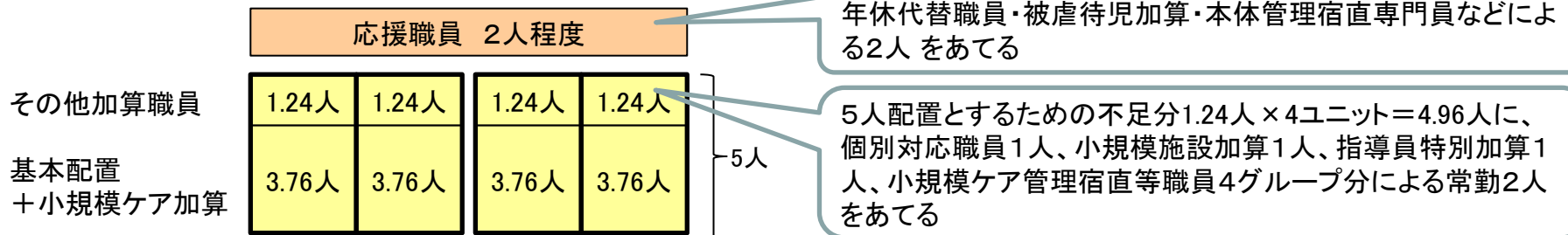
	配置基準			5人グループで、0・1歳3.1人、2歳1.4人、3歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	5人配置のための補充
	0・1歳児	2歳児	3歳以上			
現行	1.6 : 1	2 : 1	4 : 1	$3.1 \div 1.6 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 4 = 2.76人$	<u>3.76人</u>	1.24人
目標水準	1.3 : 1	2 : 1	3 : 1	$3.1 \div 1.3 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 3 = 3.25人$	<u>4.25人</u>	0.75人

※3歳以上児の数：児童養護施設入所児童等調査 3歳以上児 355人／全体3,299=10.8% 5人×10.8%=0.5人
2歳児の数：児童養護施設入所児童等調査 2歳児 931人／全体3,299=28.2% 5人×28.2%=1.4人

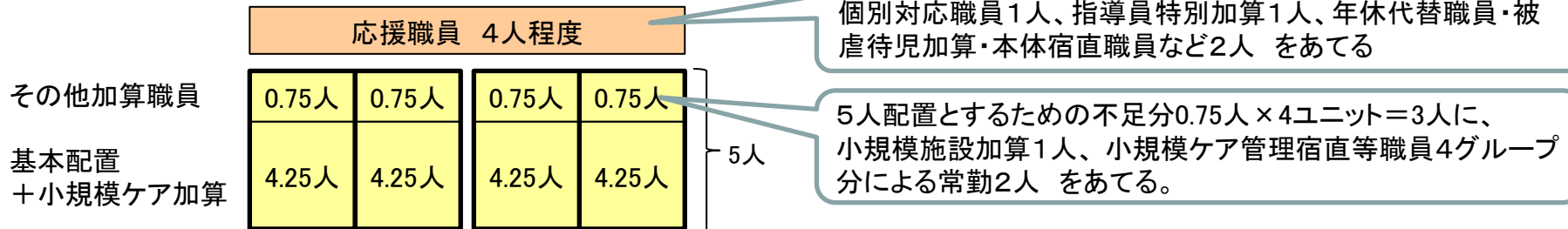
施設全体を小規模グループケアとする場合(5人×4グループの場合)の配置

1グループにつき、「5人配置により、昼間2人、夜間は2グループで1人」の体制（昼間は概ね7時～20時）（夜間は施設で2名の体制となる）

配置構成例【基本配置1. 6:1ベース】



配置構成例【基本配置1. 3:1ベース】

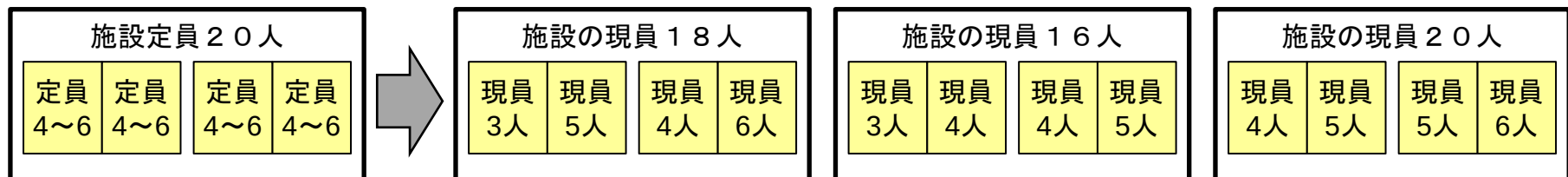


オールユニット型の施設の運用は、各グループの子どもの数を、子どもの月齢・年齢などにより、柔軟に変動できる。

- 施設定員20名で4グループの場合、各グループの定員を4～6人と設定し、施設の定員20人を超えない範囲で、変動して運用できる。（各グループの面積は6人×2.47㎡以上にしておく必要）

<施設と各ユニットの定員設定>

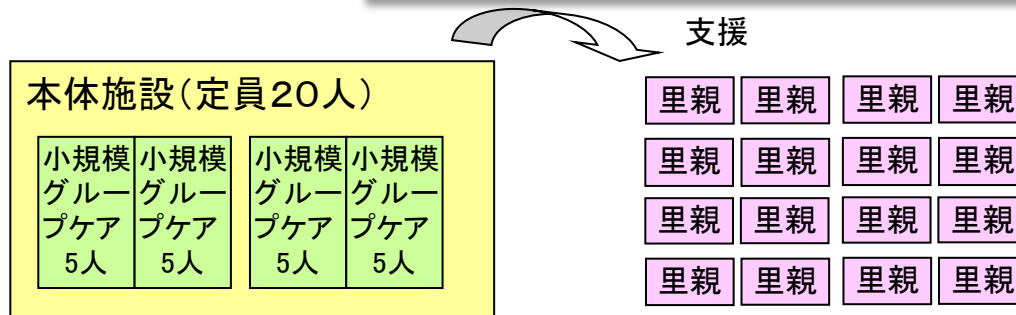
<現員数は柔軟に変動>



4. 小規模化した乳児院の全体の構成

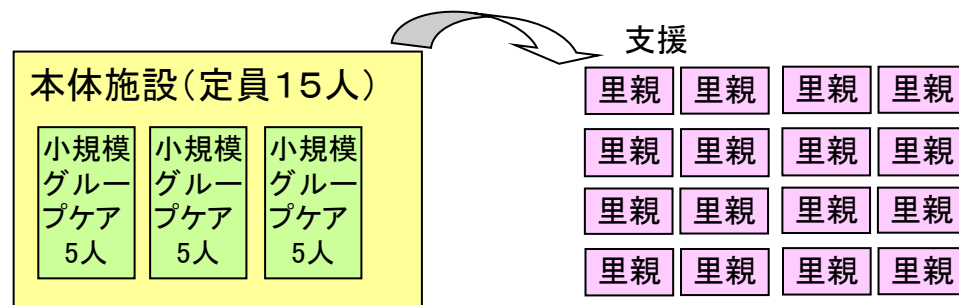
例1【標準的な姿】

施設定員20人（4グループ）（2グループを一組みとして運営）



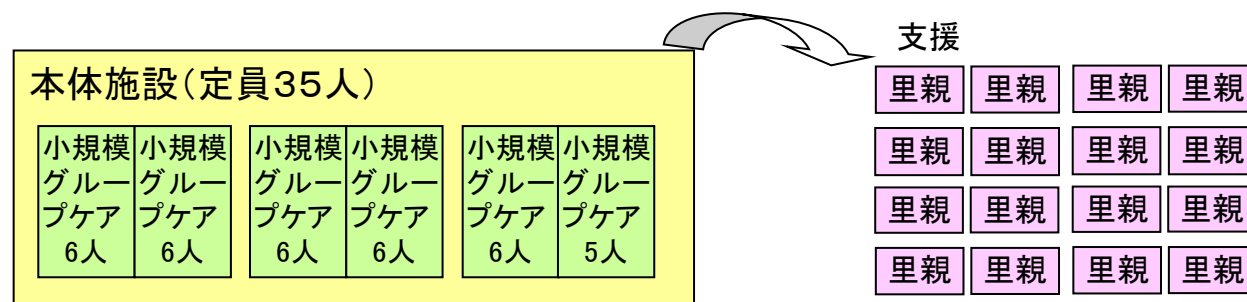
例2【最小定員】

定員10人未満の乳児院の制度もあるが、15名程度以上（3グループ）が望ましい



例3【最大定員】

施設定員35人程度（35人は小規模グループケアを6グループまでとする際の要件）



(参考)「社会的養護の整備量の将来像」に基づく1施設の標準的な規模

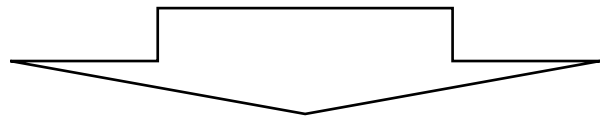
(乳児院)

○「整備量の将来像」に記述されたイメージ

- ・乳児院130か所
- ・児童数：乳児院3000人

○これに基づく1施設当たりの定員のイメージ

- ・乳児院で3000人程度 → 1施設平均定員25人
現員3000人 $\times$ 1.11 = 定員3330人、 $3330 \text{人} \div 130 \text{施設} = 25.6 \text{人}$



標準的な乳児院の姿

- ・本園4グループ $\Rightarrow 5 \text{人} \times 4 \text{グループ} = 20 \text{人}$

※乳児院では現在、定員20人以下が4割であることから、標準的な乳児院の姿を20人と設定する。

5. 乳児院の小規模化に対応した運営方法

担当養育制とグループ構成

- ・ 乳児院の小規模グループケアは、乳幼児 4 ～ 6 人のグループであり、職員 5 人程度で夜勤を含めて交代勤務をする。
- ・ 担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとるためには、施設全体を小規模グループケアとする場合は、年齢等でグループを移る必要がないよう、異年齢のグループ構成をとることが必要となるが、新生児、病児、障害児などへの対応も考慮し、グループ構成を検討

施設内の応援体制

- ・ 施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等に対応できる体制を整備する。

1 グループのみを行う場合の活用方法

- ・ 1 グループのみの小規模グループケアを実施する場合には、どのような子どもを対象とするか、施設の運営方針を定める。

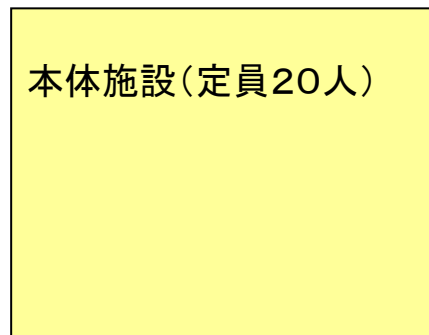
組織づくり、人材育成

- ・ 小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備。
- ・ 定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンの充実を図る。
- ・ 言葉で表現が難しい乳幼児を対象とするだけに、十分な人材育成が必要。
- ・ 子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを設定。
- ・ 責任を明確にした安全確保のための体制整備、緊急時の対応などにおける安全確保のための体制。
- ・ 職員と児童のマッチングへの配慮
- ・ 施設の職員間の情報の有効な共有化の方策。
- ・ 職員の育成

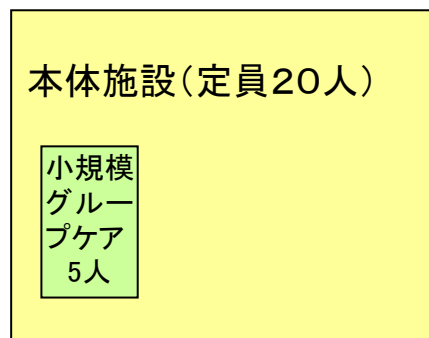
6. 乳児院の小規模化のステップ例

例1:【すでに小規模な施設を、改築時に小規模グループケアに整備】

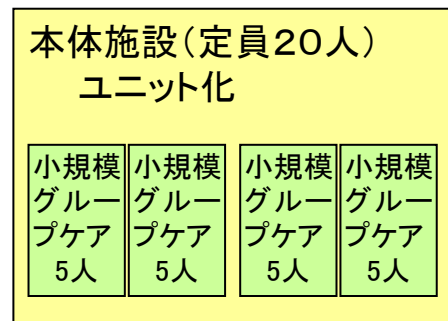
①現状(定員20人の例)



②小規模グループケアを1グループ実施



③本体施設を建て替えし、全ユニット化する



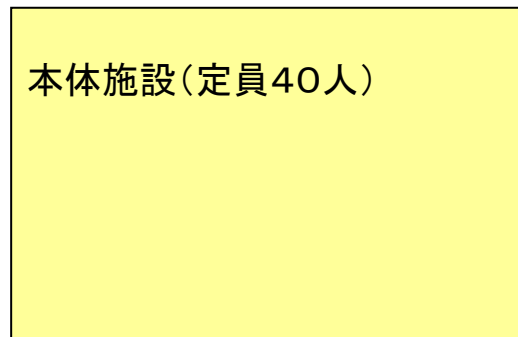
支援



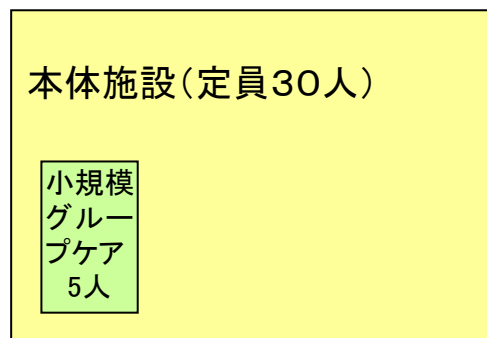
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例2:【規模の大きい施設を、里親推進で小規模化を進め、改築時に小規模グループケア化】

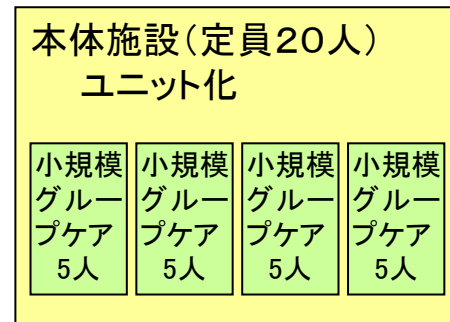
①現状(定員40人の例)



②里親委託を推進しながら定員を縮小し、併せて、改修により、小規模グループケアを1～2グループ実施



③本体施設を建て替えし、全ユニット化する



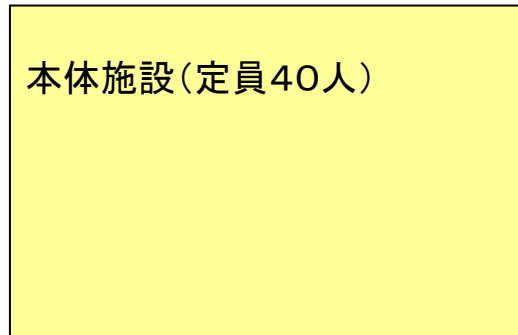
支援



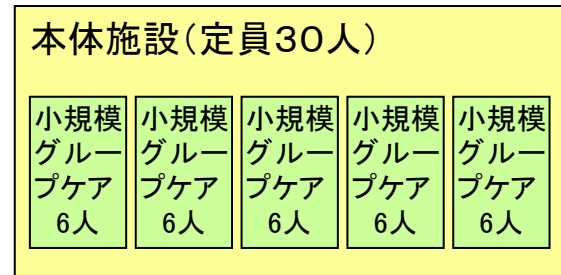
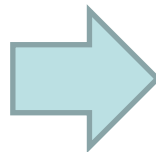
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例3:【規模の大きい施設を、大きめに改築し、その後に里親推進で小規模化を進める】

①現状(定員40人の例)



③本体施設を大きめに改築 (全ユニット化)

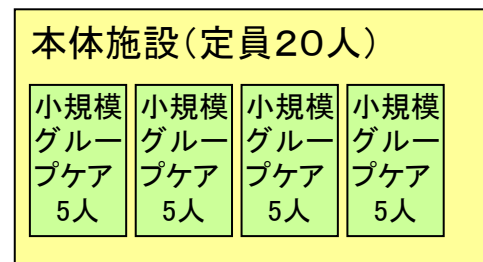


支援



④里親推進を進め、 本体施設の定員を削減

支援



- 6人ユニットで整備しておいて、将来5人ユニットにして定員を縮小する
- 多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する

Ⅲ 計画的な推進

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定

- ・今後10数年で、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる施設の小規模化と家庭的養護の推進の変革を進めるには、計画的な取組が必要である。
- ・このため、今後、この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を参考に、各施設において、「家庭的養護推進計画」を策定する。
- ・この計画は、各施設がそれぞれの事情に応じて策定するもので、外形的な小規模化の計画にとどまらず、質的な変革を伴う計画である。

2. 都道府県計画の策定

- ・各施設において施設の小規模化を進めるに当たっては、都道府県単位での社会的養護の需給バランスとの調和が必要である。社会的養護を必要とする児童数の見込みや、里親等委託率の引き上げのペースと調和しながら、施設の小規模化に伴う定員の削減を進めていく必要がある。
- ・このため、各都道府県等において、各施設での小規模化・地域分散化の計画の検討を調整しつつ、今後10年間の児童養護施設等の小規模化・地域分散化の整備計画を策定していく必要がある。

3. 施設整備費の確保

- ・施設の小規模化・地域分散化を進めるためには、施設の改築及び大規模修繕、グループホームの新設を行うための施設整備費補助金の増額確保が必要である。
- ・また、平成24年度から建物を賃借してグループホームを行う場合に月額10万円まで措置費に算定できる仕組みが設けられたことから、その活用を推進する。

4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて

- ・平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を策定し、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。
- ・都道府県計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」として、社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。また、市町村計画には、都道府県の施策との連携に関する事項を定めることとされている。
- ・今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることとなっており、社会的養護の課題と将来像の取組を反映していくことが検討される。

(統計)小規模化の実施状況

(1)地域小規模児童養護施設の推移

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	118	118	146	146	149	171	157	190	173	214	182	232	185	244
1か所実施	118	118	146	146	・	・	131	131	140	140	141	141	137	137
2か所実施	—	—	—	—	・	・	22	44	28	56	34	68	39	78
3か所以上実施	—	—	—	—	・	・	4	15	5	18	7	23	9	29

(注)平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20年7月1日から複数設置が可能。(平成20年度は1施設あたりの実施か所数の内訳調査なし)

(2)小規模グループケア実施状況の推移(児童養護施設)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	284	284	315	315	333	395	318	403	335	459	357	559	369	686
1か所実施	284	284	315	315	271	271	233	233	222	222	197	197	177	177
2か所実施	—	—	—	—	62	124	85	170	102	204	139	278	140	280
3か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	11	33	11	33	19	57
4か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	8	11	44
5か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	25	4	20
6か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	18	18	108

(3)小規模グループケア実施状況の推移(乳児院)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	29	29	33	33	38	39	40	46	49	58	55	74	58	90
1か所実施	29	29	33	33	37	37	34	34	40	40	37	37	33	33
2か所実施	—	—	—	—	1	2	6	12	9	18	17	34	21	42
3か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	3	2	6
4か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	4
5か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	5
6か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0

(注)平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20、21年度は2か所、平成22年度は3か所、平成23年度からは6か所まで指定が可能。

(資料)家庭福祉施策関係事業実施状況調査(平成24年度は予定数)

(参考)「社会的養護の課題と将来像」の要点の「社会的養護の整備量の将来像」より

(1) 社会的養護の児童の全体数

○社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに1割以上の増となると見込んでいる。

平成11年度末 3万7100人 → 平成22年度末 3万9500人 → 平成26年度(見込み)4万7600人

○その後は、当面、児童人口の推移と同じと仮置きして考えるとすれば、将来人口推計(高位推計)では、その後の10年間で、18歳未満人口の1割縮小が見込まれている。あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。

(2) 施設数等

○子ども・子育てビジョンで平成26年度までに、児童養護施設は610か所、情短施設は47か所の目標

○情短施設は更に増設が必要。児童養護施設からの10施設の転換を見込むと、児童養護施設600カ所、情短施設57カ所

○地域小規模児童養護施設は児童養護1施設に1カ所、自立援助ホームは児童養護2施設に1カ所を見込む。ファミリーホームは、5000人程度を見込んで1000カ所程度を見込む。児童家庭支援センターは児童養護施設等の標準装備としていく。

	平成23年4月	平成26年度 ※は子ども・子育てビジョンの目標値	想定される将来像
児童養護施設	585か所	610か所 ※	600か所程度
地域小規模児童養護施設	219か所	300か所 ※	600か所程度
乳児院	129か所	130か所	130か所程度
情緒障害児短期治療施設	37か所	47か所 ※	57か所程度
児童自立支援施設	58か所	58か所	59か所程度
母子生活支援施設	262か所	262か所	262か所程度
自立援助ホーム	76か所	160か所 ※	300か所程度
ファミリーホーム	126か所	140か所 ※	1000か所程度
児童家庭支援センター	82か所	120か所 ※	児童養護施設・乳児院の標準装備としていく

(3) 里親等委託率

- 里親等委託率は、平成14年度の7.4%から21年度の10.8%まで、7年間で1.46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定。その後の十数年間で、3割以上へ引上げる。
- 児童養護施設は、児童3万人から2万人程度に抑え、里親やファミリーホームに移行させる必要

		平成21年度 (年度末実績)	平成26年度 (想定数)	想定される将来像
施設 養護	①児童養護施設(地域小規模を除く)	27,973人	31,900人程度	20,000人程度(半数はグループホーム)
	②地域小規模児童養護施設	1,141人	1,600人程度	3,200人程度
	③乳児院	2,963人	3,300人程度	3,000人程度
家庭 養護	④ファミリーホーム	497人	700人程度	5,000人程度
	⑤里親委託児童	3,876人	6,300人程度	7,100人程度 ~ 12,500人程度
合計数(①~⑤)		36,450人	43,800人程度	38,300人程度 ~ 43,700人程度
里親委託率(④+⑤) / (①~⑤)		12.0%	16%	31.6%~40.0%

(人数は一定の条件での試算)

(4) 施設機能の地域分散化の姿

○ 今後十数年をかけて、里親等、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつという姿に変えていく。

<現在> 施設9割、里親等1割		<想定される将来像> 本体施設・グループホーム・家庭的養護をそれぞれ概ね3分の1に	
本体施設 グループホーム 家庭養護	本体施設	乳児院 児童養護	3,000人程度 11,000人程度 計 14,000人程度
	グループホーム	地域小規模児童養護 小規模ケアのグループホーム型	3,200人程度 9,000人程度 計 12,200人程度
	家庭養護	里親 ファミリーホーム	7,100人程度 ~ 12,500人程度 5,000人程度 計 12,100人程度 ~ 17,500人程度
	児童数合計		38,300人程度 ~ 43,700人程度 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)

(人数は一定の条件での試算)

平成 23 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について

1 概要

平成 21 年 4 月に施行された改正児童福祉法により、施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県市等が公表する制度等が法定化された（被措置児童虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は別紙の参考 1 及び参考 2 を参照）。

「被措置児童等虐待」とは、施設職員等が、入所等している児童について、

- ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと
- ④ 著しい心理的外傷を与えること

と定義されている（児童福祉法第 33 条の 10）。

今般、全国 47 都道府県、19 指定都市及び 3 児童相談所設置市（69 都道府県市・平成 23 年度末現在）を対象に、平成 23 年度中に通告・届出があった被措置児童等虐待に関する事例について、その届出・通告等の状況、それに関する調査等の状況についてとりまとめたところ、以下のとおりであった。

- 平成 23 年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数総数は 193 件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 46 件（平成 22 年度に届出・通告のあった事例で調査中であった 1 件を含む）であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が 28 件（60.9%）、「里親・ファミリーホーム」が 6 件（13.0%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が 37 件（80.4%）、「心理的虐待」が 6 件（13.0%）、「ネグレクト」が 2 件（4.3%）、「性的虐待」が 1 件（2.2%）であった。
- 虐待を受けた児童の性別は、「男」が 69.4%、「女」が 30.6%であり、就学等の状況は、「中学生」が 30 人（35.3%）、「小学生」が 29 人（34.1%）、「高校生」が 16 人（18.8%）、「未就学児童」が 10 人（11.8%）であった。

（参考）平成 22 年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数総数は 176 件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 39 件であった。

2 平成23年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

- ① 平成23年度に全国の69都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告の受理件数は193件であり、届出・通告者総数は203人であった。
- ② 届出・通告者の内訳は、「児童本人」が64人（31.5%）、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が51人（25.1%）、「家族・親戚」が25人（12.3%）、「近隣・知人」が15人（7.4%）等であった。

（単位：人、％）

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員、元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	64	13	25	51	1	5	3	3	15	1	16	6	203
構成割合	31.5	6.4	12.3	25.1	0.5	2.5	1.5	1.5	7.4	0.5	7.9	3.0	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数193件と一致しない。

※ 構成割合は四捨五入のため、合計に合わない場合がある。

③ 届出・通告先

届出・通告先別件数では、「児童相談所」が113件（58.5%）、「都道府県市の担当部署」が70件（36.3%）等であった。

（単位：件、％）

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	113	70	6	0	4	193
構成割合	58.5	36.3	3.1	0.0	2.1	100.0

(2) 事実確認調査の状況

平成23年度に届出・通告のあった事例193件と平成22年度に届出・通告のあった事例で調査中であった事例13件とを合わせた206件のうち、「事実確認調査を行った事例」は206件（100.0%）で、そのうち「被措置児童等虐待の事実があったと認められた事例」は46件（22.3%）であった。

(単位：件、%)

	事実確認を行った事例				不要と判断	虐待ではない 事実確認調査	その他の事例	合計			
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められた	小計							
件数	46	(1)	136	(11)	24	(1)	206	(13)	0	0	206
構成割合	22.3		66.0		11.7		100.0		0.0	0.0	100.0

※ 件数の（ ）は、平成22年度に届出・通告のあった事例で調査中であったものの再掲である。

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実があったと認めた事例46件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

施設等種別の内訳は、「児童養護施設」が28件（60.9%）、「里親・ファミリーホーム」が6件（13.0%）等であった。

(単位：件、%)

	社会的養護関係施設				リ ー 親 ・ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	障 害 児 施 設 等	一 児 時 童 保 相 護 談 所 所	合 計
	乳 児 院	施 児 設 童 養 護	療 児 施 短 期 治 害	支 児 援 童 施 自 設 立				
件数	1	28	0	4	6	4	3	46
構成割合	2.2	60.9	0.0	8.7	13.0	8.7	6.5	100.0

② 都道府県市別

69都道府県市中、24都道府県市で虐待の事実が認められた。

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	1	東京都	6	滋賀県		香川県	2
青森県		神奈川県	8	京都府	3	愛媛県	
岩手県		新潟県		大阪府	5	高知県	2
宮城県		富山県		兵庫県	1	福岡県	
秋田県		石川県		奈良県	1	佐賀県	
山形県		福井県		和歌山県	1	長崎県	1
福島県		山梨県		鳥取県	1	熊本県	
茨城県	1	長野県	1	島根県		大分県	
栃木県	1	岐阜県		岡山県		宮崎県	1
群馬県	2	静岡県	1	広島県		鹿児島県	
埼玉県		愛知県	2	山口県		沖縄県	3
千葉県		三重県	2	徳島県		国立	
							合 計
							46

※ 指定都市及び児童相談所設置市の件数については、当該市の所在する都道府県に計上している。

③ 虐待の種別・類型

被措置児童等虐待の種別・類型は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別・類型と重複がある場合は虐待の主なもののみを集計した。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	37	2	6	1	46
構成割合	80.4	4.3	13.0	2.2	100.0

※ 構成割合は四捨五入のため、合計に合わない場合がある。

④ 児童の状況

被措置児童等虐待の事実が認められた46件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、46件の事例に対し、児童の総数は85人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	合計
人数	59	26	85
構成割合	69.4	30.6	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	6	19	40	20	85
構成割合	7.1	22.4	47.1	23.5	100.0

※ 構成割合は四捨五入のため、合計に合わない場合がある。

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就園前・ 保育所・ 幼稚園	小学校 等	中学校 等	高等学校 等	大学・ 短大等	無職	合計
人数	10	29	30	16	0	0	85
構成割合	11.8	34.1	35.3	18.8	0.0	0.0	100.0

⑤ 職員等の状況について

被措置児童等虐待の事実が認められた46件の事例について、職員等の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し職員等が複数の

場合があるため、46件の事例に対し、職員等の総数は79人であった。

ア 職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳 以下	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60歳 以上	合計
人数	23	21	15	13	7	79
構成割合	29.1	26.6	19.0	16.5	8.9	100.0

※ 構成割合は四捨五入のため、合計に合わない場合がある。

イ 職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年 未満	5～ 9年	10～ 19年	20～ 29年	30年 以上	合計
人数	31	16	18	11	3	79
構成割合	39.2	20.3	22.8	13.9	3.8	100.0

(4) 虐待の事実が確認された事例への対応について

被措置児童等虐待が確認された46件の事例について、各都道府県市が行った対応は、「児童福祉法第30条の2に基づく指示又は報告徴収」が33回、「児童福祉法第46条第1項に基づく報告徴収・立入検査等」が33回、「児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告」が4件であった。

また、施設・里親等からは33件の改善計画の提出があった。

これらの虐待事例における対応については、以下のとおりとなっている。

① 施設等への対応例

都道府県市による指示・指導等を踏まえ、施設等において、再発防止に向けた体制の見直しや研修の実施等が行われている。

- ・原因分析と再発防止に向けた内部検証の実施及び改善計画書の策定。
- ・職員に対して、体罰による指導厳禁の徹底。
- ・再発防止のための第三者委員を含む内部組織の設置。
- ・職員が問題を抱えこまないようにチームとしての支援、職員へのスーパーバイズ機能の強化、支援スキル向上のための研修を実施。
- ・管理者や嘱託医による職員への心理的支援。
- ・子どもの権利擁護や援助技術に関する職員研修を定期的実施。
- ・職員会議、運営会議、毎日の業務連絡会等において子どもの人権を尊重した適切な支援について職員に徹底。
- ・地域小規模児童養護施設の孤立化を防ぐため、施設長等が会議に参加。

- ・第三者委員による在籍児童及び職員からの聞き取り等を継続的・定期的に実施。
- ・人権擁護や虐待防止に関する周知啓発（ポスター等の掲示等）。

② 虐待を行った職員等への対応例

虐待を行った職員等への対応については、個別指導や研修の実施、事案に応じた処分などが行われている。

- ・当該職員を児童の直接処遇に関わることを禁止し、他の職に配置転換。
- ・当該職員を一旦直接処遇業務から外し、個別研修等を実施。
- ・当該職員に、与えられた課題についてのレポートの作成、社会貢献活動への参加を指示し、就業後、上席職員との面接や会議において自己学習の結果などを報告させる。
- ・当該職員に施設長が定期的に個別面談。
- ・過重となっていた事務分担の見直し。
- ・事案に応じて、当該職員に対し、免職、出勤停止等の処分。
- ・里親委託措置の解除。里親登録の抹消。

③ 児童への対応例

虐待を受けた児童への対応として、速やかに当該職員からの謝罪を行うとともに、当該施設等からの一時保護の実施や措置変更、児童心理司等からの継続的な個別ケア等が行われている。

- ・当該職員から虐待を受けた児童に謝罪。
- ・当該児童の一時保護及び措置変更。
- ・当該児童の情緒不安定な状況について、児童相談所と連携し、児童心理司による行動観察を実施。
- ・担当児童福祉司による面接及び児童心理司による定期的なケアを実施。
- ・施設内の心理職が、児童相談所の児童心理司と連携して、その後のフォローを継続。
- ・暴力を振るった児童に暴力防止プログラム等に参加させ、人権について考える機会を作るとともに、生活場面でも内容の振り返りを行っている。
- ・グループホーム内でのミーティングにより、個人的な悩みや生活で困っていることなどを出しあい、子どもと職員全員で問題解決するための話し合いを実施。

(別紙) 虐待として報告のあった事案

【身体的虐待】

- ・問題行動を起こした児童に、職員2名が平手打ちなどの体罰を行った。〔児童養護施設〕
- ・児童2名を嘘等で注意する際、平手でたたく・尻を蹴飛ばすなどの暴力をふるった。〔児童養護施設〕
- ・児童の火遊びを注意するも児童が真剣に話を聞かないため、職員が児童をたたいた。〔児童養護施設〕
- ・児童が怒って洗濯物を投げつけたところ、施設長が児童をたたいた。〔児童養護施設〕
- ・宿題がないと嘘をついた児童を平手でたたくなど職員による不適切な言動が数年にわたり、数回繰り返されていた。〔児童養護施設〕
- ・夜間に興奮状態で職員事務所内を走り回る児童の行動を鎮めようと職員が児童の腹部を蹴った。〔児童養護施設〕
- ・児童が職員の指導に従わず、反抗したため職員が児童を平手で殴り、その後取っ組み合いになる。頭や顔にけが。〔児童養護施設〕
- ・施設日課への参加態度の悪い児童を注意したところ口論になり、職員が児童をたたき、足払いして倒した。(児童は対抗して職員をたたき、職員はけがをした。)[児童養護施設]
- ・洗濯物を干さない児童を職員が羽交い絞めにして洗濯場に連れて行った。その後、宿題に取り組むよう促すが、取り組まないで背中を蹴った。〔児童養護施設〕
- ・児童が他の児童をトイレに閉じ込める等したため、職員が注意したところ、児童が聞き入れず、職員、児童とも感情的になり、児童の頬を平手でたたいた。〔児童養護施設〕
- ・職員が万引きをした児童4人を連れ、店舗に謝罪を行ったが、児童の態度が悪いなど、反省がみられなかったため、指導過程で児童の両頬を指でつねるなどした。〔児童養護施設〕
- ・職員は、児童が入浴時間になっても、ふざけあっており入浴しなかったため、児童2名の臀部を蹴るなどした。他の児童へも複数回体罰があった。他の職員は虐待行為を承知していたが、施設長等への報告をしていなかった。〔児童養護施設〕
- ・職員が使用する道具で児童が遊び始めたので、返却を求めるが、児童が応じないため、職員が持っていた調理ばさみの柄で児童の左頭頂部をたたいた。左頭頂部にたんこぶができる。〔児童養護施設〕
- ・児童が弟を一方的に殴る等があった際、「殴らないと分からない」と言ったことに対し、職員が「自分がやられたらどうか」と怒って児童の頭を殴ったなど、職員3名による体罰があった。〔児童養護施設〕
- ・児童2名が無断外出をして、友人宅の倉庫で寝ているところを発見した職員は、二人を強く掴み、倉庫外に引きずりだし、児童1名の足を強く蹴った。〔児童養護施設〕
- ・野球の練習中にふざけている児童の臀部をバットでたたくなど、6名の児童に7件の体罰を行った。〔児童養護施設〕
- ・幼児11名の対応を一人でしていた職員が他の児童の世話をしていた際、児童が騒いで收拾が付かなくなったので、児童2名の頬をそれぞれ1回、平手でたたいた。児童1名は頬に内出血。〔児童養護施設〕
- ・幼稚園で友達をいじめるなどの行動がある児童に対し、注意をしても改善がなく、就寝前に話をしても聞かなかったため、翌朝、目覚める頃に10分程、布団ごと園庭に運ん

だ。〔児童養護施設〕

- ・児童が就寝時に言うことを聞かないため、職員が寝室に連れて行く際に腕を強く掴んだ。〔児童養護施設〕
- ・他の児童の部屋にいた児童に部屋に戻るよう指導した際、児童が指示に従わなかったため、職員が胸倉を掴んだ。〔児童養護施設〕
- ・他の児童の部屋にいる児童 2 名に、職員が自室に戻るよう指導したが、児童がこれに従わず暴力を振るい、自傷行為をする等、行動がエスカレートしたので、落ち着かせるため、2 名の児童の頬を 1 回ずつたたいた。〔児童養護施設〕
- ・児童が嘘をついて遊びに行ったことに対し指導した際、職員が児童の胸倉を掴み、平手打ちをした。〔児童養護施設〕
- ・スポーツの練習試合でミスをした児童に対し、チームの監督である施設職員がミスについて指導をしたものの児童が聞かなかったため、感情的になり、腹部を蹴った。〔児童養護施設〕
- ・職員が児童の頬を平手打ちする。児童は口腔内出血。〔児童養護施設〕
- ・児童が職員の口頭での注意を受け入れないことが継続していたため、職員が児童を平手でたたいた。鼓膜に小さな穴。〔児童自立支援施設〕
- ・職業指導として農作業を行った際、職員の指示に従わず収穫物を食べた児童の太ももを職員が数回蹴るなどした。〔児童自立支援施設〕
- ・職員による指導中、児童が反抗的な態度を取ったため、職員が児童の頭などを複数回たたいた。〔児童自立支援施設〕
- ・里親が、里子を叱る際に平手でたたいた。臀部や背中に痣ができる。〔里親〕
- ・児童の嘘などを注意する際に里親から児童 2 人に体罰を行った。1 人はすり傷や内出血。〔里親〕
- ・里親が、飲酒している里子を目撃し、止めるよう指導したが、応じなかったため、里子の前髪を掴んで引っ張った。〔里親〕
- ・帰宅時間が遅れた理由を言わない児童の頬を里親が平手打ちした。〔里親〕
- ・児童がドアノブにこだわりの行動を見せ、激しくドアノブを揺さぶっていたところ、職員が声掛けするも制止することができず、職員が感情的になり椅子を蹴ったところ、児童の顔面に当たった。児童が受傷。〔障害児施設等〕
- ・児童が長時間指示に従わないことに、職員が苛立ち、児童の左耳たぶを強くつまんで引き下げ、爪による受傷を負わせた。〔障害児施設等〕
- ・知的障害のある児童が学級閉鎖で登校できないため、ストレスから怒ったり泣いたり、自傷行為が続く中、職員は他の児童の入浴介助をしつつ、児童の気持ちの切り替えを数回試みるがうまくいかず、イライラして児童の鼻を拳で殴った。鼻骨骨折。〔障害児施設等〕
- ・児童が他の職員の指導に従わず、暴言を吐いていたため、職員が介入するも、児童が反抗するため平手でたたいた。〔児童相談所一時保護所〕
- ・児童が、学習中に落ち着かず、注意すると机を蹴るなどして暴れ、興奮が収まらないため、落ち着かせるため、頬を 2 回平手でたたいた。〔児童相談所一時保護所〕
- ・児童へ指導の際、胸元を掴み、ねじ上げ、その際、Tシャツの右肩部分が破れ、首筋に擦過傷が残った。〔児童相談所一時保護所〕

【ネグレクト】

- ・入所児童間の性的問題行動を看過した。〔児童養護施設〕
- ・職員間の指導状況等の引き継ぎがなかったため、児童は学校を休まされ、夕方まで朝・昼食を食べることができなかった。〔障害児施設等〕

【心理的虐待】

- ・複数の職員が児童の太ももを叩く、児童を長時間居室の外に出す、大声で叱るなどの不適切な対応をした。〔乳児院〕
- ・触法行為を行った児童を、職員が触法行為名で呼ぶなどの不適切な言動を行った。〔児童養護施設〕
- ・職員が、児童に対し他の児童と比較したり、当該児童が傷つく言動を行った。他の児童もその状況を見て恐怖心を抱いた。〔児童養護施設〕
- ・職員と児童との関係が悪化した中、職員が大声を発したことにより、児童の心身に著しい不調が生じた。〔児童自立支援施設〕
- ・里親が里子に脅しめいた発言を行った。〔里親〕
- ・里親が児童を無視したり、食事を与えなくなったりと他の委託児童と差別的な対応をした。〔里親〕

【性的虐待】

- ・職員と児童との関係が親密になり、性的な行為を行った。〔児童養護施設〕

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）＜抄＞

（被措置児童等虐待）

第 33 条の 10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前 2 号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第 33 条の 11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第 33 条の 12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第 33 条の 14 第 1 項若しくは第 2 項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第 6 条第 1 項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 1 項の規定に

よる通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（秘密保持義務）

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（被措置児童等の状況把握等）

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第1項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県児童福祉審議会）

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道

府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

- 3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- 4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

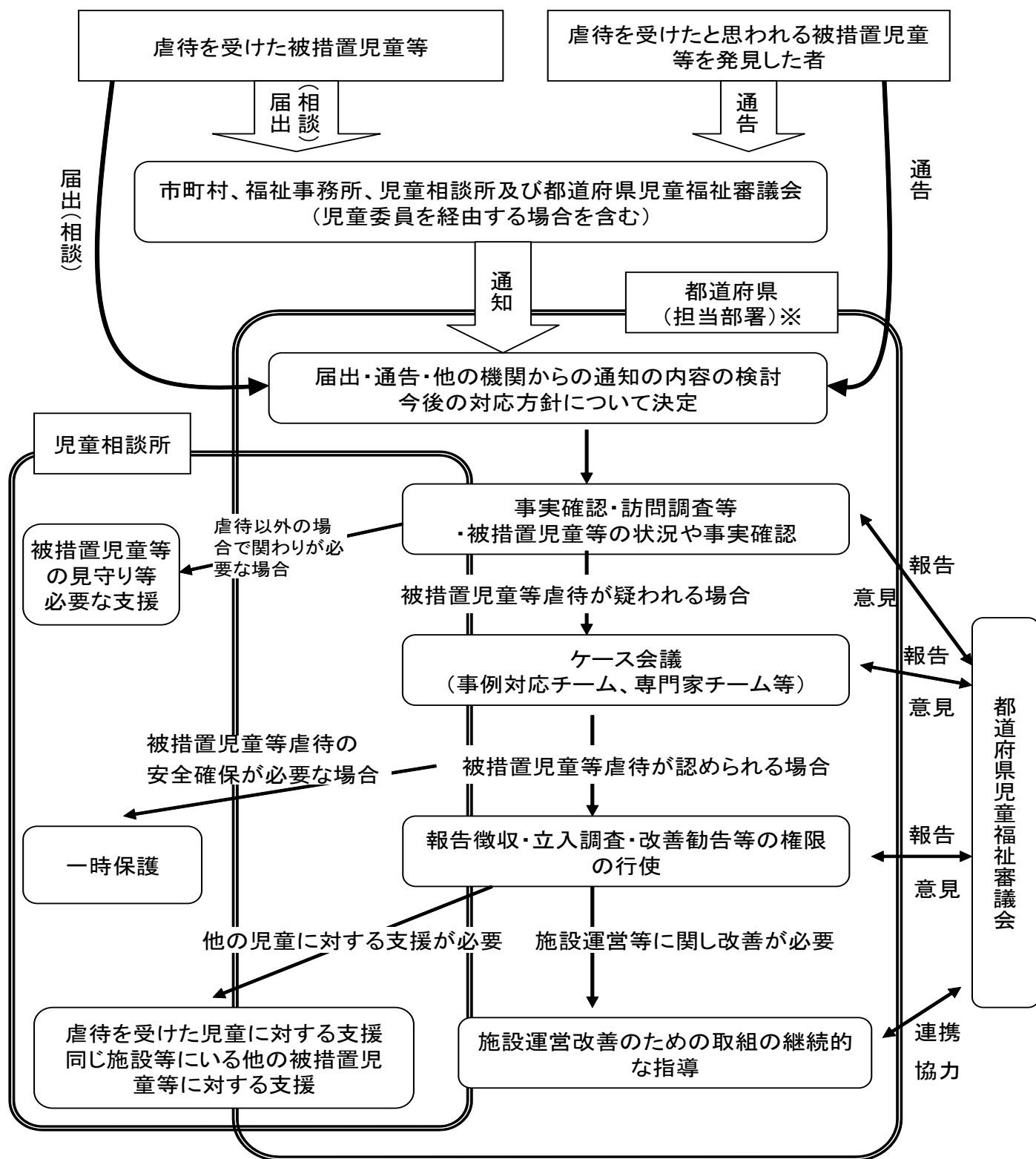
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

平成24年度の各種ワーキンググループ等における検討について

I 里親等委託の推進

- ・全国里親委託等推進委員会を設置して、全国の取組事例の収集、調査研究、情報提供等を推進する。
- ・里親及びファミリーホーム養育指針の考え方を里親等が自らの養育に引きつけて考えるための手引書の作成、進んでいる地域の里親推進・里親支援の取組事例を収集して全国に提供する。

○全国里親委託等推進委員会（学識、里親、児童相談所、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターからの構成員）
委員長：星野崇全国里親会会長

II 施設における家庭的養護の推進のためのマニュアルの作成、計画的推進

- ・児童養護施設及び乳児院における家庭的養護の推進のため、施設の小規模化、地域分散化、養育単位の小規模化の推進のための具体例や工夫などを収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、マニュアルを作成する。
- ・施設の養育単位の状況や、今後に向けた検討状況等を調査集計する。
- ・これらを踏まえ、各施設における計画の策定など取組を推進する。

○施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ（学識、児童養護施設、乳児院からの構成員）
座長：宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授（厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員）

III 施設による親子関係の再構築の支援についての調査研究

- ・施設が児童相談所との連携の下で行う親子関係の再構築の支援について、取組事例を収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、親子関係の再構築の推進を図る。

○親子関係再構築支援ワーキンググループ（学識、児童相談所、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターからの構成員）
座長：犬塚 峰子 大正大学人間学部教授（厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員）

IV 施設種別ごとの指針の手引書の作成

- ・施設種別ごとの運営指針に基づいて、運営の手引書の作成を進める。

V 第三者評価及び自己評価の義務化の実施

- ・社会的養護関係施設での平成24年度からの義務化に伴い、質の高い第三者評価や自己評価を推進し、施設の運営の質を高めるため、研究会を設け、評価調査者養成研修の実施や評価機関の認証などを行う。

○社会的養護第三者評価推進研究会（学識、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、評価機関からの構成員）
座長：柏女 霊峰 淑徳大学教授（厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員長）

I 全国里親委託等推進委員会について

1 構成について（◎は座長）

◎星野 崇 全国里親会会長 御所 伸之 全国里親会副会長 木ノ内博道 全国里親会副会長 草野 恵子 山形県里親会会長(北海道・東北ブロック) 青葉 紘宇 東京養育家庭の会理事長(関東・甲信越ブロック) 二飯田秀一 石川県里親会会長(東海北陸ブロック) 宮川 長生 大阪市里親会会長(近畿ブロック) 河内 美舟 山口県里親会会長(中・四国ブロック) 原田 泉 福岡市里親会常任理事(九州ブロック) ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会会長(ざおうホーム)	林 浩康 日本女子大学人間社会学部教授 宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授 横堀 昌子 青山学院女子短期大学子ども学科准教授 藤林 武史 福岡市子ども総合相談センター所長 奥田 晃久 東京都児童相談センター相談処遇課長 伊達 直利 全国児童養護施設協議会副会長(旭児童ホーム) 摩尼 昌子 全国乳児福祉協議会協議員(ドルカスベビーホーム) 花崎みさを 全国児童家庭支援センター協議会副会長(ヴィオラ) 川崎二三彦 子どもの虹情報研修センター研究部長
--	---

2 進捗状況について

5月31日に第1回を開催。平成24年度は以下の取組を行う。

① 里親養育の手引書の作成

里親等が、あるべき里親養育を自らの養育にひきつけて考えるために活用できるよう、また、乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員、里親支援機関、児童相談所の職員など里親制度にかかわる者の参考となるよう、里親及びファミリーホーム養育指針に基づく手引書を作成する。

(スケジュール)

- ・第1回小委員会 手引書のコンセプト(内容、項目等)を検討(7月2日)
- ・原稿作成(7～10月)
- ・第2回小委員会 中間報告・検討(10月)
- ・第3回小委員会 手引書の完成(年度内)

② 好事例調査報告書の作成

地方自治体が里親委託を推進する上で参考となるよう、里親委託率が大きく伸びた自治体(6年間の里親委託率の増加幅が1位又は2位であった福島市及び大分県)における里親推進の取組内容等について調査を行い、報告書を作成する。

他の自治体が具体的に取り組み易いように、事業実施に当たって作成された予定表や案内チラシなど様々な資料を幅広く収集する。

(調査対象)

- ・福岡市:NPOなどの市民参加型里親支援などにより委託率アップ
- ・大分県:里親支援や広報等の自治体の積極的な取組や施設と里親の交流などで委託率アップ

(スケジュール)

- ・調査の実施(6～7月)
- ・報告書案の作成(8月～)
- ・調査内容の検討・報告書案の検討(10月)
- ・報告書の自治体への配布(12月頃目途)

Ⅱ 施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループについて

1 構成について（◎は座長）

- ◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授
- 伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長
- 武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長
- 沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長
- 横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長
- 児島 充 全国乳児福祉協議会協議員、恵明学園乳児部施設長

2 進捗状況について

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ、児童養護施設については、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。
- ・これを受け、児童養護施設と乳児院における家庭的養護を推進するため、マニュアル及び事例集を作成する。
- ・マニュアルについては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」として、9月7日に完成し、自治体及び関係団体あて送付済。
- ・ワーキンググループでは、引き続き、事例集の作成を進め、年内を目途に完成予定。

（スケジュール）

- 第1回 6月29日 マニュアルの論点整理
- 第2回 7月25日 マニュアルの議論
- 第3回 8月27日 マニュアルの取りまとめ
- 第4回以降 事例集について議論し、年内を目途に発出

Ⅲ 親子関係再構築支援ワーキンググループについて

1 構成について（◎は座長）

◎ 犬塚 峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長
松永 忠	光の園施設長（児童養護施設）
塩田 規子	救世軍世光寮副施設長（児童養護施設）
谷本 恭子	高知聖園ベビーホーム施設長（乳児院）
山元 喜久江	広島乳児院施設長（乳児院）
平岡 篤武	吉原林間学園施設長（情緒障害児短期治療施設）
川崎 今日子	野菊荘主任母子支援員（母子生活支援施設）
藤井 美憲	愛泉こども家庭センター長（児童家庭支援センター）
鈴木 浩之	児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長
管野 道英	児童相談所 滋賀県中央子ども家庭相談センター 参事

2 進捗状況について

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、社会的養護の施設の方向性として、地域支援の役割を高めていくことが示され、施設による親子関係の再構築支援の充実（具体的には効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上、体制の整備、児童相談所との連携など）を図っていくこととされた。
- ・本ワーキンググループでは、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、取組事例の収集、留意すべき点の整理などを行い、平成24年度に事例集を作成し、平成25年度にガイドラインを作成する。
（児童相談所が行う親子関係再構築支援については、総務課の研究班があり、連動して検討を進める。）

（スケジュール）

第1回	7月24日	ワーキングの内容・事例集の内容についての検討
第2回	9月25日	事例発表、様式及び内容の検討
第3回	11月予定	事例集案についての検討、ガイドラインの論点の抽出・整理
第4回	1月予定	事例集案についての検討、ガイドラインの論点の抽出・整理
第5回	3月予定	事例集の確認、ガイドラインの項目についての検討

IV 施設運営の手引書編集委員会（５種別ごと）

1 構成については昨年度実施した施設運営指針等ワーキンググループ委員と同様

（各施設種別のWG座長）

児童養護施設WG	桑原 教修	全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長
乳児院WG	平田 ルリ子	全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長
情緒障害児短期治療施設WG	高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長
児童自立支援施設WG	相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長
母子生活支援施設WG	菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長

2 進捗状況について

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針に基づき、各施設種別の施設運営の手引書を作成する。

（スケジュール）

24年度中に各編集委員会を4回程度開催し、中間的な成果物を得る。25年度に完成させる。

9月 6日 児童自立支援施設手引書編集委員会（第1回）

9月 7日 情緒障害児短期治療施設手引書編集委員会（第1回）

9月27日 母子生活支援施設手引書編集委員会（第1回）

10月15日 乳児院手引書編集委員会（第1回）

※児童養護施設については調整中。

V 社会的養護第三者評価推進研究会について

1 構成について(◎は座長)

◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
桑原 教修	全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長
福田 雅章	社会福祉法人養徳園総合施設長
平田 ルリ子	全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長
高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長
相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台市社会事業協会事務局長
岡田 賢宏	NPO法人福祉経営ネットワーク事務局長
要 厚子	NPO法人メイアイヘルプユー理事
坂口 繁治	岩手県社会福祉協議会評価調査者・坂口社会福祉事務所所長
諏訪免 典子	愛媛県社会福祉協議会評価調査者
新津 ふみ子	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科客員教授

2 進捗状況について

- ・平成24年度より義務化した社会的養護関係施設での第三者評価を推進するため、昨年度の施設運営指針、第三者評価基準の作成を行った5つのワーキンググループの座長に、社会的養護関係施設の評価の経験のある評価機関の有識者を加え、本年5月に発足。
- ・この研究会のメンバーで、①5月23日～26日(東京)、②7月16日～19日(大阪)、③9月3日～4日(東京)の3回の評価調査者研修の講師を担当。
- ・この研究会で、今年度は、「評価調査者向けテキスト」、「施設向けのテキスト」等を作成。
- ・今後、社会的養護第三者評価事業の評価の質の向上や、各施設の取り組みの推進を図るとともに、評価基準の見直しに向けた論点の整理等を行っていく。

(テキスト)

「施設向け」テキスト: 9月に完成し、各自治体及び団体に送付済。

「施設向け」パンフレット: 9月に完成し、全国社会福祉協議会で広報用に使用。

「評価調査者向け」テキスト: 5月の研修会の講義記録をもとに編集作業を行い、各委員で手直し作業中。10月以降に完成予定。

(スケジュール)

第1回 8月6日 「評価調査者向けテキスト」「施設向けテキスト」の検討

第2回 10月1日 「評価調査者向け」テキストの検討

第3回 平成25年2月予定 第三者評価基準の見直しの方法の検討

平成 25 年度 厚生労働省家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成24年度予算額) (平成25年度概算要求額)
287,561百万円 → 295,742百万円

1. 社会的養護の充実

94,149百万円→96,728百万円

(うち、児童入所施設措置費89,281百万円→90,959百万円)

(1) 児童養護施設等の家庭的養護への転換を図るための施設整備の充実(一部重点要求)

3,600百万円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を強力に推進するため、各都道府県で策定する小規模化等の計画に基づく施設整備のうち、評価の高いものについて、次世代育成支援対策施設整備交付金に交付基礎点数を嵩上げする仕組みを設ける。(社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金並みの1.35倍)

(2) 施設における家庭的養護の推進

施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で、家庭的な環境のもと職員との個別的な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケアや、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設の増を図る。

家庭的養護への転換を図るため、建物の賃借料の措置費算定(月額10万円)により、賃貸による分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの実施を推進する。

(3) 里親支援等の推進

○里親支援専門相談員の配置

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。

○ファミリーホームへの賃借料の算定

里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定(月額10万円)する。

○里親支援機関事業の推進

里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。

○調査研究事業の実施

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

(4) 被虐待児童等への支援の充実

○受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等や里親について、受け入れ児童数の拡大を図る。

○児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進

入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。

○母子生活支援施設特別生活指導費加算の充実

心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が4人以上いる場合に、母子支援員（非常勤）を配置する特別生活指導費加算について、支援の充実を図るため、当該母子が8人以上いる場合には2人目を配置する。

○母子生活支援施設に保育設備を設けている場合の保育士の人員配置の引上げ

母子生活支援施設に保育設備を設けて保育を行う場合の保育士の配置（乳幼児おおむね30:1以上（最低1人））について、施設内の保育の充実を図るため、保育所並び（0歳児3:1、1・2歳児6:1等）の配置へ引き上げる。

○児童家庭支援センター運営等事業の推進

在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置を推進する。

(5) 要保護児童の自立支援の充実

○措置延長による大学等進学者に対する特別育成費及び大学進学等自立生活支度費等の適用

措置を延長して大学等に進学した場合に、高校在学と同様の取扱いとして、入学時特別加算費を含め、特別育成費を支給するとともに、措置解除時に、大学進学等自立生活支度費や就職支度費の特別基準額を支給する。

○中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用

児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、資格取得等のための講習等を受ける費用を支給する資格取得等特別加算について、中卒・高校中退等児童も加算の適用対象とする。

○自立援助ホームの設置推進

児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

190,407百万円→196,038百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

10,459百万円

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,825百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定等事業

個々の母子家庭の母等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,825百万円)の内数)

○高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成課程の修了後に入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,825百万円)の内数)

○自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,825百万円)の内数)

○マザーズハローワーク事業の拡充

2,383百万円

(職業安定局予算に計上)

事業拠点の増設(173か所→177か所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

○在宅就業の支援

12百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。

○就業支援策の父子家庭への拡大

高等技能訓練促進費等事業、自立支援教育訓練給付金事業、及び母子家庭等就業・自立支援事業の就業支援講習会等事業、在宅就業推進事業について、新たに父子家庭の父を対象に加える。

(2) 養育費確保策の推進等

○養育費相談支援センター事業

61百万円

養育費相談支援センターで、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）

母子家庭等就業・自立支援センター等に、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により養育費の確保を図るとともに、母子家庭等の児童の健やかな成長を支援するため面会交流の支援を行う。

（母子家庭等対策総合支援事業（3,825百万円）の内数）

(3) 子育て・生活支援策の推進

○母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。

（母子家庭等対策総合支援事業（3,825百万円）の内数）

○ひとり親家庭生活支援事業

相談支援、生活支援講習会、児童への訪問援助や学習支援等により、ひとり親家庭の生活の支援を図る。

（母子家庭等対策総合支援事業（3,825百万円）の内数）

○子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等で、児童等を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

（子育て支援交付金（34,400百万円）の内数）

(4) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援

185,335百万円

○児童扶養手当

180,295百万円

離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○母子寡婦福祉貸付金

5,040百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4,275百万円→4,282百万円

配偶者からの暴力（DV）被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

社会的養護の課題と将来像への取組

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会
社会的養護専門委員会とりまとめ(平成23年7月)の概要とその取組の状況

平成24年10月

1. 社会的養護の基本理念と原理	・ ・ 1
2. 施設等種別ごとの課題と将来像	・ ・ 3
3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像	・ ・ 17
(1) 施設の運営の質の向上	
(2) 施設職員の専門性の向上	
(3) 親子関係の再構築支援の充実	
(4) 自立支援の充実	
(5) 子どもの権利擁護	
(6) 施設類型の在り方と相互連携	
(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携	
4. 施設の人員配置の課題と将来像	・ ・ 25
5. 社会的養護の整備量の将来像	・ ・ 30

1. 社会的養護の基本理念と原理

～施設運営指針・里親等養育指針の総論より～

社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ②社会全体で子どもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ②発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻す。
- ④家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていきけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

- 大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 家庭的養護を推進していくため、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態に変えていく。
また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

社会的養護の充実と子育て支援施策との連携

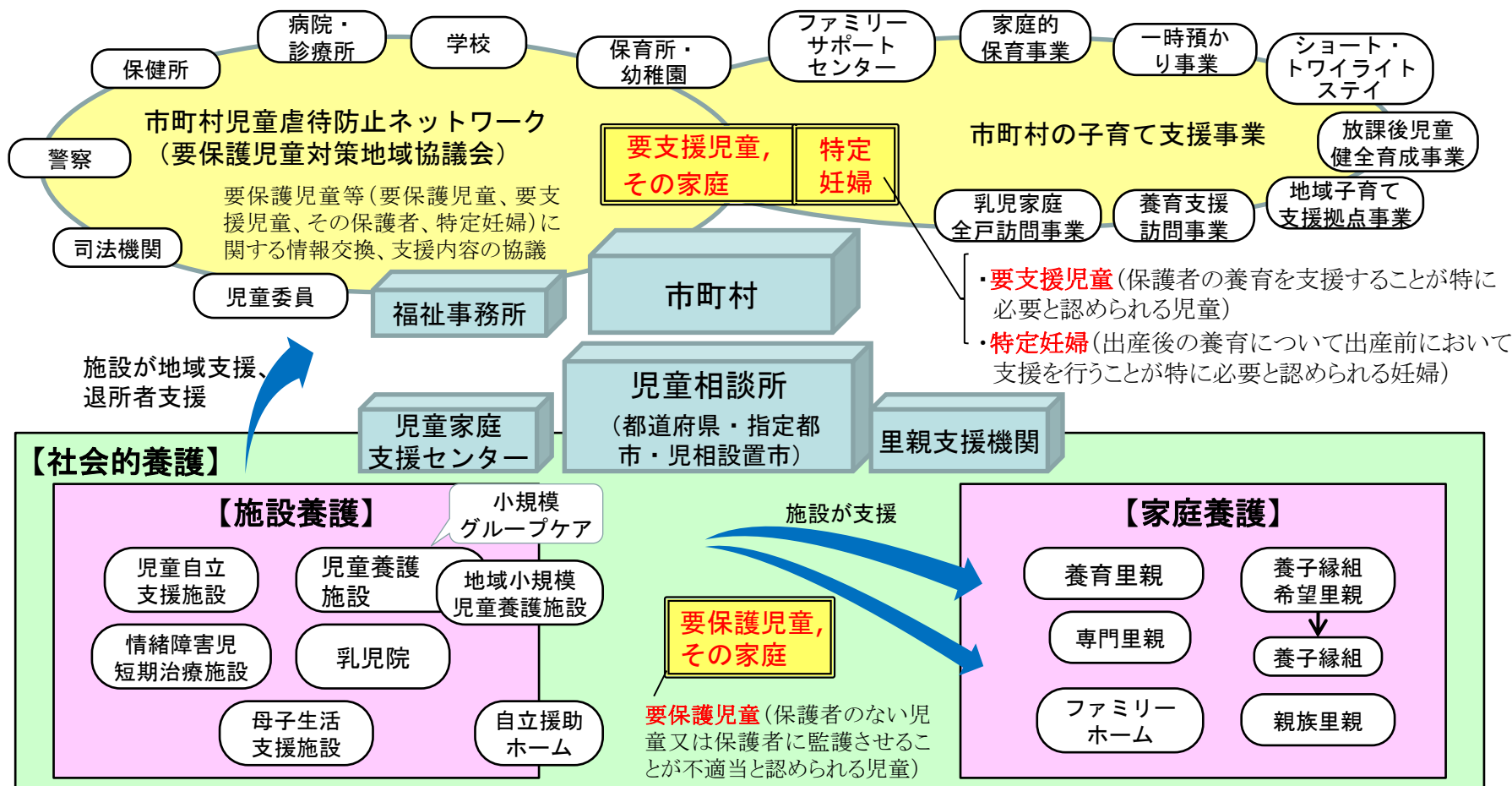
○社会的養護は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であったが、現在は、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、障害のある子ども、DV被害の母子への支援へと役割が変化し、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。

○子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要。

○社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

○社会的養護の基本的方向は、① 家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援、地域支援の充実

○児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進



2. 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

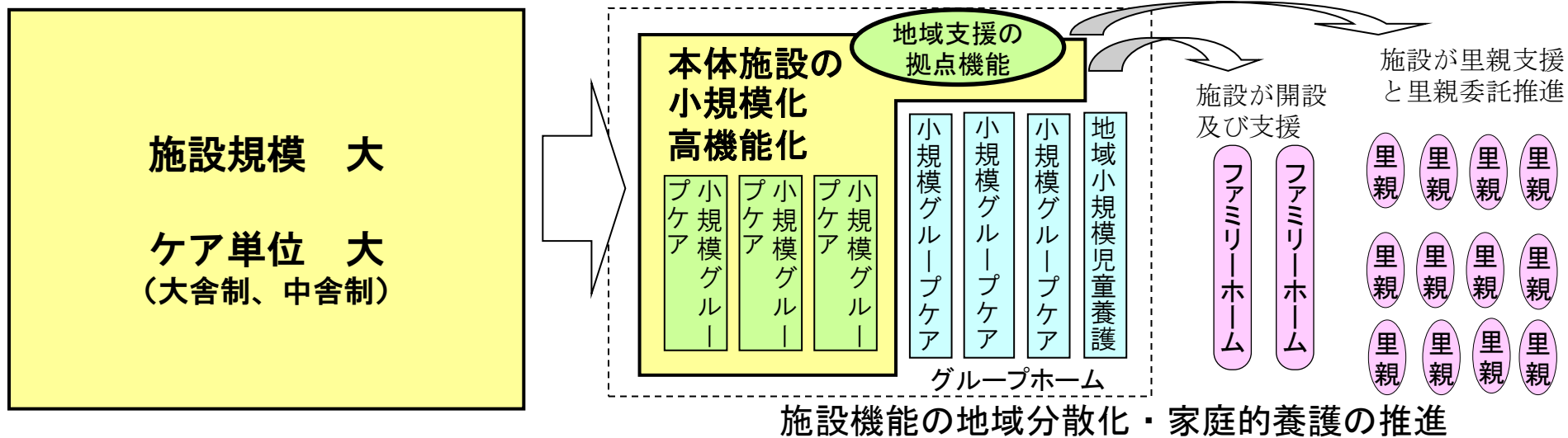
(1) 児童養護施設の課題と将来像

児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超える大規模施設もある。社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、家庭的養護を強力に推進。

①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化 → 定員45人以下に
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に

②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化



施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

- できる施設から順次進め、着実に推進。
→平成24年度から、小規模化を進めやすい措置費に改める（保護単価表を定員10人刻みから5人刻みとする等）
- 今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化を条件に
- 小規模グループケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要
→平成24年度から、基本配置を引上げ(6:1→5.5:1)、管理宿直等職員加算を全小規模グループごとに適用
- グループホームやファミリーホームは、住宅を賃借して行う場合も多く、賃借料の補助が必要
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）
- 個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

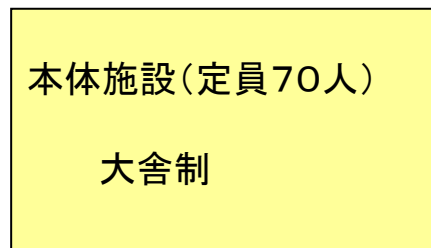
- 児童養護施設の姿は、1施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。
- また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。
- 児童養護施設の本体施設での長期入所を無くし、グループホーム、ファミリーホーム、里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、すべての施設を変革していく。

家庭的養護

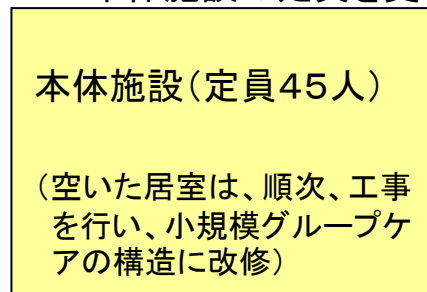
児童養護施設の小規模化・地域分散化のための計画のステップ（例）

※平成24年9月7日付事務連絡「児童養護施設等の小規模化及び家庭養護の推進のために」について」でマニュアル案を各自治体あてに送付

①現状（定員70人大舎制の例）



③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本体施設の定員を更に引下げ



小規模グループケア
6人

地域小規模児童養護
6人

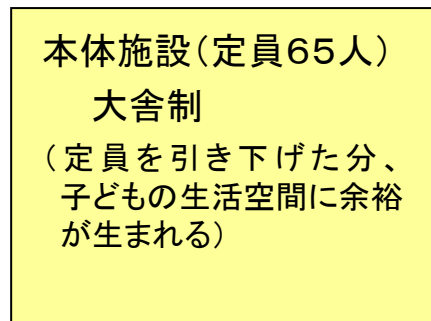
地域小規模児童養護
6人

ファミリーホーム
6人

里親
里親
里親
里親
里親
里親

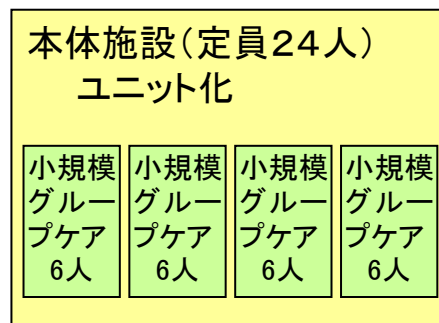
②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ⇒本体施設の定員を5人程度引下げ



地域小規模児童養護
6人

④本体施設を全ユニット化する ファミリーホームや里親委託をさらに進める ⇒本体施設の定員をさらに引下げ



小規模グループケア
6人

小規模グループケア
6人

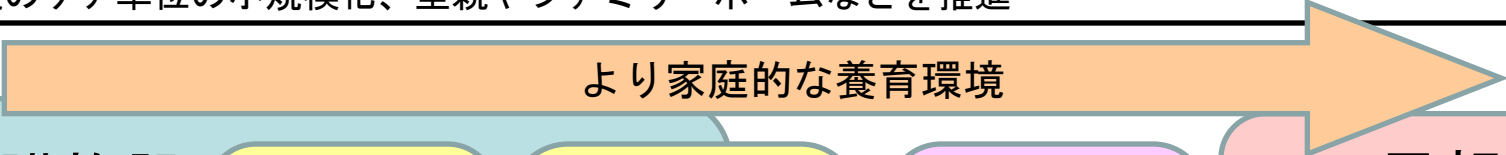
ファミリーホーム
6人

里親
里親
里親
里親
里親
里親
里親
里親
里親
里親

※定員規模の縮小は、施設の子どもの環境改善を図るものであり、過去に施設整備費の補助を受けた施設でも可能。
※本体施設の改築を行う場合は、改築時に小規模グループケアの構造とするか、あるいは容易に転換できる構造としておく。
※措置費上、定員（本体＋分園型小規模ケア）の定員が45人以下の場合が、手厚くなっている。

(参考1)施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13～19人)
小舎(12人以下)

1歳～18歳未満(必要な場合0歳～20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童5.5:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

585か所
定員34,464人
現員28,533人

小規模
グループケア
(本園ユニットケア、
グループホーム)

本体施設や地域で、
小規模なグループで
家庭的養護を行う

1グループ6～8人
(乳児院は4～6人)

職員1人+管理
宿直を加算

23年度650か所
→26年度目標
800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模
児童養護施設
(グループホーム)

本体施設の支援のもと
地域の民間住宅などを
活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人+非常勤1人
+管理宿直

23年度221か所
→26年度目標
300か所

小規模住居型
児童養育事業
(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育
を行う家庭養護

定員5～6人

養育者及び補助者
合わせて3人

23年度145か所
→26年度目標
140か所達成済
→将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に
委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	7,669世帯
うち養育里親	6,121世帯
専門里親	572世帯
養子縁組里親	1,840世帯
親族里親	367世帯

委託里親数 2,971世帯
委託児童数 4,244人

→26年度目標
養育里親登録 8,000世帯
専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所
定員3,860人、現員2,843人

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

24年3月末 13.6% (速報値)
→26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

23年度82か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
施設数等のか所数、定員は、平成23年10月1日家庭福祉課調べ。登録里親数、委託里親数は、平成23年3月末福祉行政報告例。
現員、委託児童数は、平成24年3月末家庭福祉課調べ(速報値)。

(参考2)児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。 また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状（平成20年3月）

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総 数	585 (100%)

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する**養育機能**
- 被虐待児・病児・障害児等への対応**ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた**保護者支援とアフターケア機能**
(在所期間は1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%。長期在所にはこれらの支援が必要)
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、**乳児の一時保護機能**
- 子育て支援機能**（育児相談、ショートステイ等）

今後の課題

①専門的養育機能の充実

- ・被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもに対し、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実
- ・個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職員の確保など
→平成24年度予算で、基本配置の引上げ(1.7:1→1.6:1)、個別対応職員の全施設配置化。また、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象に、看護師については医療機関を追加。

②養育単位の小規模化

- ・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化(4～6人の小規模グループケア)を推進。養育担当者との愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援。
- ・乳児院では夜勤が必要なため、例えば2グループを1人の夜勤者がみることができる構造等が必要

③保護者支援機能、地域支援機能の充実

- ・保護者の多くは、子育てに不安や負担感をもち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な場合もあり、かかわりの難しい保護者も増加しており、保護者支援の充実が必要。
- ・不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、里親委託の推進が必要。
- ・新たに里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を合わせ、直接ローテーションに加わらない職員のチームで、保護者支援、里親支援等の地域支援機能を推進
- ・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進する。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

- 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。
- 施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。
- 比較的短期間(現在の平均在園期間2年4ヶ月)で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。
- 入所児は、被虐待児が75%、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的障害の子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている児童が35%。

今後の課題

① 情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所(人口の多い地域では複数)の設置が必要。平成20年度32カ所であったが現在37カ所。平成26年度に47カ所目標。児童養護施設からの転換を含め、将来57カ所を目標。

② 専門的機能の充実

- ・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
→平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)

③ 一時的措置変更による短期入所機能の活用

- ・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用

- ・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要。
→平成24年度から、児童養護施設の入所児童が必要な場合に情短施設への通所利用を可能に

⑤ 外来機能の設置

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題

- ・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題
→情短施設運営指針で、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることを定める。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。
- 職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた。
- 「粹のある生活」を基盤とする中で、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等による入所もあり、これらの役割から、都道府県等に設置義務が課せられている。（現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2）

今後の課題

①専門的機能の充実等

- ・虐待を受けた経験をもつ子どもが66%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが35%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。
→平成24年度から、基本配置の引上げ（5：1→4.5：1）
- ・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要
- ・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要
- ・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応

②相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の生活支援」を追加し、名称も変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占め、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、支援機能の充実が求められている。

今後の課題

①入所者支援の充実

- ・施設による取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援等を充実する必要。

②職員配置の充実と支援技術の普及向上

- ・入所者支援の充実のため、母子支援員・少年指導員の基本の人員配置を引き上げる必要。
→平成24年度から、基本配置の引上げ（定員10世帯以上の施設の母子支援員を1名増員）
- ・個別対応職員の配置推進と20世帯以上施設での早期の義務化、保育設備を有する場合の保育士の配置を保育所並に引上げ、特に対応が困難な母子の人数に応じた加算職員の複数配置を検討。
- ・支援技術や支援事例を広く伝え、全体の力量を高める必要。夜間宿直体制による安全管理も重要。

③広域利用の確保

- ・DV被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用するが多い。
- ・広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用を推進。

④子どもの学習支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。
- ・児童養護施設にあるような入学時の支度費を設けたり、学習ボランティアなどを含めた支援が必要。
→平成24年度から、母子生活支援施設にも児童養護施設等と同様の入進学支度金等を支給

⑤児童相談所・婦人相談所との連携

- ・母子福祉施策や生活保護の専門的ケースワークと連携するため、福祉事務所で実施しているが、児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要。

⑥公立施設の課題

- ・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取組み。

(6) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・しかし、日本でも、新潟県で33.6%など、里親委託率が3割を超えている県もあり、最近6年間で、福岡市が6.9%から24.8%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
→平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進

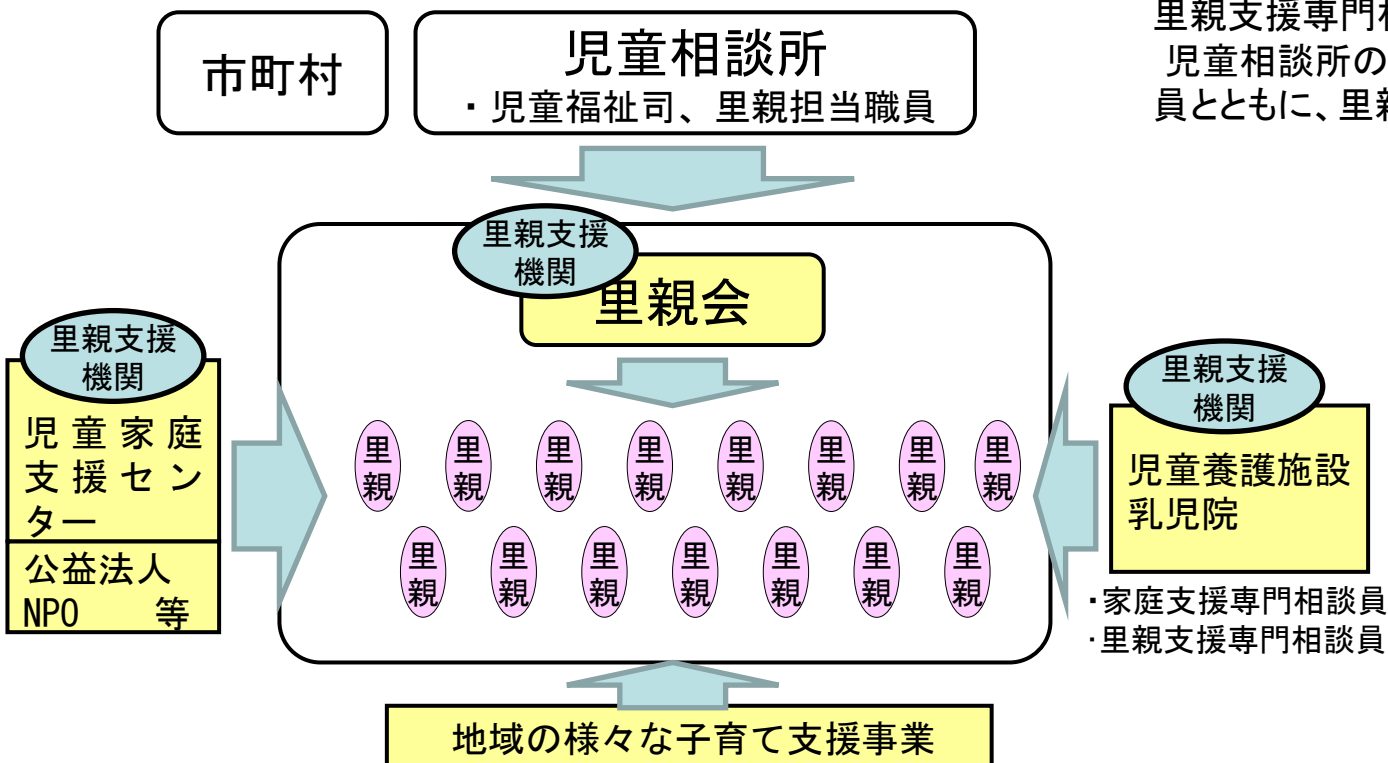
②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
→平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

里親委託の推進と里親支援機関

- 里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、里親支援を行い、里親の孤立化の防止が重要。
- 里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPOなど、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る。
- 市町村と連携し、地域の子育て支援事業も活用。

→平成24年度から、児童養護施設と乳児院に、
里親支援専門相談員を設置し、
児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進
員とともに、里親委託の推進と里親支援を行う



里親支援機関事業

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

(7) ファミリーホームの課題と将来像

ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

今後の課題

①大幅な整備促進

- ・ 子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備（平成23年10月現在145か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込む。
- ・ これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- ・ 整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することが必要。
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）

②専門性の向上と支援体制の構築

- ・ 養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で、支援を推進。
→・平成23年3月末の実施要綱改正で、里親支援機関や児童家庭支援センターの里親支援にファミリーホームを加え、ファミリーホームに里親研修を受講するよう努めることと規定
- ・ 児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であることを明確化するよう、平成24年3月末に児童福祉法施行規則及び実施要綱を改正。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

○自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

今後の課題

①整備推進

- ・子ども子育てビジョンで、平成26年度までに160か所を整備（平成23年10月現在82か所）

②対応の難しい児童等への対応

- ・自立援助ホームは、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定しているが、被虐待、発達障害、精神科通院、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。
- ・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援
- ・虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。

→平成23年7月に実施要綱を改正し適用

③運営費の充実

- ・平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。
- ・借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費の補助が必要。
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）。また、児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給。

④20歳以降のアフターケア

- ・20歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
- ・一方、20歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組みが重要。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

児童家庭支援センターの役割

○児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化。専門的な知識技術を必要とする相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。

今後の課題

①児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成23年10月末現在87か所。子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標。児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

②市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなり、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。
- ・このため、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割の充実が重要。

③里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要。
- ・里親支援機関の中心を担う目的で新たな児童家庭支援センターの設置も考えられる。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

▶施設の運営の質の差が大きいことから、

- ①各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ②社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成23年度に指針を作成し、平成24年度から手引書の作成。順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」、
及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成
→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書(指針の解説書)」
の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書(指針の解説書)を作成。

指針等を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、
質を高めていく。

「自己点検」(自己評価)

- ・各施設で、施設長や基幹的職員(スーパーバイザー)を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。
→平成23年9月に省令を改正
→平成24年3月に全国共通の評価基準を策定

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 本年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が大きい。
- ・ このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める
- ・ 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ
→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ
平成24年2月に、第1回の施設長研修会を開催

② 施設の組織力の向上

- ・ 平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進
- ・ 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・ 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- ・ 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・ 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- ・ 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・ 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・ 人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要

(3) 親子関係の再構築支援の充実

- 虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子関係の回復のため、親子分離に至らない段階での親支援のため、親子関係の再構築支援が重要。
- 例えば、施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う、
- また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（CSP）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われている。
- 子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要。

<家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の設置>

- ・平成11年から乳児院、平成16年から児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に配置

<心理療法担当職員の設置>

- ・平成11年から児童養護施設、平成13年から乳児院、母子生活支援施設、平成18年から児童自立支援施設に配置

<家族療法事業>

- ・平成6年から情緒障害児短期治療施設、平成18年から乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に拡充。措置費の施設機能強化推進費により行われており、平成22年度は121施設で実施。
- ・対象となる子ども等に数か月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問等により、心理療法担当職員による心理的な関わりと、児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援

<今後の課題>

- ①保護者支援プログラムの開発・普及、支援者のスキルの向上
- ②施設による親子関係再構築支援の体制（直接ローテーションに加わらない専門職員のチーム）
- ③児童相談所、施設、児童家庭支援センターの関係機関の連携

(4) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実が必要
- ・ 大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。
 - 平成24年度から、就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55,000円）。
 - また、就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→268,510円）

③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき。
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る。

④アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備。
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
- ・ 身元保証人確保対策事業は、保証の申込み期間（現在は施設退所後半年以内）の延長や、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長3年）の延長を検討。
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とする。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

(5) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・本年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明、
- ・「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成22年度の届出・通告受理件数は176件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は39件）
- ・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」(第1版)を作成。
- ・複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

(6) 施設類型の在り方と相互連携

○施設類型の在り方については、これまで、平成9年、16年、20年の改正が行われた。

○現行施設の地域での相互連携によるネットワーク化が今後の課題。

<施設類型の見直しの経緯>

○平成9年改正で、

- ・養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、
- ・虚弱児施設の児童養護施設への類型統合

が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。児童家庭支援センターと自立援助ホームも法定化

○平成16年改正で、乳児院と児童養護施設の年齢要件を弾力化

- ・乳児院： 2歳未満 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
- ・児童養護施設： 乳児（0歳）を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む

○平成20年改正で、

- ・ファミリーホームが法定化
- ・自立援助ホームについて、都道府県に対する申し込み制、対象年齢の20歳未満までの引上げの改正

<相互連携の例>

①児童自立支援施設・情緒障害児短期施設

- ・児童養護施設で一時的に不安定となっている子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアする、あるいは通所利用

②児童養護施設

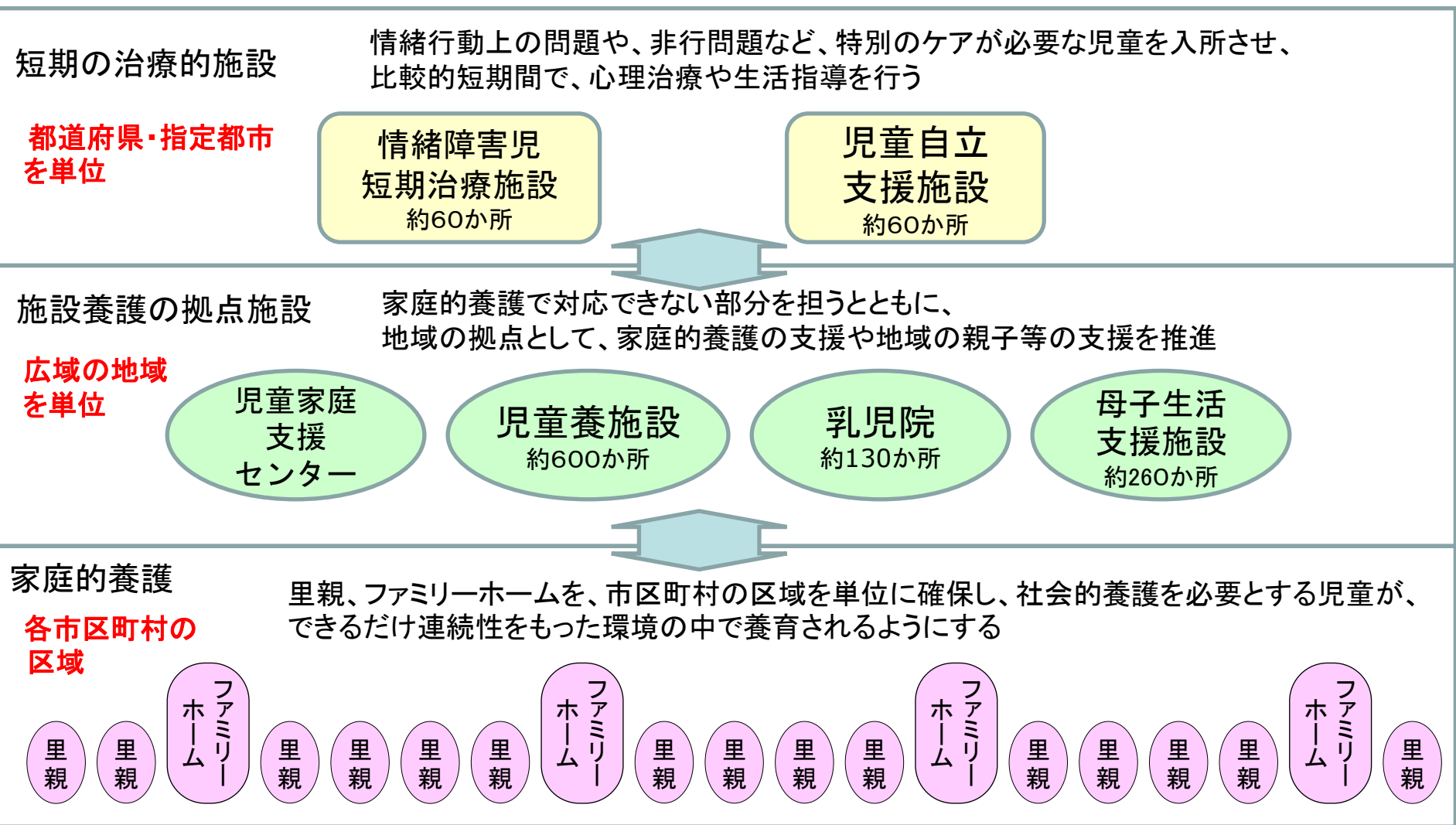
- ・児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する

③母子生活施設と他の施設

- ・他の施設から退所した後、母子生活支援施設における母子双方の支援を通じ、親子再統合を図る

地域における総合的な社会資源の整備

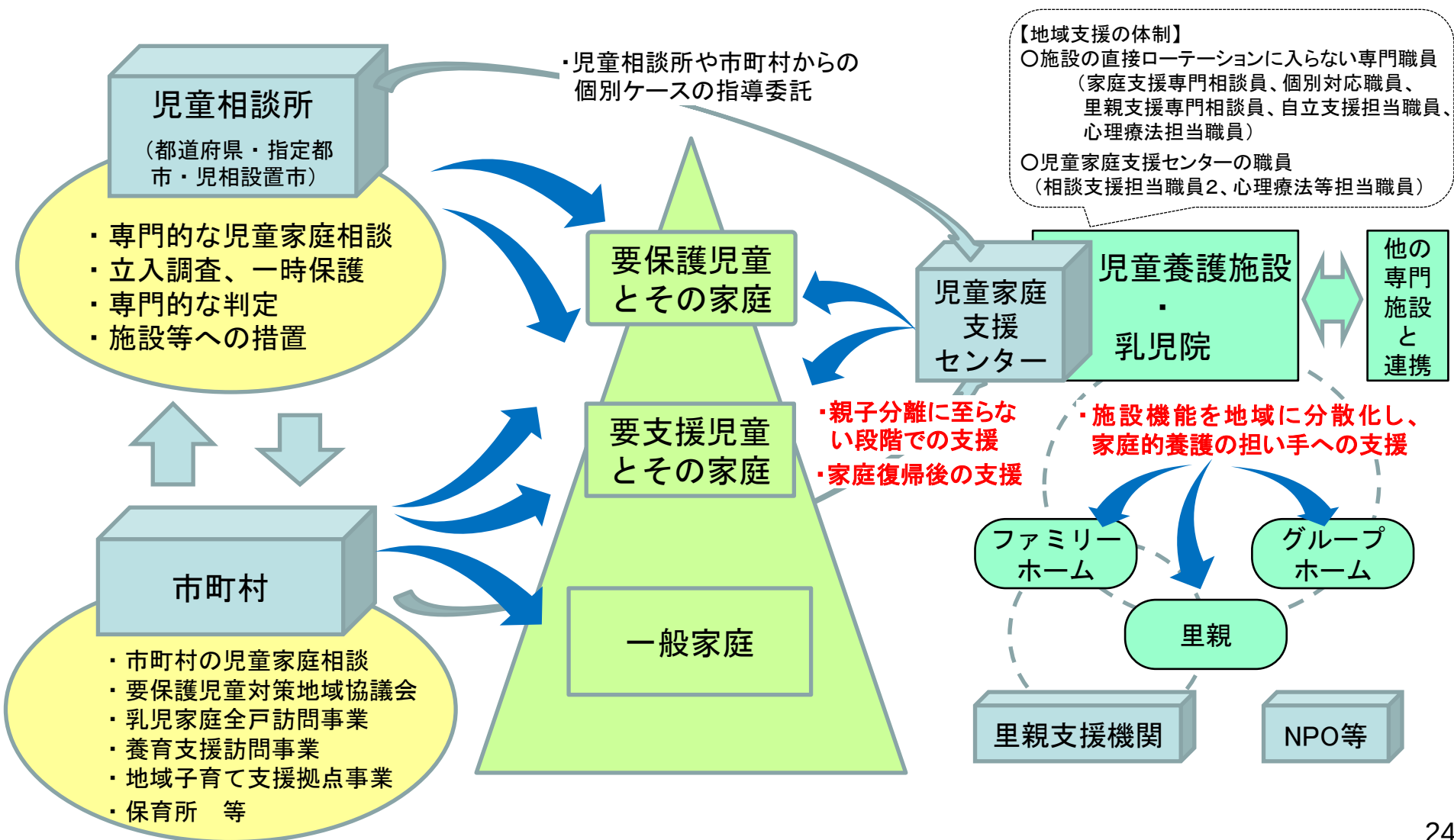
○地域での総合的な整備の視点も課題であり、3つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要。



(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

○施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とし、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手などが、つながりをもって、トータルなプロセスを保障。

○また、市町村の児童家庭相談や、養育支援訪問事業等の子育て支援施策との連携を推進。



4. 施設の人員配置の課題と将来像

(1) 直接職員の基本配置の引上げ

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引上げが必要である。以下のような目標水準を念頭に置きながら、段階的な取り組みを含めて、引上げを検討

施設種別	従来	目標水準	考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児 4 : 1 小学校以上 6 : 1	0・1歳児： 1. 3 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 3 : 1 小学生以上： 4 : 1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	・ 6 : 1は、交代勤務のため1人の職員が18人の子どもの見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアは困難。地域分散化の推進で、本体施設には一層難しい子どもが増える。 ・ 小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	0・1歳児： 1. 3 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 3 : 1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	・ 乳児院は、虐待、病児、障害等の医学的・発達の課題がある乳幼児が中心。夜勤体制（SIDS対応の15分毎視診）も必要。現行の集団的養育の人員配置は、心身の発達に重要な時期に不十分。 ・ 小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1	・ 情緒障害、精神疾患や発達障害等の対応の難しい子どもが増加 ・ 児童養護施設よりも手厚い体制
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 3 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	・ 非行、暴力のほか発達障害、行為障害等最も対応が難しい子どもへの対応や心理的ケアが必要 ・ 心理的ケアが必要な子どもの増加に対応
母子生活支援施設	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯以上2人 20世帯以上3人 30世帯以上4人	・ DV被害者や虐待を受けた児童への個別支援が必要。 ・ 現状では、20世帯で母子支援員・少年指導員合計4名の体制は、交代勤務のため常時1人しか配置できず、母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、必要な支援が困難。 ・ 常時複数配置して役割分担できる体制。

(2) 加算職員の配置の充実

施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が必要

①里親支援担当職員の配置 (乳児院、児童養護施設)	・日本の社会的養護は、施設が9割、里親等が1割であり、欧米主要国と比べ、施設養護に過度に依存している。里親等の家庭的養護の比率を大幅に引き上げるためには、新規里親開拓や、里親への相談支援を行う体制の充実が必要であり、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行えるよう、施設に里親支援担当職員を置く必要がある。
②自立支援担当職員の配置 (児童養護施設)	・新設高校卒業後の進路は、児童養護施設の児童は、大学や専門学校等への進学は23%にとどまり、一般の高卒の77%よりも大幅に低い。また、退所後の生活も不安定な者が多い。社会的養護の子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、就職・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必要であり、施設に自立支援の担当職員を置く必要がある。
③心理療法担当職員の全施設配置	・虐待を受け心に傷を負った児童等に対する心理的ケアの充実する必要がある、このため、心理療法担当職員の配置を全施設化する必要がある。

<基本配置以外の専門職員> ※このほか、小規模グループケア加算は、1グループにつき1名を加算

児童養護施設 ・家庭支援専門相談員(必置) ・個別対応職員(必置) ・心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) ・里親支援担当職員(新) ・自立支援担当職員(新) ・看護師(対象15人以上) ・職業指導員(設備を置いて職業指導をする場合) ・小規模施設加算(定員45人以下) ・指導員特別加算(非常勤)(定員35人以下)	情緒障害児短期治療施設 ・家庭支援専門相談員(必置) ・個別対応職員(必置) ・医師(必置) ・看護師(必置)
乳児院 ・家庭支援専門相談員(必置) ・同(非常勤)(定員40人以上) ・個別対応職員(対象8人以上→全施設) ・心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) ・里親支援担当職員(新) ・小規模施設加算(定員20人以下) ・指導員特別加算(非常勤)(定員35人以下)	児童自立支援施設 ・家庭支援専門相談員(必置) ・個別対応職員(必置) ・心理療法担当職員(対象10人以上→心理10:1へ) ・職業指導員(設備を置いて職業指導をする場合)
	母子生活支援施設 ・個別対応職員(→20世帯以上は早期に必置に) ・心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) ・保育士(保育設備がある場合30:1(最低1)→保育所並びに) ・指導員加算(非常勤)(定員40世帯以上→基本配置に含む) ・特別生活指導費加算(非常勤)(対象4人以上→対象数に応じ複数) ・夜間警備体制強化加算(体制をとる場合)

(3) 平成24年度予算による人員配置の引上げ (平成24年4月～)

①基本配置の引上げ (標準的な定員の施設で1名程度の増)

※平成24年4月は措置費の配置基準を引上げ、平成24年5月に設備運営基準(最低基準の条例の基準)を改正

施設種別	従 来	平成24年度予算	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: 1.7:1 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.6:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学生以上: 5.5:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1.7:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1.6:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 4.5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 4.5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

②加算職員の充実

- ・児童養護施設と乳児院に、新たに、里親支援専門相談員を配置
- ・乳児院の個別対応職員を、全施設化

(参考 1) 児童養護施設の人員配置の引上げの目標水準について

目標水準の考え方・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

- 小規模グループケアでは、1ユニットに3. 6人以上の配置が必要
 - ・6:00~22:00の16時間を、早番、遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、 $365日 \times 2人 \div 243日 = 3人$ となり、1人配置をするために約3人が必要。
 - ・毎日3時間の2名配置を確保するには、 $365日 \times 3時間 \div 8時間 \div 243人 = 0.56人$ が必要
 - ・ $3人 + 0.56人 = 3.56人$ が必要 (単純化した試算)

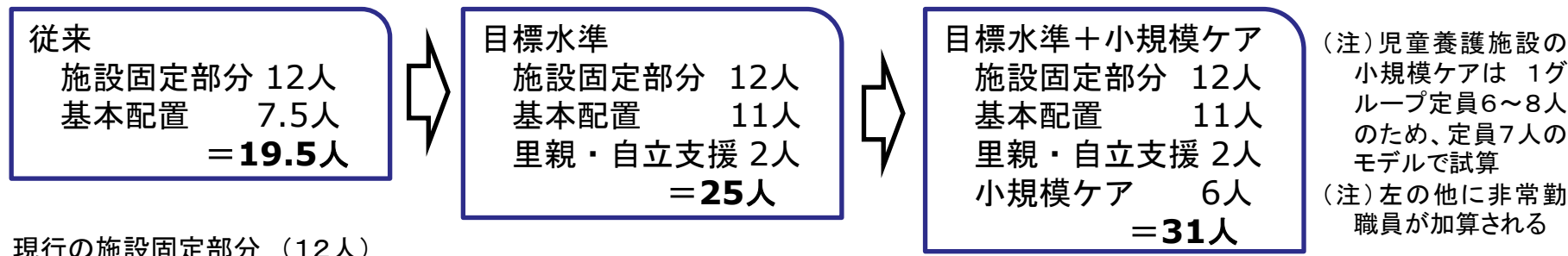
※宿直を1週1回程度という労働基準法を遵守するため、週4日分を管理宿直等職員の加算で対応

○小規模ケア加算1人に加え、オールユニット化施設では調理員等をユニット担当に算入できることから、基本配置を6:1から4:1に引き上げれば、1ユニットに3. 8人の配置となり、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

○さらに、1グループ毎に非常勤1人分の管理宿直等職員を加算し、宿直の補助のほか、昼間の家事支援に充てる。

	配置基準		7人ユニットで、小学生以上6人、 年少児1人の場合の職員数	小規模ケア加算 + 1	調理員1人をユニット 担当に算入 + 1 (A)	実質の配置 (7/A)
	小学生以上	年少児				
従来	6 : 1	4 : 1	$6 \div 6 + 1 \div 4 = 1.25人$	2.25人	3.25人	2.15:1
目標水準	4 : 1	3 : 1	$6 \div 4 + 1 \div 3 = 1.83人$	2.83人	3.83人	1.83:1

児童養護施設のモデル施設 (児童定員42人＝小規模ケア6グループ×7人)の人員配置のイメージ



- 現行の施設固定部分 (12人)
施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、看護師1、
栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1、
- 新設 (2人)
里親担当職員1、自立支援担当職員1

	基本配置		定員42人中、小学生以上 36人、年少児6人の場合 の児童指導員・保育士数
	小学生以上	年少児	
従来	6 : 1	4 : 1	$36 \div 6 + 6 \div 4 = 7.5人$
目標水準	4 : 1	3 : 1	$36 \div 4 + 6 \div 3 = 11人$

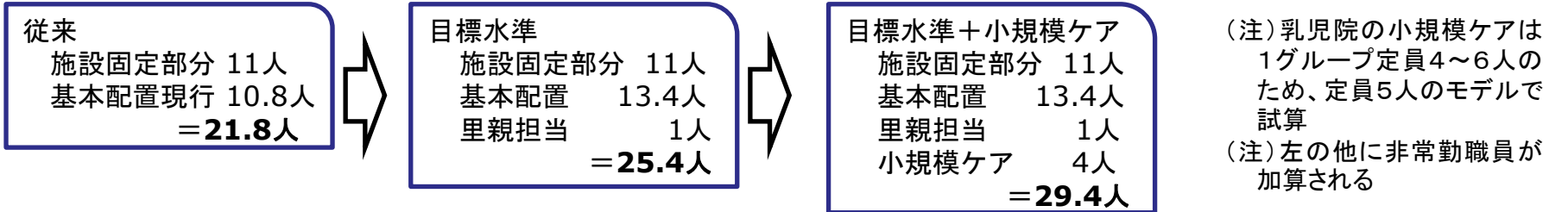
(参考2) 乳児院の人員配置の引上げの目標水準について

目標水準の考え方・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

- 小規模ケアで昼間1ユニットに1.5人、夜間2ユニットに1人配置の場合、1ユニットに4.9人以上の配置が必要
 - ・7:00~21:00の14時間を、1日8時間勤務で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、
 $14時間 \div 8時間 \times 365日 \div 243日 = 2.63人$ となり、1.5人配置で $2.63 \times 1.5 = 3.94人$ が必要
 - ・2ユニットで1人の夜勤を置くこととし、 $10時間 \div 8時間 \times 365日 \div 243日 \div 2ユニット = 0.94人$ が必要
 - ・ $3.94人 + 0.94人 = 4.88人$ が必要 (単純化した試算)
- 小規模ケア加算1人に加え、調理員等の一部や一定規模以下の施設での加算をユニット担当に算入できることから、基本配置を1.7:1から1.3:1に引き上げれば、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。
(注)調理員等の配置は1施設4人。また、定員20人以下施設については、常勤保育士1人が加算。さらに、定員35人以下の施設では、非常勤の指導員特別加算1人。このうち4人を4ユニットで分けると各1人。4人を6ユニットで分けると各0.67人。
- さらに、1グループ毎に非常勤1人分の管理宿直等職員を加算し、補助職員に充てる。

	配置基準			5人ユニットで、0・1歳3.4人、2歳1.1人、3歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	調理員等0.6人をユニットへ +0.6 (A)	実質の配置(5/A)
	0・1歳児	2歳児	3歳以上				
従来	1.7 : 1	2 : 1	4 : 1	$3.4 \div 1.7 + 1.1 \div 2 + 0.5 \div 4 = 2.68人$	3.68人	4.28人	1.17:1
目標水準	1.3 : 1	2 : 1	3 : 1	$3.4 \div 1.3 + 1.1 \div 2 + 0.5 \div 3 = 3.33人$	4.33人	4.93人	1.01:1

乳児院のモデル施設(児童定員20人=小規模ケア4グループ×5人)の人員配置のイメージ



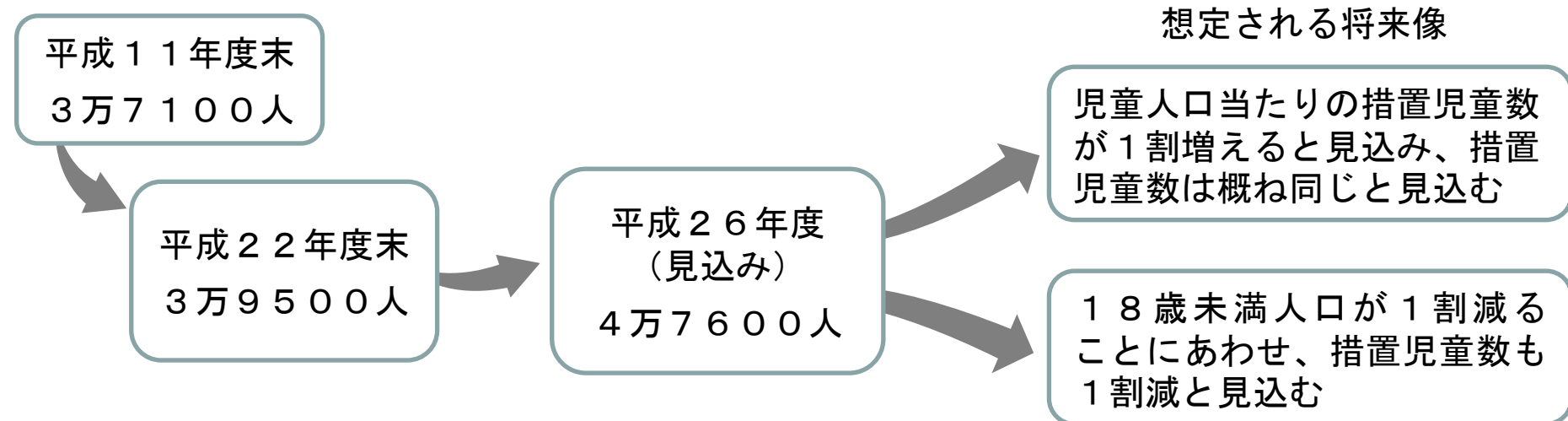
現行の施設固定部分 (11人)
施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、
栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1
新設 (1人)
里親担当職員1

	配置基準			定員20人中、0・1歳13.6人、2歳4.6人、3歳1.8人の場合の職員数
	0・1歳児	2歳児	3歳以上	
従来	1.7:1	2:1	4:1	$13.6 \div 1.7 + 4.6 \div 4 + 1.8 \div 4 = 10.8人$
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	$13.6 \div 1.3 + 4.6 \div 2 + 1.8 \div 3 = 13.4人$

5. 社会的養護の整備量の将来像

(1) 社会的養護の児童の全体数

- 社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに1割以上の増となると見込んでいる。
- その後の見通しについては、被虐待児童の発生率が更に増える可能性もあるが、家族再構築支援や、子育て支援の施策の進展により、伸びを抑制できる可能性もあり、見通しは難しい。
- 当面、児童人口の推移と同じと仮置きして考えるとすれば、将来人口推計（高位推計）では、その後の10年間で、18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。



※措置児童数は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホームに措置等した児童数

※平成26年度の見込みは、子ども・子育てビジョンの児童養護施設610カ所、里親等委託率16%等の目標値と、現在の施設の平均定員等からの試算

増える要素

- ・ 潜在事例の掘り起こし
- ・ 家庭の複雑さの進展

抑制要素

- ・ 子育て支援施策や家族再構築支援の効果

(2) 施設数等

- 子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに、児童養護施設は610か所、情短施設は47か所に増やす目標を設定。
- その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では現状維持が見込まれる。
- 情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、更なる増設が必要。10施設程度が児童養護施設から転換すると見込むと、児童養護施設600か所、情短施設57か所となる。
- 乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設については、概ね現状維持を見込む。
- 地域小規模児童養護施設は、児童養護施設1施設に1か所、自立援助ホームは、児童養護施設2施設に1か所を見込む。ファミリーホームは、里親等委託率の引上げに伴い、5000人程度を見込んで1000か所程度を見込む。児童家庭支援センターは、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

	平成23年4月	平成23年10月 (現状)	平成26年度 ※は子ども・子育てビ ジョンの目標値	想定される将来像
児童養護施設	585か所	585か所	610か所 ※	600か所程度
地域小規模児童養護施設	219か所	221か所	300か所 ※	600か所程度
乳児院	129か所	129か所	130か所	130か所程度
情緒障害児短期治療施設	37か所	37か所	47か所 ※	57か所程度
児童自立支援施設	58か所	58か所	58か所	59か所程度
母子生活支援施設	262か所	261か所	262か所	262か所程度
自立援助ホーム	76か所	82か所	160か所 ※	300か所程度
ファミリーホーム	126か所	145か所	140か所 ※	1000か所程度
児童家庭支援センター	82か所	87か所	120か所 ※	児童養護施設・乳児院 の標準装備としていく

(3) 里親等委託率

- 里親等委託率(乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの措置児童合計に対する里親及びファミリーホーム措置児童数の割合)は、平成14年度末の7.4%から22年度末の12.0%まで、8年間で1.62倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定している。
- 欧米主要国で3割～7割であることを踏まえ、その後の十数年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げることを目標とする。
- そのためには、現在3万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、2万人程度に抑え、里親やファミリーホームを大幅に増やして移行させることが必要

		平成22年度 (年度末実績)	平成26年度 (想定数)	想定される将来像
施設養護	①児童養護施設 (地域小規模を除く)	27,973人	31,900人程度	20,000人程度 うち半数はグループホームに
	②地域小規模児童養護施設	1,141人	1,600人程度	3,200人程度
	③乳児院	2,963人	3,300人程度	3,000人程度
家庭養護	④ファミリーホーム	497人	700人程度	5,000人程度
	⑤里親委託児童	3,876人	6,300人程度	7,100人程度 ～12,500人程度
合計数(①～⑤)		36,450人	43,800人程度	38,300人程度 ～43,700人程度
里親委託率(④+⑤)／(①～⑤)		12.0%	16%	31.6%～40.0%

(人数は一定の条件での試算)

(4) 施設機能の地域分散化の姿

○日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、

- (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
- (b) 概ね3分の1が、グループホーム
- (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）

という姿に変えていく。

<現在>

施設9割、里親等1割



<想定される将来像>

本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設 グループホーム 家庭養護	本体施設	乳児院 児童養護	3,000人程度 11,000人程度 計 14,000人程度 (37%) ~ (32%)
	グループホーム	地域小規模児童養護 小規模ケアのグループホーム型	3,200人程度 9,000人程度 計 12,200人程度 (32%) ~ (28%)
	家庭養護	里親 ファミリーホーム	7,100人程度 ~ 12,500人程度 5,000人程度 計 12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)
	児童数合計		38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)

(人数は一定の条件での試算)

（参考）社会的養護の充実のためのステップ

平成23年度の取組

- ①実施要綱等の改正による運用改善（4月実施）
- ②里親委託ガイドラインの策定（4月実施）
- ③里親委託率の伸びの大きい自治体の取組事例集（5月）
- ④当面の最低基準改正（面積基準、人員配置など）（6月17日施行）
- ⑤省令改正（施設長研修、第三者評価義務化、親族里親要件等）（9月1日）
- ⑥施設運営指針・里親等養育指針の策定（6種別）（8月末～24年3月）
- ⑦第三者評価ガイドラインの見直し（8月末～24年3月）
- ⑧里親支援等に関し里親委託ガイドライン等改定（24年3月）
- ⑨施設長研修の実施（第1回、24年2月） 等

平成24年度の取組

- ①人員配置の引上げ（6:1→5.5:1 等）、里親支援専門相談員の配置、グループホーム等の賃借料の措置費算定、個別対応職員の配置拡充、自立生活支度費の改善、資格取得等経費 等の予算の充実
- ②第三者評価の義務実施（評価調査者養成研修等）
- ③施設運営の手引書等の作成（6種別）
- ④里親委託等の推進
- ⑤施設の小規模化・家庭的養護の推進
- ⑥親子関係の再構築支援の推進

人員配置の目標水準を
念頭に置いた引上げ

中長期的な取組 ～社会的養護のハード・ソフトの変革

家庭的養護の推進、施設機能の地域分散化、本体施設の小規模化・高機能化、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族支援・地域支援の充実 等

社会的養護の現状について(参考資料)

平成24年10月

1. 社会的養護の現状	ページ	4. 里親委託等の推進	
(1) 施設数、里親数、児童数等	・ ・ 1	(1) 里親制度の概要	・ ・ 18
(2) 要保護児童数の増加	・ ・ 2	(2) 里親等委託率の推移	・ ・ 22
(3) 虐待を受けた児童の増加	・ ・ 4	(3) 都道府県別の里親等委託率	・ ・ 24
(4) 障害等のある児童の増加	・ ・ 6	(4) 里親委託を推進する上での課題と取組	・ ・ 28
(5) 児童養護施設の形態の現状	・ ・ 7	(5) 里親支援の体制整備について	・ ・ 29
(6) 施設の小規模化と家庭的養護の推進	・ ・ 9	5. 施設運営指針、里親等養育指針	・ ・ 36
(7) 進学、就職の状況	・ ・ 10	6. 社会的養護関係施設の第三者評価等	・ ・ 40
2. 措置費の現状と充実		7. 市町村における要保護児童対策	・ ・ 44
(1) 施設の人員配置と措置費について	・ ・ 11	8. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組	・ ・ 46
(2) 措置費による教育及び自立支援の経費	・ ・ 12	9. 平成23年からの主な取組	・ ・ 48
(3) 措置費予算の改善経緯	・ ・ 13	10. 平成25年度社会的養護関係予算概算要求の概要	・ ・ 74
(4) 18歳以降の措置延長制度について	・ ・ 14	11. 平成24年度の検討ワーキング等	・ ・ 76
3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実		(参考) 統計表等	・ ・ 80
(1) 人員配置基準の改正経緯	・ ・ 15		
(2) 人員配置の引上げについて	・ ・ 16		
(3) 居室面積と居室定員の最低基準の改定	・ ・ 17		

1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親 家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭 養護を行う(定員 5 ～ 6 名)	
		7,669世帯	2,971世帯	4,244人			
区分 (里親は 重複登 録有り)	養 育 里 親	6,121世帯	2,368世帯	3,247人		ホ ー ム 数	145か所
	専 門 里 親	572世帯	155世帯	179人			
	養子縁組里親	1,840世帯	201世帯	187人			
	親 族 里 親	367世帯	359世帯	631人			
					委託児童数	686人	

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	129か所	585か所	37か所	58か所	261か所	82か所
定員	3,860人	34,464人	1,466人	3,985人	5,206世帯	546人
現員	2,843人	28,533人	1,140人	1,331人	3,911世帯 児童6,250人	340人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	329人

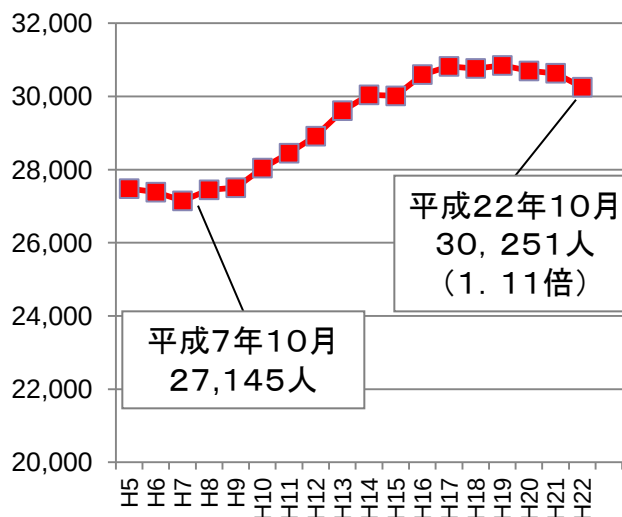
※里親数は福祉行政報告例(平成23年3月末現在)(うち福島県分については家庭福祉課調べ)
 ※委託児童数、現員(母子生活支援施設除く)は家庭福祉課調べ(平成24年3月末現在(速報値))
 ※母子生活支援施設に係る現員は家庭福祉課調べ(平成24年3月1日現在)
 ※施設数、ホーム数等のか所数、定員は家庭福祉課調べ(平成23年10月1日現在)
 ※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	650か所
地域小規模児童養護施設	221か所

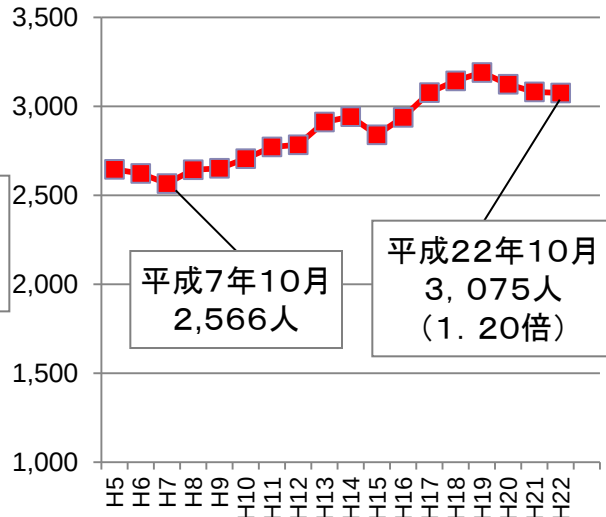
(2)要保護児童数の増加

要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.11倍、乳児院が1.20倍に増加。一方、里親等委託児童数は、2.06倍に増加。

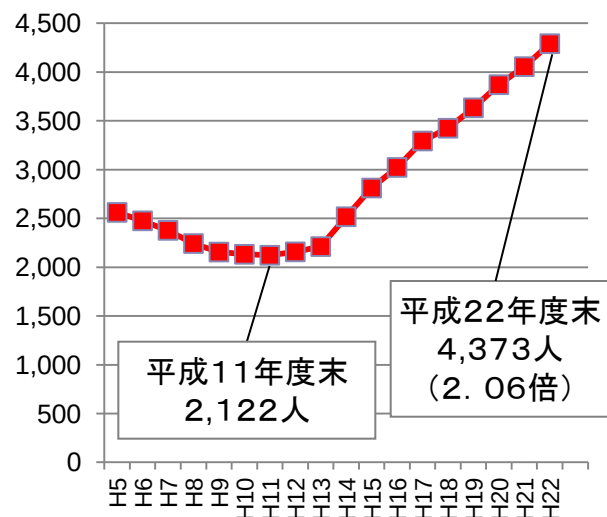
○児童養護施設の入所児童数



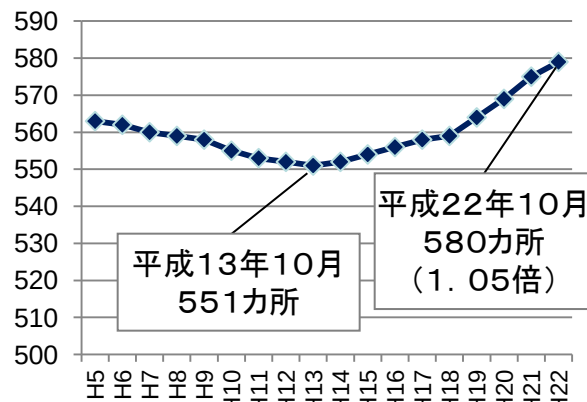
○乳児院の入所児童数



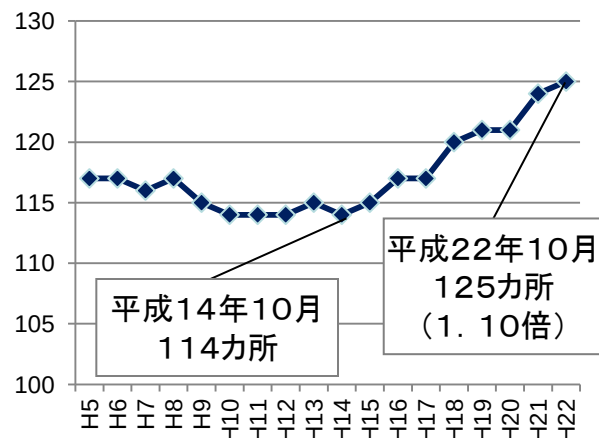
○里親・ファミリーホームへの委託児童数



○児童養護施設の設置数



○乳児院の設置数



(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

	在籍児の年齢	入所時の年齢
0歳	6 (0.0%)	59 (0.2%)
1歳	34 (0.1%)	968 (3.1%)
2歳	454 (1.4%)	6,763 (21.4%)
3歳	1,120 (3.5%)	3,949 (12.5%)
4歳	1,520 (4.8%)	2,819 (8.9%)
5歳	1,711 (5.4%)	2,442 (7.7%)
6歳	1,858 (5.9%)	2,432 (7.7%)
7歳	1,860 (5.9%)	1,977 (6.3%)
8歳	1,973 (6.2%)	1,881 (6.0%)
9歳	2,095 (6.6%)	1,657 (5.2%)
10歳	2,300 (7.3%)	1,511 (4.8%)
11歳	2,389 (7.6%)	1,259 (4.0%)
12歳	2,486 (7.9%)	1,154 (3.7%)
13歳	2,466 (7.8%)	1,053 (3.3%)
14歳	2,349 (7.4%)	864 (2.7%)
15歳	2,356 (7.5%)	505 (1.6%)
16歳	1,745 (5.5%)	163 (0.5%)
17歳	1,581 (5.0%)	43 (0.1%)
18歳～	1,256 (4.0%)	9 (0.0%)
総数	31,593 (100%)	31,593 (100%)
平均	10.6歳	5.9歳

(注) 総数には期間不詳も含む。

②在籍児童の在籍期間

	在籍児童数
1年未満	5,410 (17.1%)
1年以上-2年未満	4,416 (14.0%)
2年以上-3年未満	3,621 (11.5%)
3年以上-4年未満	3,182 (10.1%)
4年以上-5年未満	2,582 (8.2%)
5年以上-6年未満	2,255 (7.1%)
6年以上-7年未満	2,160 (6.8%)
7年以上-8年未満	1,783 (5.6%)
8年以上-9年未満	1,475 (4.7%)
9年以上-10年未満	1,163 (3.7%)
10年以上-11年未満	959 (3.0%)
11年以上-12年未満	843 (2.7%)
12年以上	1,653 (5.2%)
総数	31,593 (100%)
平均期間	4.6年

(注) 総数には期間不詳も含む。

③児童の措置理由

父の死亡	195	(0.6%)
母の死亡	580	(1.8%)
父の行方不明	328	(1.0%)
母の行方不明	1869	(5.9%)
父母の離婚	1304	(4.1%)
父母の不和	252	(0.8%)
父の拘禁	563	(1.8%)
母の拘禁	1048	(3.3%)
父の入院	327	(1.0%)
母の入院	1506	(4.8%)
父の就労	1762	(5.6%)
母の就労	1293	(4.1%)
父の精神疾患等	180	(0.6%)
母の精神疾患等	3197	(10.1%)
父の放任・怠惰	654	(2.1%)
母の放任・怠惰	3707	(11.7%)
父の虐待・酷使	1849	(5.9%)
母の虐待・酷使	2693	(8.5%)
棄 児	166	(0.5%)
養育拒否	1378	(4.4%)
破産等の経済的理由	2390	(7.6%)
児童の問題による 監護困難	1047	(3.3%)
そ の 他	2674	(8.5%)
不 詳	631	(2.0%)
総 数	31,593	(100.0%)

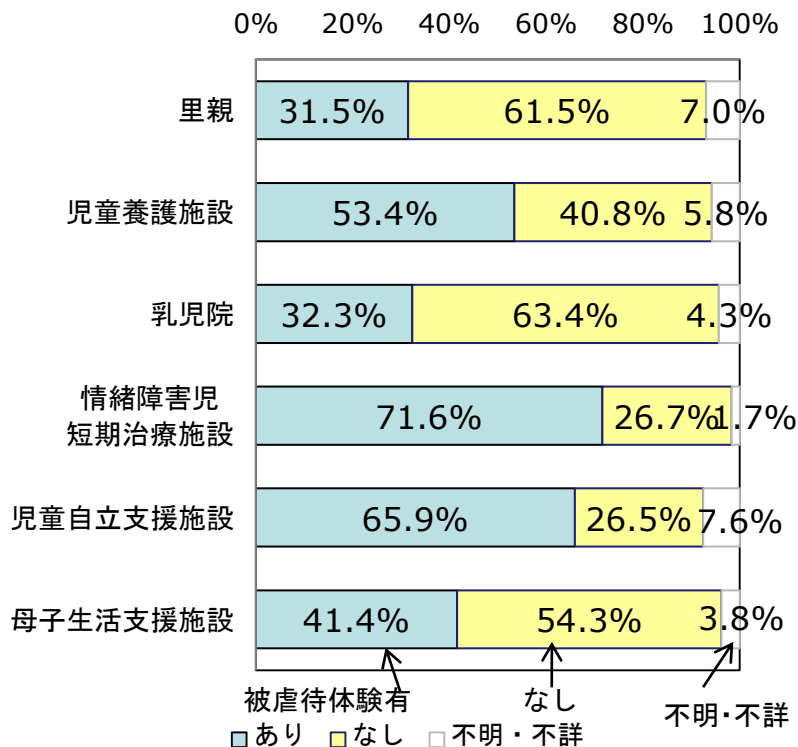
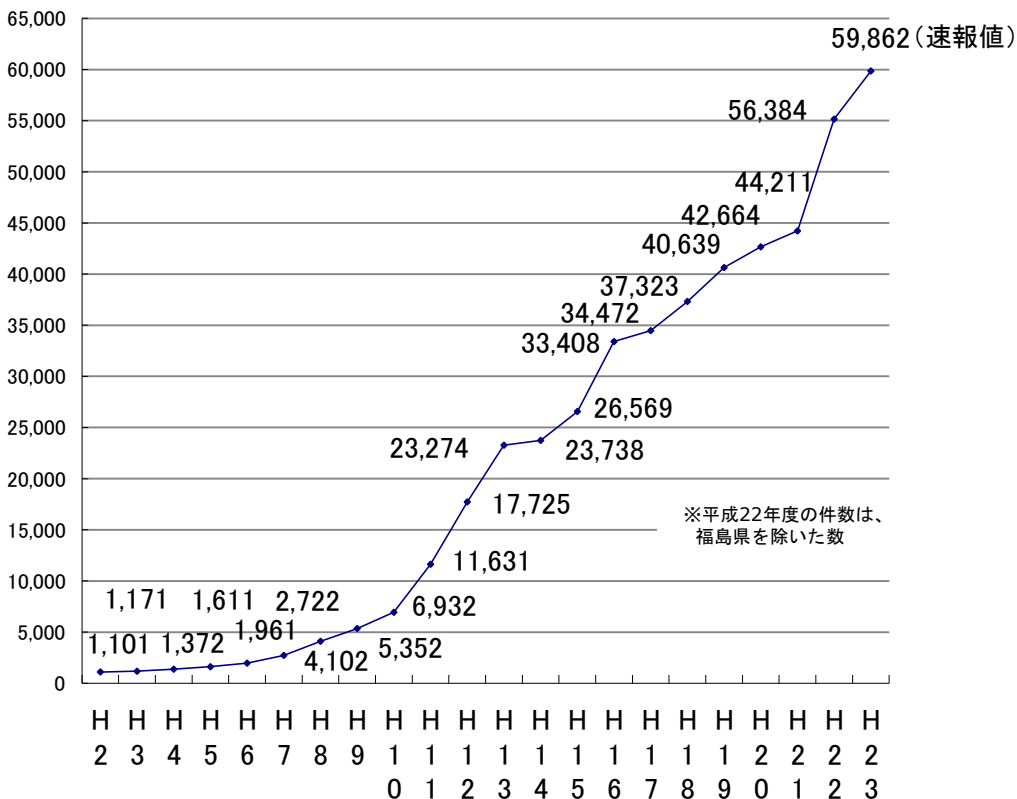
(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成23年度には約5.1倍に増加。

○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。

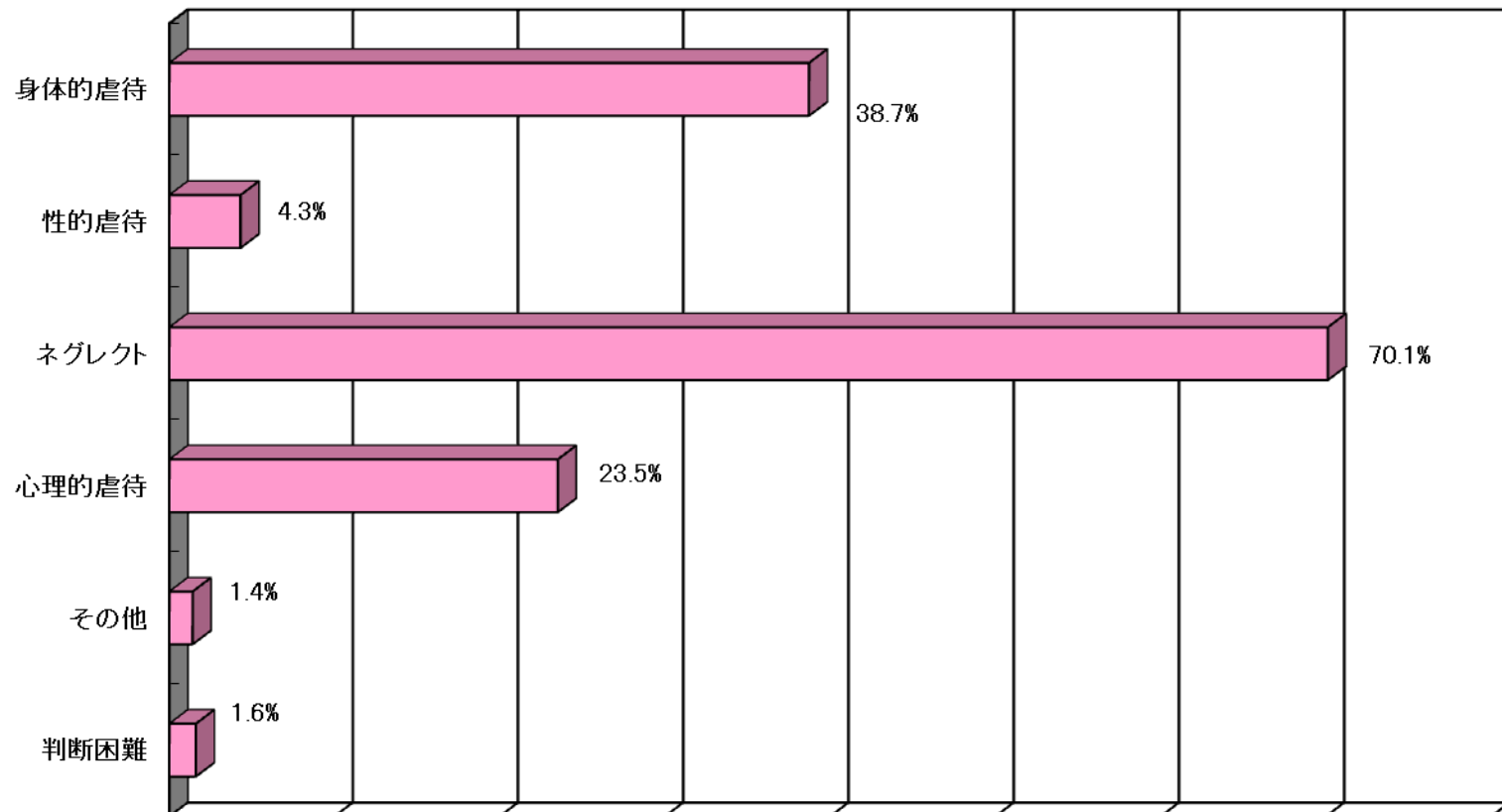
(件数)



児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

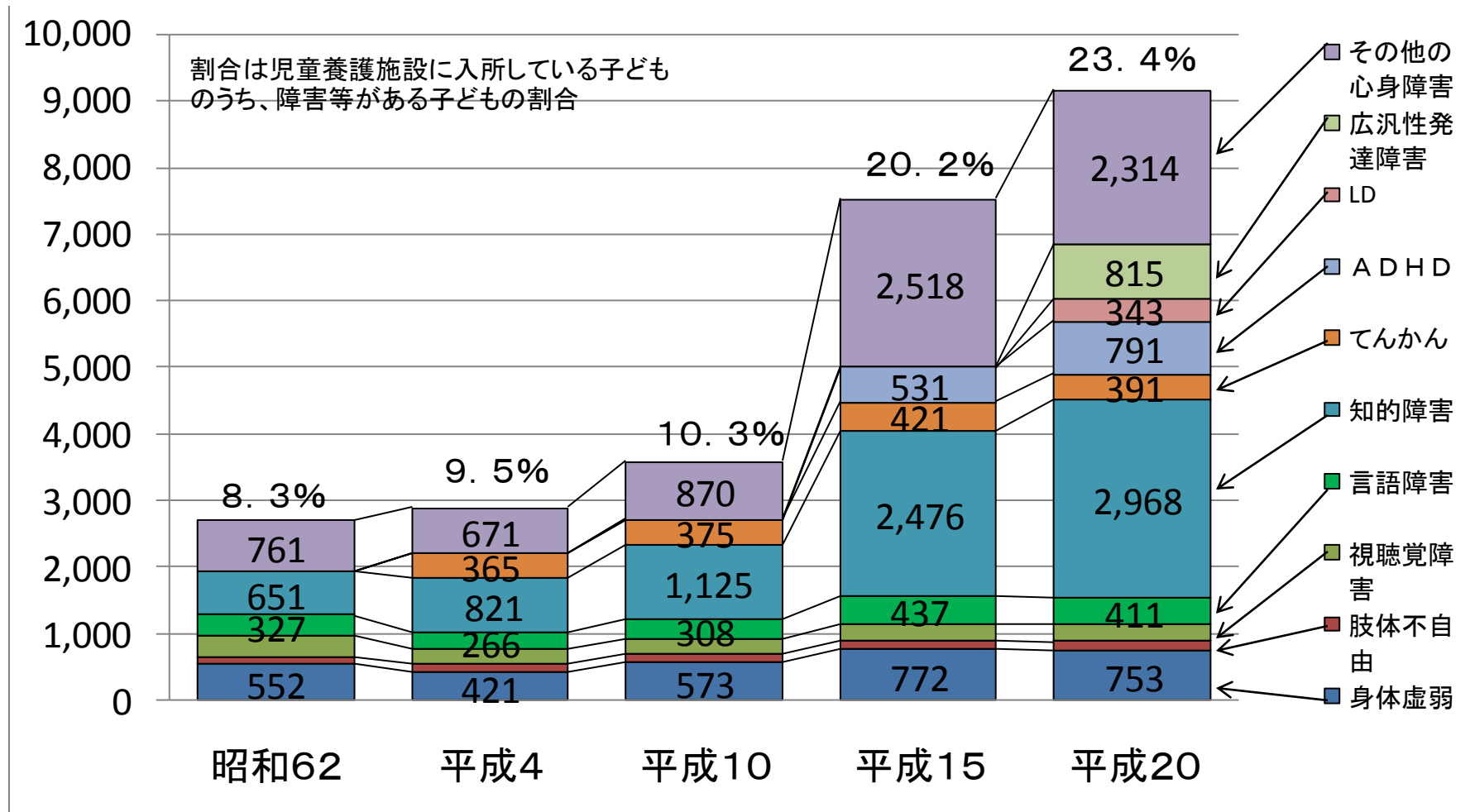
【児童養護施設】N=15,748



(4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

(5) 児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。 また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総 数	585 (100%)

家庭福祉課調べ
(平成23年10月1日)

(参考)児童養護施設の形態

大舎制の例

相談室		児童居室 (4人部屋)
ホール 兼食堂		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
男子トイレ		児童居室 (4人部屋)
洗面所		児童居室 (4人部屋)
女子トイレ		
洗濯場		児童居室(個室)
脱衣場		児童居室(個室)
浴室		児童居室(個室)
宿直室		児童居室(個室)

- ・ 児童数20名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

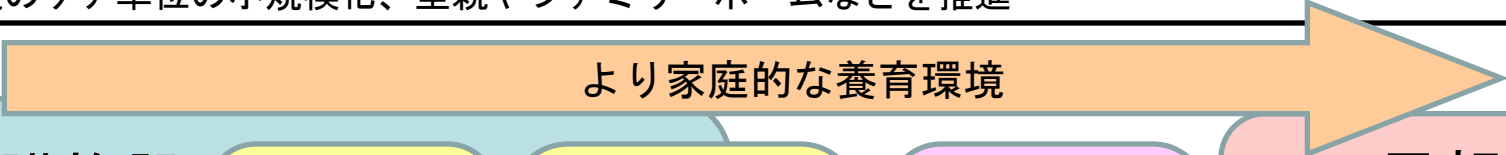
小規模グループケアの例

児童居室 (2人部屋)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リビング 兼食堂	
児童居室 (個室)		
洗濯機		
洗面所		
風呂	キッチン	
	トイレ	職員 宿直室

- ・ 児童数6～8名
- ・ 原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

(6)施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13～19人)
小舎(12人以下)

1歳～18歳未満(必要な場合0歳～20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童5.5:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

585か所
定員34,464人
現員28,533人

小規模グループケア

(本園ユニットケア、グループホーム)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6～8人
(乳児院は4～6人)

職員1人+管理宿直を加算

23年度650か所
→26年度目標800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人+非常勤1人+管理宿直

23年度221か所
→26年度目標300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5～6人

養育者及び補助者合わせて3人

23年度145か所
→26年度目標140か所達成済
→将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	7,669世帯
うち養育里親	6,121世帯
専門里親	572世帯
養子縁組里親	1,840世帯
親族里親	367世帯

委託里親数 2,971世帯
委託児童数 4,244人

→26年度目標
養育里親登録 8,000世帯
専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所
定員3,860人、現員2,843人

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

24年3月末 13.6% (速報値)
→26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

23年度82か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
施設数等のか所数、定員は、平成23年10月1日家庭福祉課調べ。登録里親数、委託里親数は、平成23年3月末福祉行政報告例。
現員、委託児童数は、平成24年3月末家庭福祉課調べ(速報値)。

(7) 進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成23年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成24年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,534人	2,379人	93.9%	43人	1.7%	65人	2.6%	47人	1.9%
(参考) 全中卒者 1,177千人	1,156千人	98.2%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	12千人	1.0%

② 高等学校等卒業後の進路（平成23年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成24年5月1日現在の進路）

		進 学				就 職		その他	
		大学等		専修学校等					
児童養護施設児	1,537人	169人	11.0%	168人	10.9%	1,087人	70.7%	113人	7.4%
うち在籍児	183人	37人	20.2%	25人	13.7%	97人	53.0%	24人	13.1%
うち退所児	1,354人	132人	9.7%	143人	10.6%	990人	73.1%	89人	6.6%
(参考) 全高卒者	1,061千人	572千人	53.9%	245千人	23.1%	172千人	16.2%	72千人	6.8%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
94人	60人	29人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」(速報値))。全中卒者・全高卒者は平成23年度学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

2. 措置費の現状と充実

(1) 施設の人員配置と措置費について

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行^{った}。今後とも、引き続き充実を図ることとしている。

児童養護施設の措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

+

- ・児童指導員、保育士
- 0・1歳児 1.6:1
- 2歳児 2:1
- 年少児(3歳～) 4:1
- 少年(就学～) 5.5:1

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人)

措置費

(例)定員45人の児童養護施設の場合

事務費

- ・一般分保護単価 174,410円
- ・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合 20,860円
- ・民間施設給与等改善費
3%～16%加算

+

事業費

- ・一般生活費 47,430円
- ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等)
予算額1人平均 11,500円



児童1人月額
約27万0千円

※このほかに、

小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、
更に、児童1人月額 約8万1千円加算

(2) 措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度には、資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額（特別基準を含めた場合 216,510円→268,510円）を行^{った}。

		支弁される額（H24年度）
幼稚園費		実費 ※平成21年度～
入進学支度費		小学校1年生：39,500円(年額/1人) 中学校1年生：46,100円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校：2,110円(月額/1人) 中学校：4,180円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
	部活動費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
特別育成費		公立高校：22,270円(月額/1人) 私立高校：32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算：58,960円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生)：55,000円(年額/1人) ※平成24年度～
学校給食費		実費(小学生及び中学生を対象)
見学旅行費		小学校6年生：20,600円(年額/1人) 中学校3年生：55,900円(年額/1人) 高等学校3年生：108,200円(年額/1人)
就職・大学進学等支度費		就職支度費・大学進学等自立生活支度費：79,000円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算)：189,510円 } 合計268,510円 ※平成24年度から特別基準の加算を52,000円増額

(3) 措置費予算の改善経緯

	予算額 (対前年度増加額)	主な改善事項
平成18年度	72,501百万円 (1,240百万円増)	・ 児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・ 小規模グループケアの推進 (527か所→549か所) ・ 就職支度費等の改善 (@67,000円→69,000円) ・ 里親手当の改善 (@32,000円→33,000円)
平成19年度	75,255百万円 (2,754百万円増)	・ 児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・ 小規模グループケアの推進 (549か所→580か所) ・ 地域小規模児童養護施設の拡充 (100か所→200か所) ・ 就職支度費等の改善 (@69,000円→71,000円) ・ 里親手当の改善 (@33,000円→34,000円)
平成20年度	77,538百万円 (2,283百万円増)	・ 児童養護施設の看護師の常勤配置 (53か所) ・ 小規模グループケアの推進 (580か所→613か所) ・ 就職支度費等の改善 (@71,000円→73,000円) ・ 里親手当の改善 (@34,000円→72,000円 (21年1月～)) ・ 専門里親手当の改善 (@90,200円→123,000円 (21年1月～))
平成21年度	79,748百万円 (2,210百万円増)	・ 乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置 (53か所) ・ 小規模グループケアの推進 (613か所→645か所) ・ 就職支度費等の改善 (@73,000円→75,000円) ・ ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・ 基幹的職員の格付け ・ 学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設
平成22年度	81,272百万円 (1,524百万円増)	・ 乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・ 児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・ 小規模グループケアの推進 (645か所→703か所) ・ 就職支度費等の改善 (@75,000円→77,000円)
平成23年度	83,473百万円 (2,202百万円増)	・ 小規模グループケアの推進 (703か所→713か所) ・ 地域小規模児童養護施設の拡充 (200か所→210か所) ・ 就職支度費等の改善 (@77,000円→79,000円) ・ 児童養護施設における定員規模の見直し (62人→58人)
平成24年度	89,281百万円 (5,808百万円増)	・ 児童養護施設等の人員配置の引上げ (児童養護施設 6:1→5.5:1等) ・ 児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員の配置 ・ 小規模グループケアの管理宿直等加算を全グループに配置 ・ 地域小規模児童養護施設等への賃借料の算定 (月額10万円) ・ 就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善 (216,510円→268,510円) 等

(4) 18歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

- 2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針（平成2. 3. 5 児発133）

(5) 在所期間の延長

- ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで

(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

- イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23. 12. 28 雇児発1228第2号）

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人（平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査）

3. 人員配置基準と最低基準の現状と充実

(1) 人員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S32～37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H23	H24
乳児院 (10人以上)		(看護師) 3:1	2.5:1					2:1						1.7:1						0・1歳 同左 2歳 2:1 3歳以上4:1	
児童 養護 施設	3歳未満	10:1	9:1	8:1				3:1			3:1			2:1						0歳 1.7:1 1歳以上同左	
	3歳以上							6:1			5:1			4:1							
	少年							8:1			7:1			6:1							
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1											5:1							
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1												5:1				
母子生活支援 施設		寮母:1名 少年指導員:少年20人以上で1名									寮母:1名 少年指導員:1名									母子支援員・少年指導員 各 20世帯未満:1名 20世帯以上:2名	

※ H23年6月の改正は、現行の措置費の内容の最低基準への反映

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H24
乳児院 (10人以上)		(看護師) 2.5:1						2:1					1.7:1					0・1歳 同左 2歳 2:1	同左 同左 3歳以上4:1	0・1歳 1.6:1 2歳 同左 3歳以上同左
児童 養護 施設	3歳未満	5:1						3:1					2:1						0歳 1.7:1 1・2歳 同左	0・1歳 1.6:1 2歳 同左
	3歳以上	10:1	9:1	8:1	7:1	6:1		5.5:1	5:1				4:1							同左
	少年				8:1			7.5:1	7:1				6:1							5.5:1
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1						8:1	7:1	6:1		5:1							4.5:1
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1										5:1					4.5:1
母子生活 支援 施設	母子 指導員	1名										20世帯未満:1名 20世帯以上:2名								10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名
	少年 指導員	50世帯未満:1名 50世帯以上:2名									40世帯未満:1名 40世帯以上:2名					20世帯未満:1名 20世帯以上:2名				同左

※ H10 及び H16 の改正は、法律改正により乳児院への1歳以上児入所、児童養護施設への0歳児の入所が可能になったことに伴う形式的な改正

(2) 人員配置の引上げについて

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、平成24年4月から、直接養育・支援にあたる職員の配置基準の引上げを約30数年ぶりに実施（標準的な定員の施設で1名程度の増）

※24年4月は措置費の配置基準を引上げ、**改正後の最低基準**（従うべき基準）は平成25年4月施行

施設種別	従 来	平成24年度予算	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: <u>1. 7:1</u> 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: <u>6:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1. 6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学生以上: <u>5. 5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1. 3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1. 7:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1. 6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1. 3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 <u>5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4. 5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4. 5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

(3) 居室面積及び居室定員の最低基準の改定

①居室面積（1人当たり）の引上げ

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年6月～
乳児院	1. 65㎡以上			2. 47㎡以上
児童養護施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室は3. 3㎡以上)
情緒障害児短期治療施設		2. 47㎡以上	3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
児童自立支援施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
母子生活支援施設	1人あたり 2. 47㎡以上		1人あたり 3. 3㎡以上	1室あたり 30㎡以上

(参考)

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡／人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。(その後、養護老人ホームは10. 65㎡／人以上、障害者支援施設は9. 9㎡／人以上に引き上げられている)

②居室定員の上限の引下げ

	昭和23年	昭和36年	平成23年6月～
児童養護施設	15人以下		4人以下 (乳幼児のみの居室は6人以下)
情緒障害児短期治療施設		5人以下	4人以下
児童自立支援施設	15人以下		4人以下

4. 里親委託の推進 (1) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
 - ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
 - ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

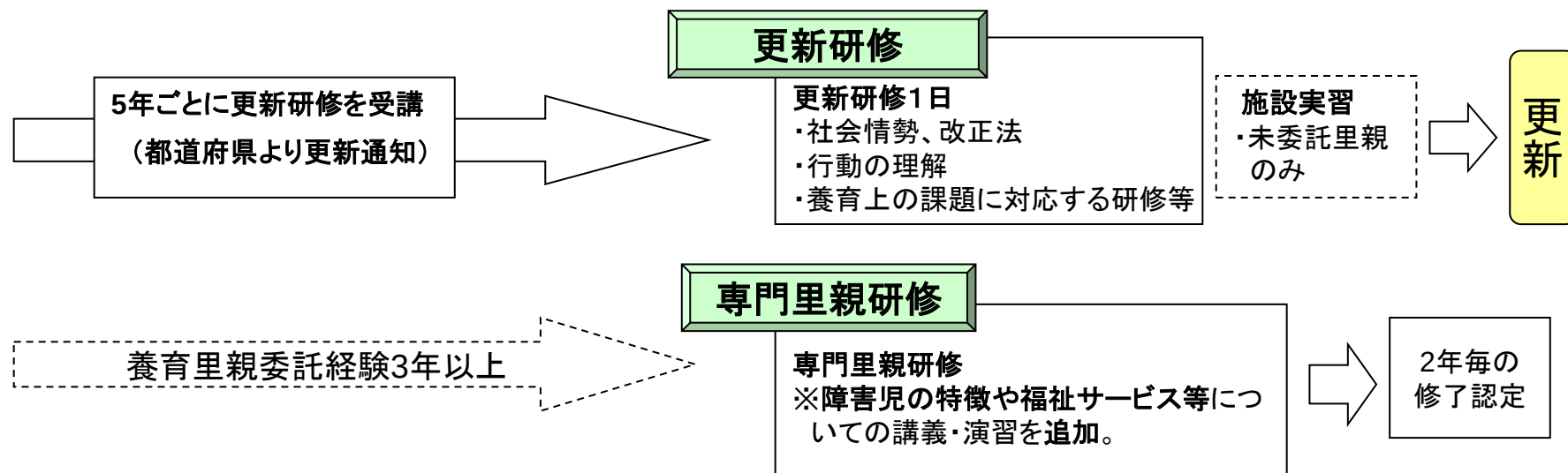
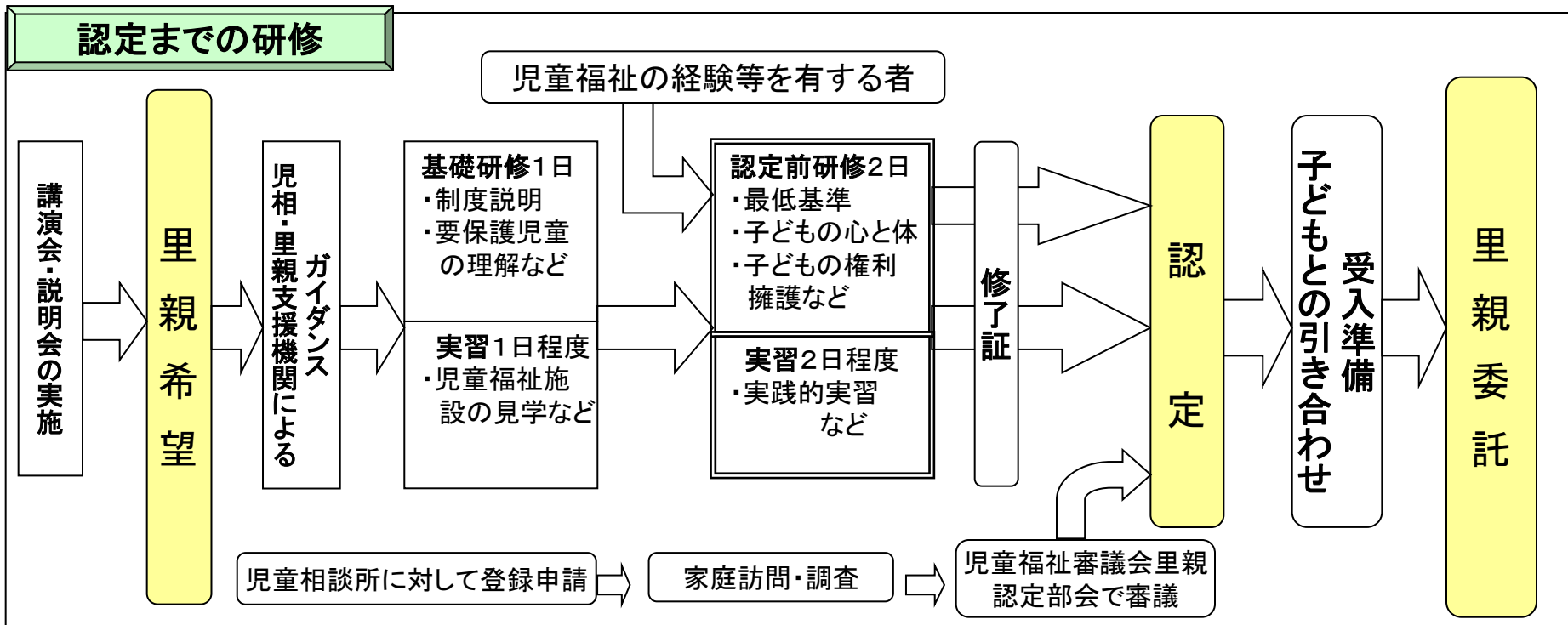
里親手当 養育里親 72, 000円(2人目以降36,000円加算)
(月額) 専門里親 123, 000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 54, 980円、 乳児以外47, 680円
(食費、被服費等。1人月額)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

(参考1) 養育里親の里親研修と認定の流れ



(参考2)里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1 日 ＋ 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2 日 ＋ 実習 2 日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1 日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

(参考3)里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・子ども子育てビジョン（平成22年1月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成26年度に16%の目標

平成23年度 of 取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

(2) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成24年3月末には13.6%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,533	78.6	2,843	7.8	4,930	13.6	36,306	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、平成23年度末で153か所、委託児童686人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

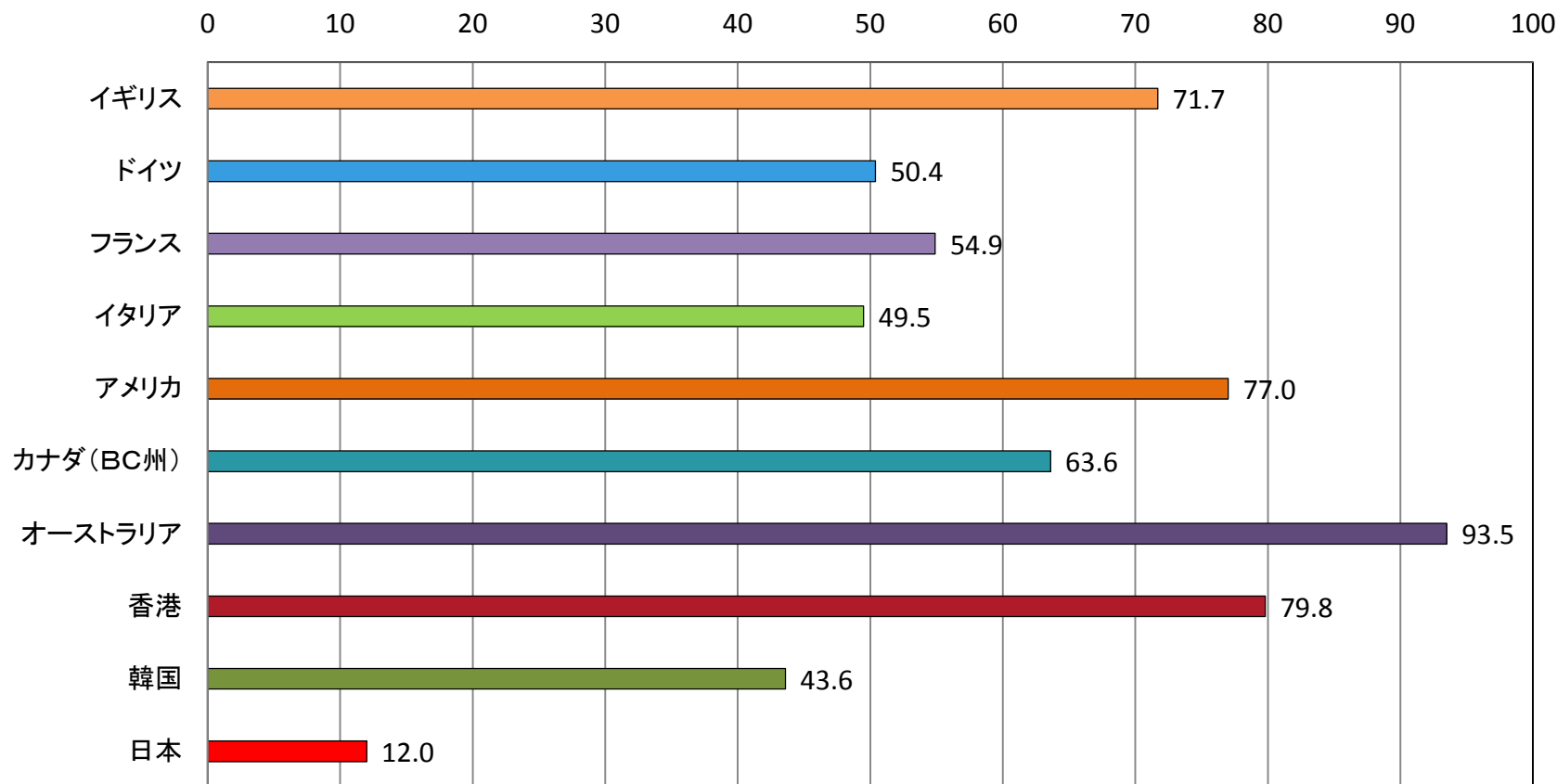
（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在、ただし平成23年度末は速報値）

里親等委託率

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が9：1となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2010年前後の状況)(%)



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

※ 日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

(3) 都道府県別の里親等委託率の差

①47都道府県別里親等委託率(平成24年3月末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

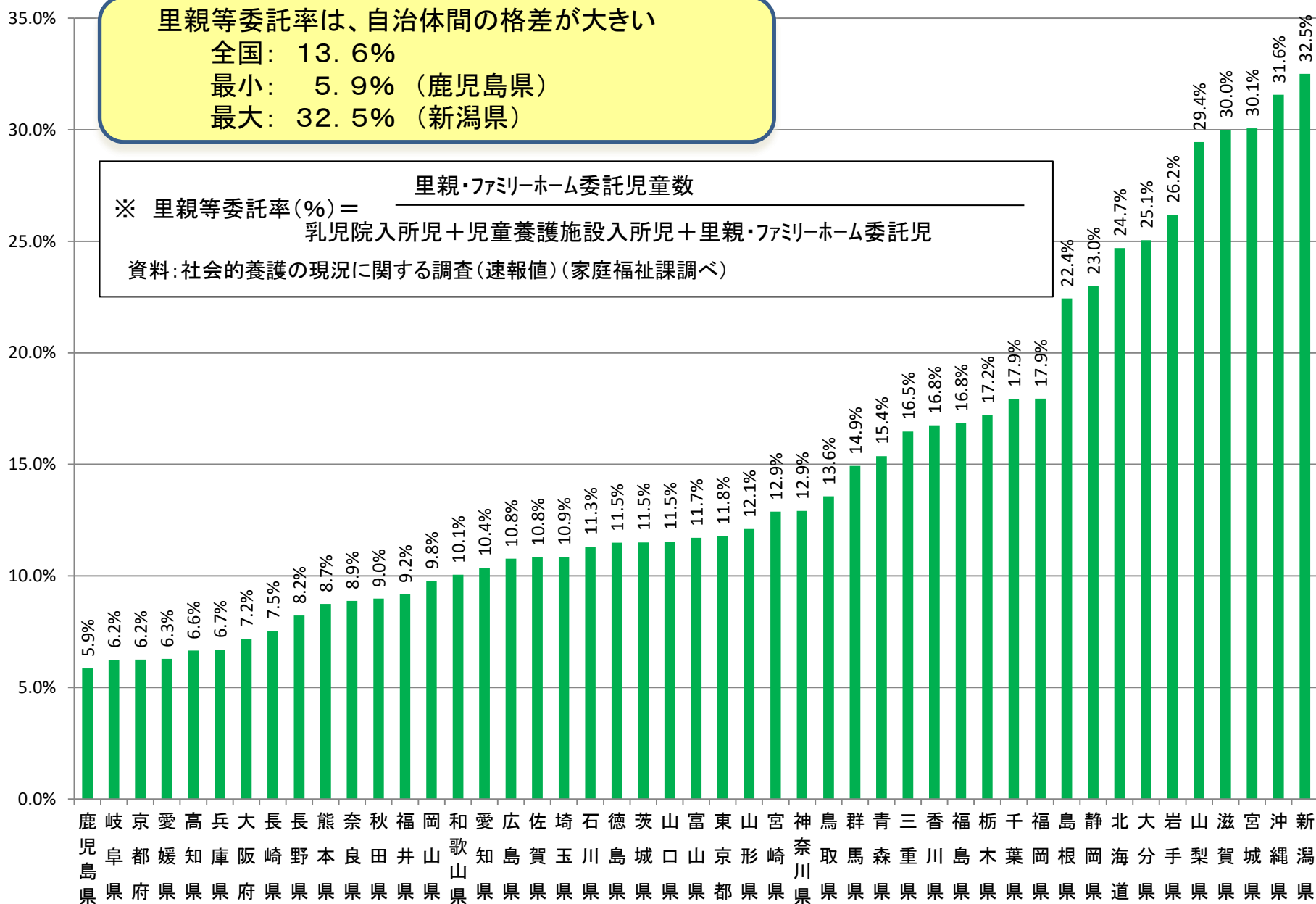
全国: 13.6%

最小: 5.9% (鹿児島県)

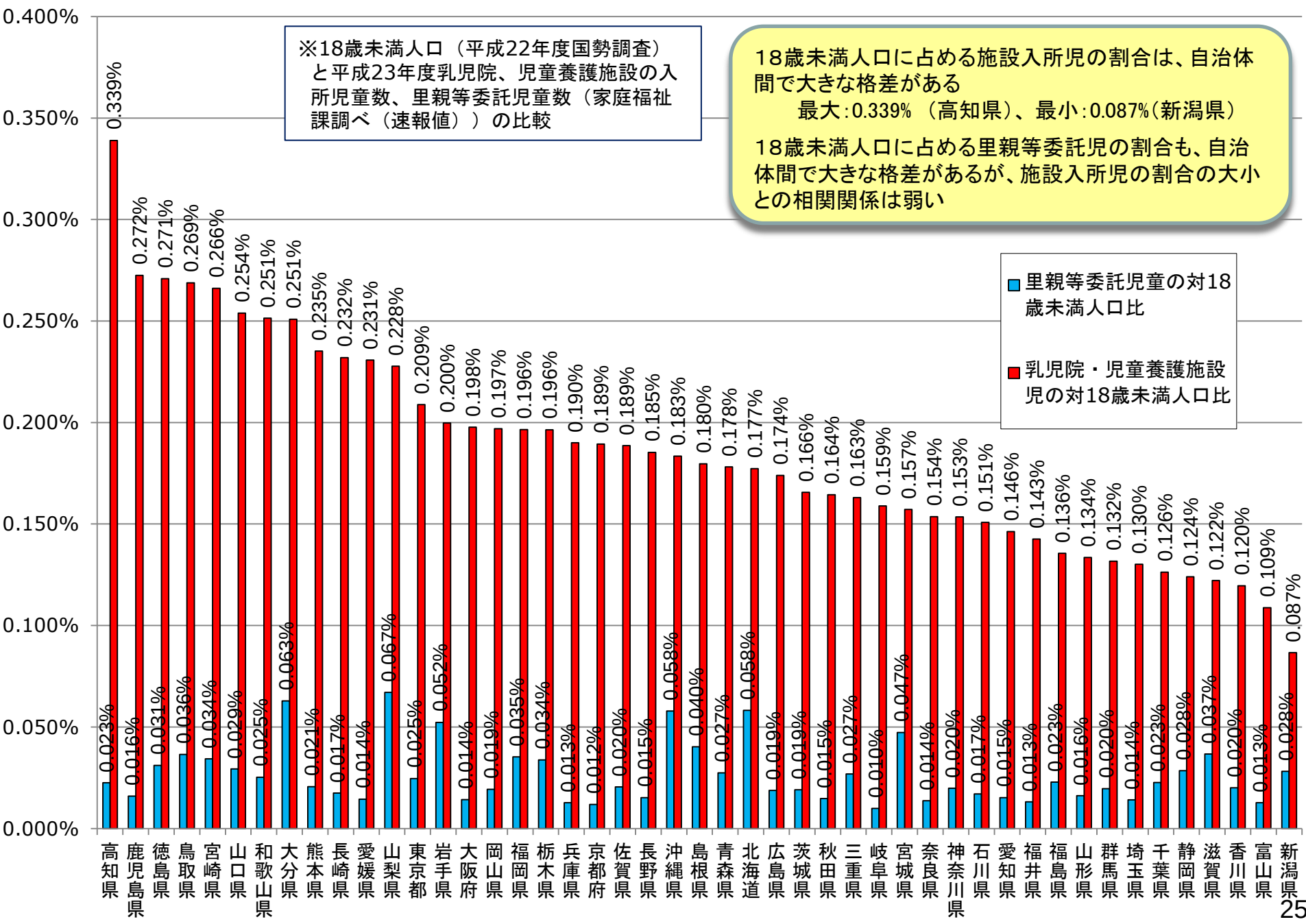
最大: 32.5% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料: 社会的養護の現況に関する調査(速報値)(家庭福祉課調べ)



②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



③里親等委託率の最近7年間の増加幅の大きい自治体

- 最近7年間で、福岡市が6.9%から29.3%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→23比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成23年度末
1	福岡市	22.4%増加	6.9%	29.3%
2	大分県	17.7%増加	7.4%	25.1%
3	札幌市	15.5%増加	10.8%	26.3%
4	静岡県	12.4%増加	10.6%	23.0% (静岡市・浜松市分を含む)
5	山梨県	11.6%増加	17.8%	29.4%
6	福岡県	10.7%増加	4.0%	14.7%
7	香川県	10.3%増加	6.5%	16.8%
8	滋賀県	9.7%増加	20.3%	30.0%
9	佐賀県	9.6%増加	1.2%	10.8%
10	島根県	9.6%増加	12.8%	22.4%

※宮城県及び岩手県については、増加幅が大きい（宮城県：58.5%増（8.0%→66.5%）、岩手県15.8%増（10.4%→26.2%）が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設設の児童数と割合

(資料) 社会的養護の現況に関する調査(速報値・平成23年度末現在)

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
1	北海道	472	24.7%	41	2.1%	1,398	73.2%	1,911
2	青森県	59	15.4%	26	6.8%	299	77.9%	384
3	岩手県	110	26.2%	20	4.8%	290	69.0%	420
4	宮城県	178	30.1%	68	11.5%	346	58.4%	592
5	秋田県	23	9.0%	19	7.4%	214	83.6%	256
6	山形県	30	12.1%	19	7.7%	199	80.2%	248
7	福島県	78	16.8%	17	3.7%	368	79.5%	463
8	茨城県	93	11.5%	57	7.0%	659	81.5%	809
9	栃木県	111	17.2%	75	11.6%	459	71.2%	645
10	群馬県	66	14.9%	38	8.6%	338	76.5%	442
11	埼玉県	164	10.9%	152	10.1%	1,195	79.1%	1,511
12	千葉県	219	17.9%	88	7.2%	914	74.9%	1,221
13	東京都	437	11.8%	383	10.3%	2,888	77.9%	3,708
14	神奈川県	283	12.9%	180	8.2%	1,728	78.9%	2,191
15	新潟県	105	32.5%	33	10.2%	185	57.3%	323
16	富山県	22	11.7%	18	9.6%	148	78.7%	188
17	石川県	33	11.3%	14	4.8%	245	83.9%	292
18	福井県	18	9.2%	32	16.3%	146	74.5%	196
19	山梨県	96	29.4%	19	5.8%	211	64.7%	326
20	長野県	55	8.2%	50	7.5%	564	84.3%	669
21	岐阜県	35	6.2%	29	5.2%	497	88.6%	561
22	静岡県	177	23.0%	49	6.4%	544	70.6%	770
23	愛知県	194	10.4%	174	9.3%	1,503	80.3%	1,871
24	三重県	83	16.5%	29	5.8%	392	77.8%	504

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。
(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
25	滋賀県	93	30.0%	35	11.3%	182	58.7%	310
26	京都府	48	6.2%	77	10.0%	644	83.7%	769
27	大阪府	200	7.2%	290	10.4%	2,293	82.4%	2,783
28	兵庫県	117	6.7%	144	8.2%	1,489	85.1%	1,750
29	奈良県	31	8.9%	25	7.2%	293	84.0%	349
30	和歌山県	40	10.1%	40	10.1%	318	79.9%	398
31	鳥取県	35	13.6%	31	12.0%	192	74.4%	258
32	島根県	46	22.4%	20	9.8%	139	67.8%	205
33	岡山県	62	9.8%	35	5.5%	537	84.7%	634
34	広島県	88	10.8%	46	5.6%	683	83.6%	817
35	山口県	66	11.5%	26	4.5%	480	83.9%	572
36	徳島県	37	11.5%	28	8.7%	257	79.8%	322
37	香川県	32	16.8%	18	9.4%	141	73.8%	191
38	愛媛県	33	6.3%	44	8.4%	449	85.4%	526
39	高知県	26	6.6%	27	6.9%	338	86.4%	391
40	福岡県	293	17.9%	130	8.0%	1,210	74.1%	1,633
41	佐賀県	31	10.8%	18	6.3%	237	82.9%	286
42	長崎県	42	7.5%	28	5.0%	487	87.4%	557
43	熊本県	63	8.7%	41	5.7%	617	85.6%	721
44	大分県	120	25.1%	17	3.5%	342	71.4%	479
45	宮崎県	67	12.9%	33	6.3%	420	80.8%	520
46	鹿児島県	46	5.9%	45	5.7%	695	88.4%	786
47	沖縄県	173	31.6%	15	2.7%	360	65.7%	548
	全 国	4,930	13.6%	2,843	7.8%	28,533	78.6%	36,306

(4) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない)等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等



里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる等

○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の中で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし等

(5) 里親支援の体制整備について

(1) 里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2) 里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



里親支援の体制整備

(1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

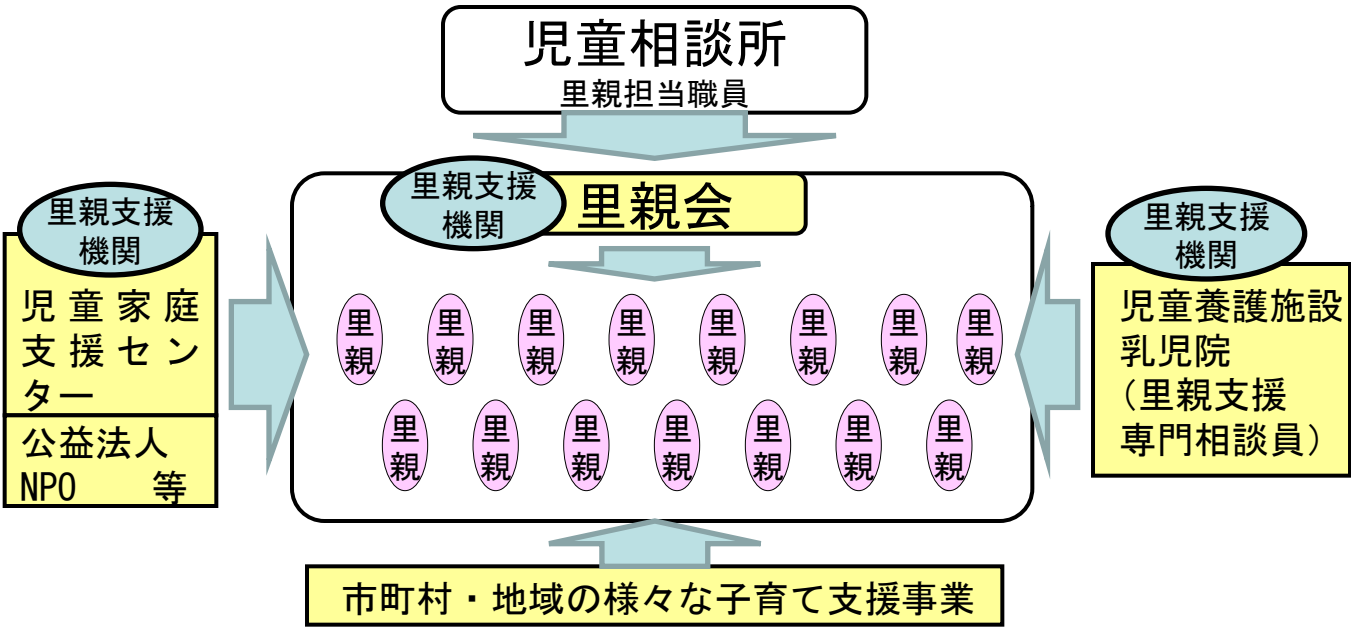
- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

(2) (1) を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員（23年度:206児相中117か所）
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員（平成24年度新規）
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

①里親支援と里親支援機関

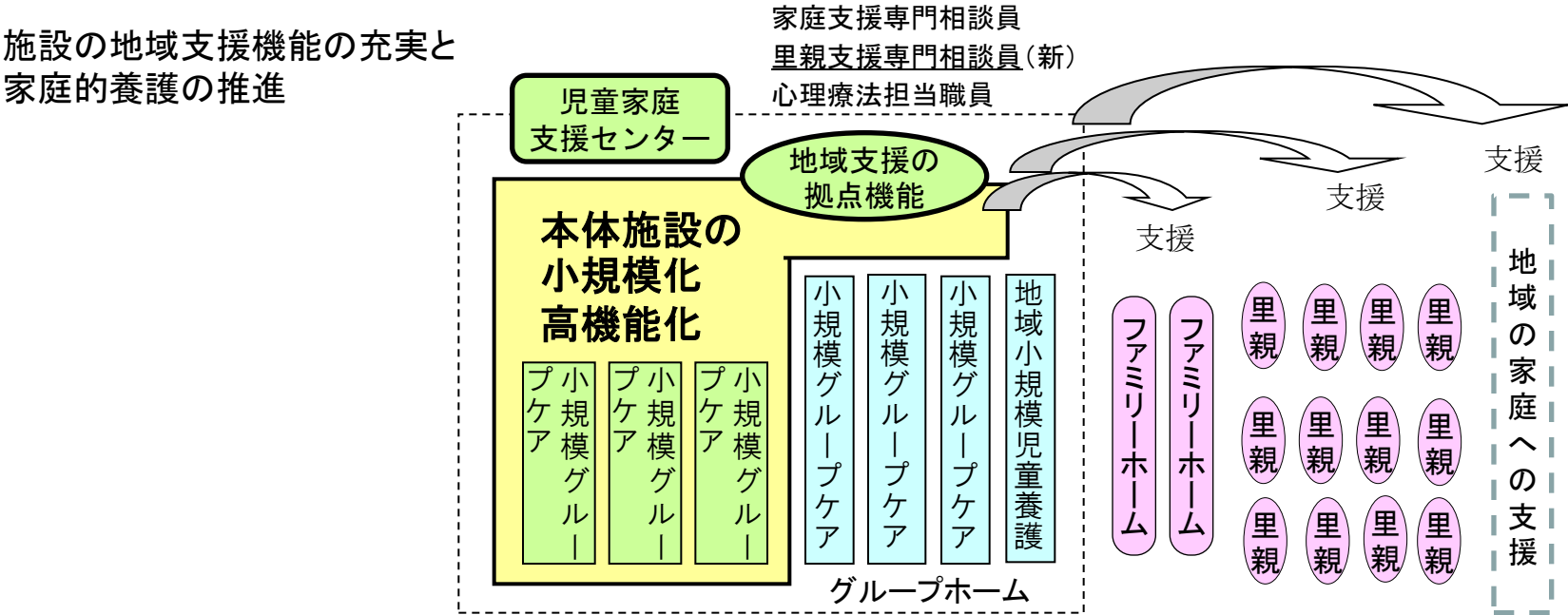
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
 - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
 - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
 - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。



里親支援機関事業	
実施主体	
・都道府県・指定都市・児相設置市	
・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	
里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

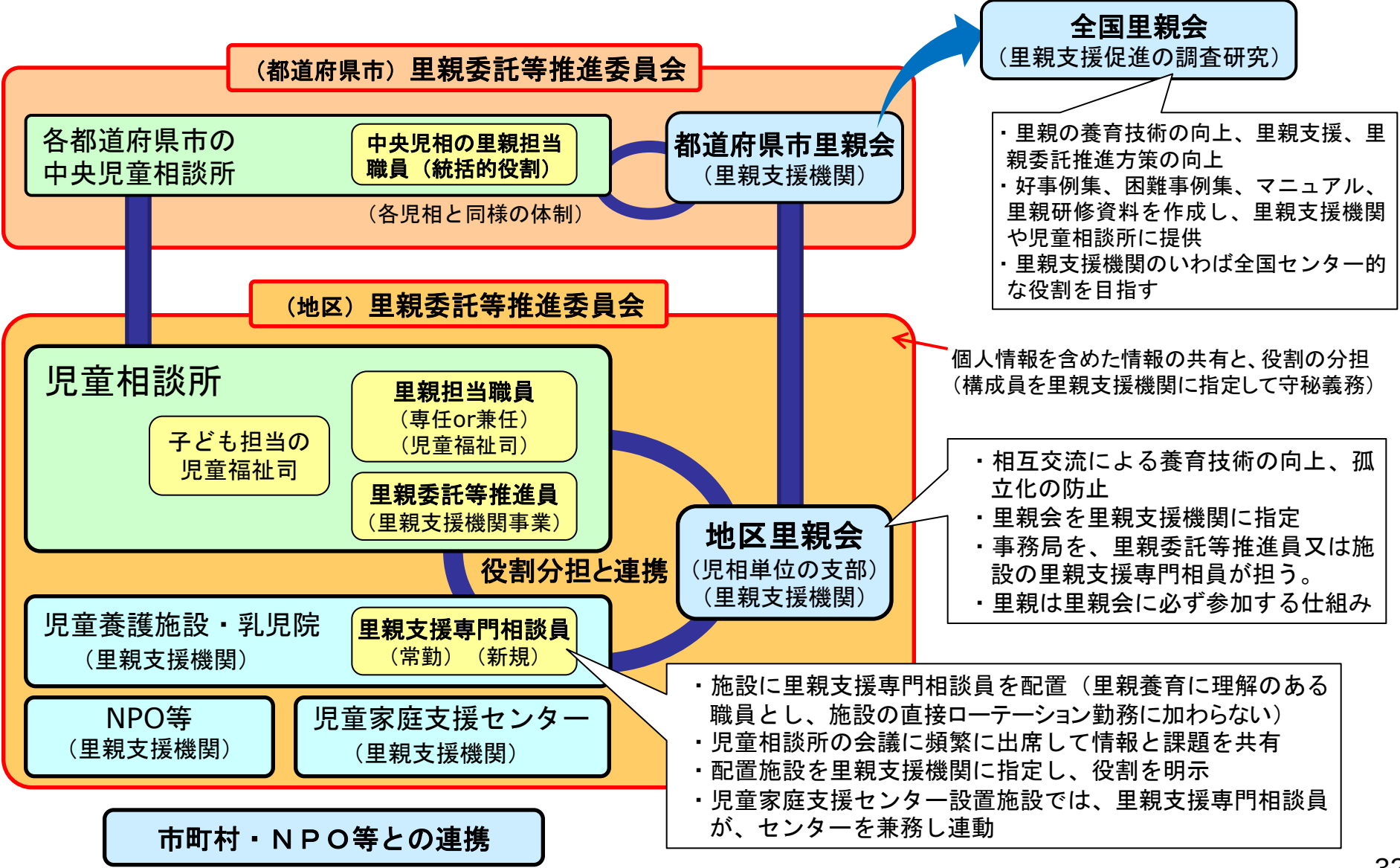
②里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

- 〔趣 旨〕 ・ 施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。
- 〔人 材〕 ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司資格のある者、又は施設や里親で5年以上児童の養育に従事した者であって、里親制度に理解があり、ソーシャルワークの視点を持てる人
- ・ 実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見だし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。
- 〔役 割〕 ・ ①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援（児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。）
- 〔活 動〕 ・ 里親と子どもの側に立つ専任の職員。施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。
- ・ 児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。
- ・ 児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 〔位置付け〕 ・ 配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。
- ・ 児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。



③児童相談所単位での里親支援の体制整備

○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



④里親支援機関と児童相談所の役割

都道府県市(児童相談所)の里親委託・里親支援についての業務

都道府県市・児童相談所が 直接行う必要がある業務

- ・ 里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となっていく。

里親支援機関に行わせること可能な業務

- ・ 児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）へ委託等して積極的に推進する。
- ※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携
- ※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる

里親制度普及		
↓		
里親の認定 ・登録	○認定、登録に関する事務 ・ 申請の受理 ・ 里親認定の決定、通知 ・ 里親の登録、更新、取消申請の受理等	●新規里親の開拓 ・ 里親制度の広報啓発 ・ 講演会、説明会、体験発表会等の開催 ●里親候補者の週末里親等の調整
↓		
里親委託	○委託に関する事務 ・ 里親委託の対象となる子どもの特定 ・ 子どものアセスメント ・ 委託する里親の選定 ・ 里親委託の措置の決定 ・ 措置に当たっての里親や子どもへの説明 ・ 自立支援計画の策定、里親への説明	●里親への研修 ・ 登録前研修の実施 ・ 更新研修の実施 ・ その他の研修 ●里親委託の推進 ・ 未委託里親の状況や意向の把握 ・ 子どもに適合する里親を選定するための事前調整 ・ 里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整
↓		
里親支援 ・指導	○里親指導・連絡調整 ・ 養育上の指導、養育状況の把握 ・ 実親（保護者）との関係調整 ・ レスパイトケアの利用決定 ・ 自立支援計画の見直し	●里親家庭への訪問、電話相談 ●レスパイトケアの調整 ●里親サロンの運営（里親の相互交流） ●里親会活動への参加勧奨、活動支援
↓		
委託解除	○里親委託の解除 ・ 委託解除の決定 ・ 解除に当たっての里親や子どもへの対応	●アフターケアとしての相談

⑤里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業（都道府県・指定都市・児相設置市単位）
補助基準額：1 都道府県市当たり 4,043千円（平成24年度）

- ①普及促進
 - ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修
 - ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
（養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修を実施）
- ③専門里親研修
 - ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業（児童相談所単位）
補助基準額：1 か所当たり 7,395千円（平成24年度）

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ①里親委託支援等
 - ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
 - ②訪問支援
 - ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
 - ③相互交流
 - ・里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、

- ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定

⑥里親支援機関事業の実施状況（平成23年度）

事業種別			直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等
里親支援 機関事業 69自治体 （全都道 府県・指 定都市・ 児童相談 所設置 市）	里親制度 普及促進 事業 68自治体	普及啓発	42	27	12	5	1	2	0	7
		養育里親研修	51	29	9	4	4	6	0	6
		専門里親研修	12	71	3	1	1	3	59	4
	里親委託 推進・支 援等事業 60自治体	里親委託支援等	50	13	5	2	1	2	0	3
		訪問支援	47	15	1	5	3	2	0	4
		相互交流	31	37	23	5	1	2	0	6
	実施自治体・受託機関数		62	154	30	9	12	33	59	11

5. 施設運営指針、里親等養育指針

- 第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像など
※「社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針に共通
- 第Ⅱ部各論は、第三者評価基準の評価項目に対応させる構成。
- 各指針は、目指すべき方向であり、第三者評価のA評価の内容に対応。

<指針の基本構成>

第Ⅰ部 総論

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
3. 施設の役割と理念
4. 対象児童等
5. 養育、支援等のあり方の基本
6. 施設の将来像

第Ⅱ部 各論

1. 養育、支援等
2. 家族への支援
3. 自立支援計画、記録
4. 権利擁護
5. 事故防止と安全対策
6. 関係機関連携・地域支援
7. 職員の資質向上
8. 施設の運営

○社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益、 ②すべての子どもを社会全体で育む

○社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化、 ④家族との連携協働、
②発達の保障と自立支援、 ⑤継続的支援と連携アプローチ
③回復を目指した支援、 ⑥ライフサイクルを見通した支援

○各指針案の特徴

- ・児童養護施設： 養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院： 乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設： 心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設： 生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設： 入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム： 養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応（児童養護98、乳児院80、情短96、児童自立96、母子施設85項目）

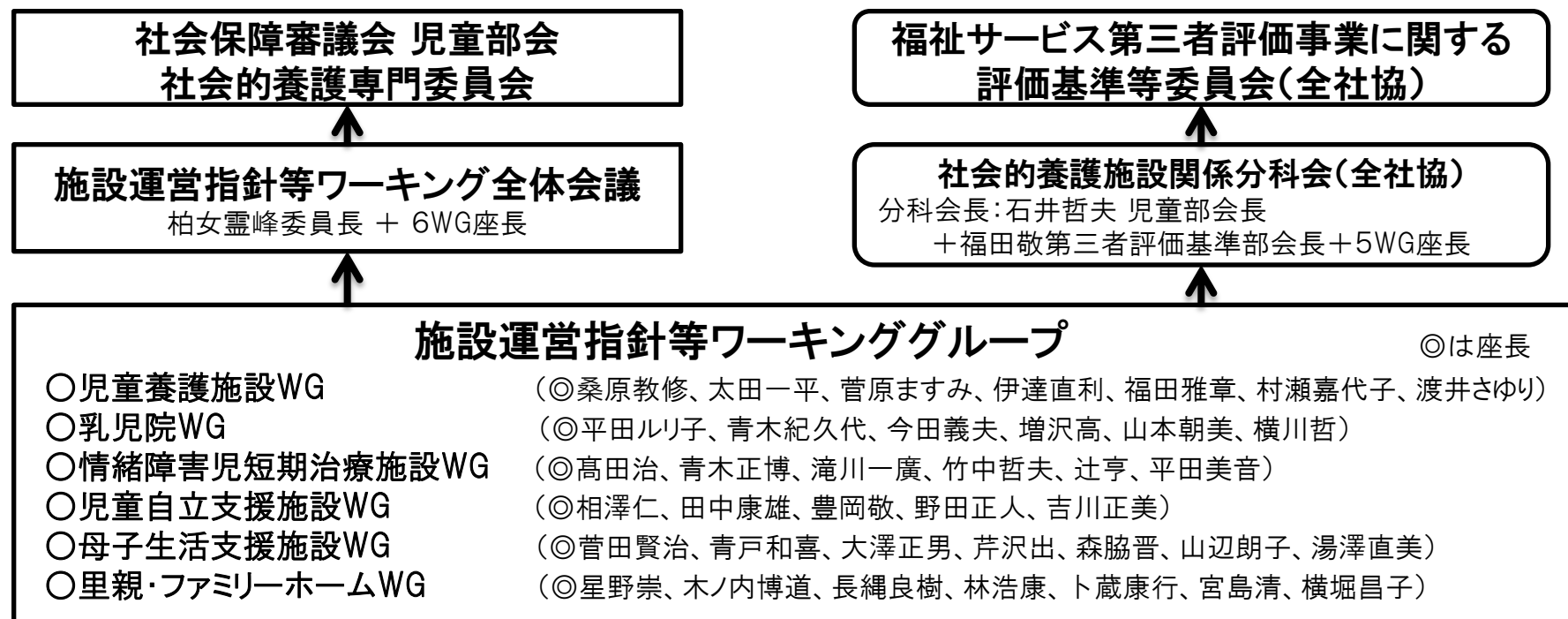
○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

(参考1) 施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論
1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理					
3. 児童養護施設の役割と理念	3. 乳児院の役割と理念	3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念	3. 児童自立支援施設の役割と理念	3. 母子生活支援施設の役割と理念	3. 里親・ファミリーホームの役割と理念
4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 利用対象	4. 対象児童
5. 養育のあり方の基本	5. 養育のあり方の基本	5. 治療・支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 家庭養護のあり方の基本
6. 児童養護施設の将来像	6. 乳児院の将来像	6. 情緒障害児短期治療施設の将来像	6. 児童自立支援施設の将来像	6. 母子生活支援施設の将来像	6. 里親等の支援
第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論	第Ⅱ部 各論
1 養育・支援	1 養育・支援	1 治療・支援	1 支援	1 支援	1 養育・支援
2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援	2 家族への支援		
3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	3 自立支援計画、記録	2 自立支援計画、記録	2 自立支援計画と記録
4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	4 権利擁護	3 権利擁護	3 権利擁護
5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	4 事故防止と安全対策	
6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	6 関係機関連携・地域支援	5 関係機関連携・地域支援	4 関係機関・地域との連携
7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	6 職員の資質向上	5 養育の技術向上等
8 施設の運営	8 施設運営	8 施設運営	8 施設運営	7 施設運営	

(参考2) 指針及び第三者評価基準の検討経過

- 平成23年8月末に6つのワーキングを設置して、12月までに指針案を作成し、1月の社会的養護専門委員会で議論。
 - その後、施設関係の5ワーキングで、指針各論に対応した第三者評価基準案を作成。指針案も引き続き検討。
里親・ファミリーホームWGでは、里親支援のあり方、里親委託ガイドラインの見直しを検討。
 - 平成24年3月に、第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会の評価基準等委員会で検討した上で、社会的養護専門委員会で議論し、3月29日に、指針及び第三者評価基準を策定。
- ・[児童養護WG] 9/27、10/11、10/25、11/16、11/28、1/26、2/7、2/20(8回) ・[乳児院WG] 9/28、10/24、11/7、11/29、1/23、2/6、2/21(7回)
 ・[情短施設WG] 9/26、10/20、11/8、11/21、1/24、2/13、2/22 (7回) ・[児童自立支援施設WG] 9/13、10/18、11/8、11/22、1/31、2/7、2/15 (7回)
 ・[母子生活支援施設WG] 9/20、10/18、11/17、11/28、1/30、2/15、2/24 (7回) ・[里親・ファミリーホームWG] 9/30、10/12、10/26、11/14、11/25、1/30、2/14 (7回)
 ・[全体会合] 8/30、11/1、3/1 (3回) ・[分科会] 11/1、3/1 (2回) ・[第三者評価基準等委員会] 3/6 ・[社会的養護専門委員会] 1/16、3/21
- ※第三者評価については、平成24年度前半に、評価者研修等を行い、実質的に平成24年度の後半から実施予定。



全体会合座長： 柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授(社会的養護専門委員会委員長)		
児童養護施設WG	○桑原 教修 伊達 直利 太田 一平 福田 雅章 菅原 ますみ 村瀬 嘉代子 渡井 さゆり	全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長 全国児童養護施設協議会研修部長、八楽児童寮施設長 養徳園施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科教授 北翔大学大学院教授 特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長
乳児院WG	○平田 ルリ子 今田 義夫 横川 哲 山本 朝美 青木 紀久代 増沢 高	全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長 全国乳児福祉協議会副会長、日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会副委員長、小鳩乳児院施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科准教授 子どもの虹情報研修センター研修部長
情緒障害児短期 治療施設WG	○高田 治 辻 亨 平田 美音 青木 正博 滝川 一廣 竹中 哲夫	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、さざなみ学園施設長 名古屋市くすのき学園施設長 大阪市立児童院施設長 学習院大学文学部教授 日本福祉大学大学院名誉教授
児童自立支援 施設WG	○相澤 仁 豊岡 敬 吉川 正美 野田 正人 田中 康雄	全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長 全国児童自立支援施設協議会副会長、東京都立萩山実務学校施設長 滋賀県立淡海学園 立命館大学産業社会学部教授 北海道大学大学院教育学研究所付属子ども発達臨床研究センター教授
里親・ファミリー ホームWG	○星野 崇 木ノ内 博道 ト蔵 康行 長縄 良樹 林 浩康 宮島 清 横堀 昌子	全国里親会副会長 全国里親会理事 日本ファミリーホーム協議会会長 全国児童家庭支援センター協議会会長、子ども家庭支援センターぎふ・はこぶね施設長 日本女子大学人間社会学部教授 日本社会事業大学専門職大学院准教授 青山学院女子短期大学子ども学科准教授
母子生活支援施設 WG	○菅田 賢治 大澤 正男 芹沢 出 青戸 和喜 森脇 晋 山辺 朗子 湯澤 直美	全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長 全国母子生活支援施設協議会副会長、葛飾区ふたば荘施設長 全国母子生活支援施設協議会制度政策委員長、野菊荘施設長 全国母子生活支援施設協議会研修広報委員長、岡崎市いちょうの家施設長 全国母子生活支援施設協議会総務委員長、白百合パークハイム施設長 龍谷大学社会学部教授 立教大学コミュニティ福祉学部教授

6. 社会的養護関係施設の第三者評価等

(1) 福祉サービス第三者評価事業について

- 福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
- そのメリットは、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、取り組みの具体的な目標設定を可能とするとともに、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。また、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られること。
- 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。

○第三者評価の実施状況（平成22年度）

- ・受審件数：2985件（うち東京都1979件、京都府207件、神奈川県148件、愛知県110件、大阪府80件）
- ・評価機関数：454機関
- ・評価調査者養成研修修了者数：815人（平成22年度までに合計10,474人）
- ・受審率：特別養護老人ホーム7.52%、知的障害者入所更生施設5.07%、保育所3.71%、児童養護施設14.01%、乳児院12.20%

○第三者評価の推進体制

①全国推進組織：全国社会福祉協議会

- ・第三者評価事業普及協議会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・第三者評価機関認証ガイドライン、第三者評価基準ガイドライン等の策定 等

②都道府県推進組織：行政32，社協12，社団財団2，その他1

- ・第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・評価機関の認証、評価調査者の研修 等

○第三者評価事業の経緯

- ・平成10年6月、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」で第三者評価の実施を提言
- ・平成12年6月、施行された社会福祉法第78条で「福祉サービスの質の向上のための措置等」を規定
- ・平成13年3月、「福祉サービスの質に関する検討会」で、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をとりまとめ
- ・平成13年5月、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領」を局長通知として発出
- ・平成16年5月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」を局長通知として発出
- ・平成22年3月、第三者評価ガイドラインの見直し（共通53項目）

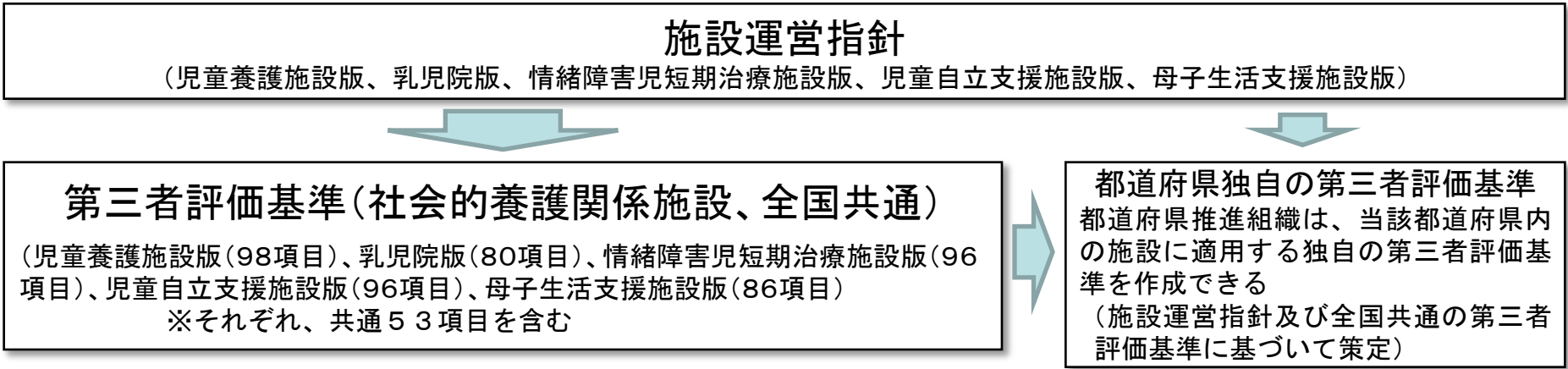
(2) 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成16年通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成24年通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3年に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3年で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない

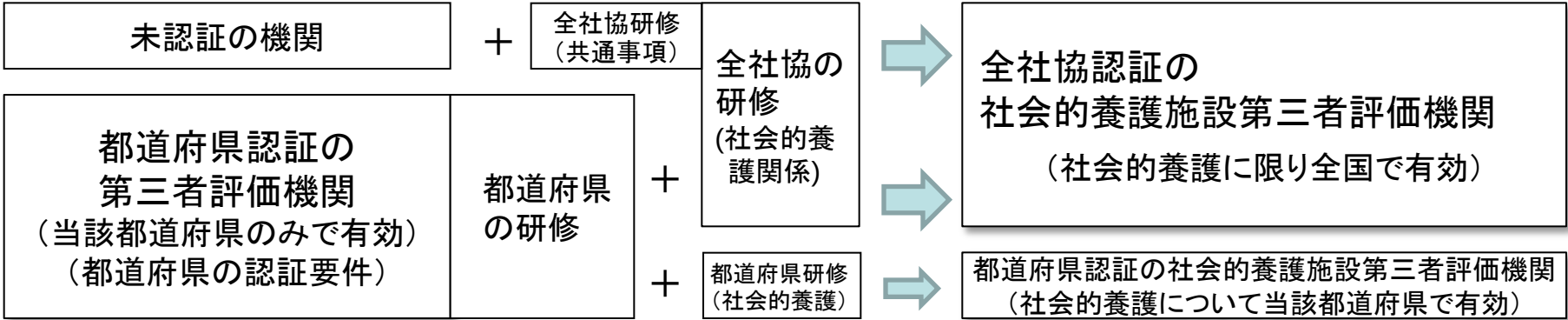
(3) 社会的養護関係施設の第三者評価基準について

社会的養護関係施設については、種別ごとの施設運営指針を策定したところであり、これに対応した全国共通の第三者評価基準を作成した。評価機関の広域的な活動を促進できるよう、原則として、全国共通の第三者評価基準によって行う。



(4) 社会的養護関係施設の第三者評価機関の認証について

社会的養護関係施設は各地域での数も少なく、また、義務実施に当たり一層質の高い第三者評価が求められることから、当該施設の特質と動向を十分知り、当該施設の評価を多数経験し、当該施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。



(5) その他

○平成24年度から、社会的養護関係施設の第三者評価の受診経費について、3年に1回、30万円を上限に措置費に算定。

○社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準については、今後、概ね3年ごとに定期的に見直しを行う予定。

(参考)関係条文

社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

(業務の質の評価等)

第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十五条の三 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

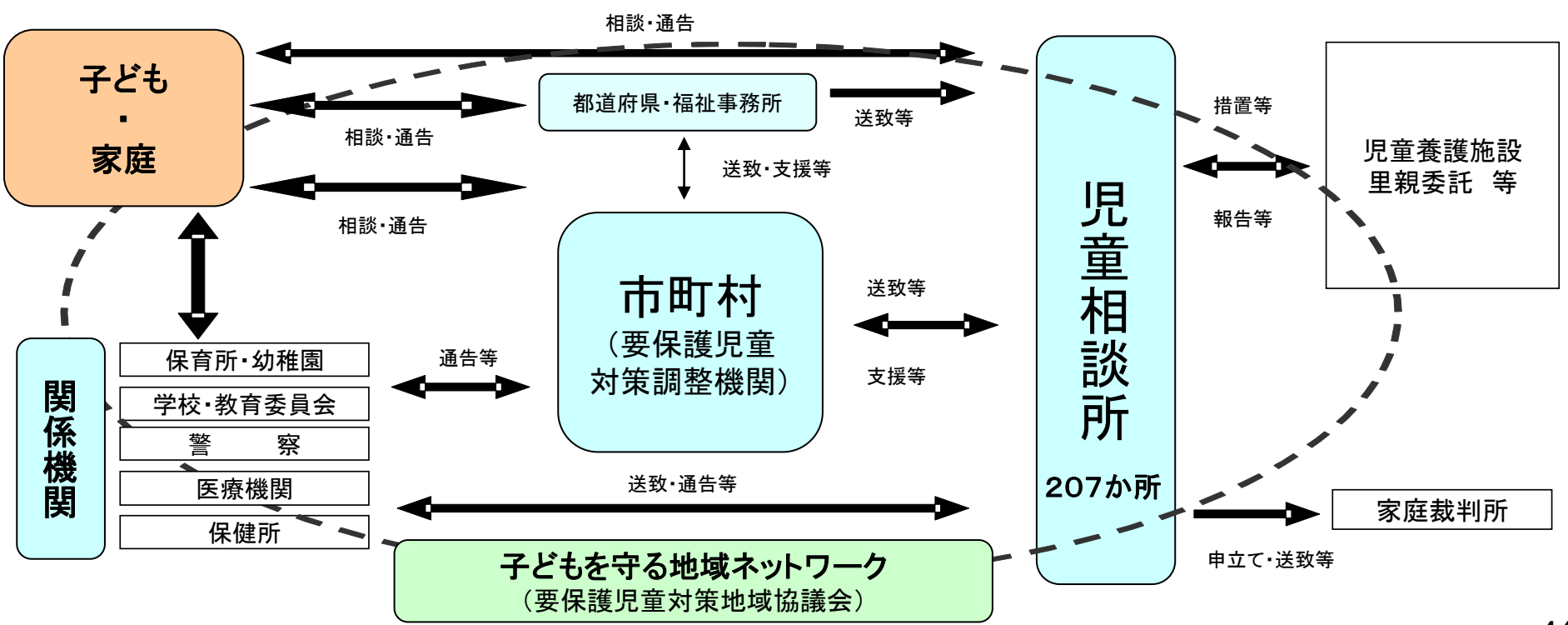
第七十六条の二 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十四条の三 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

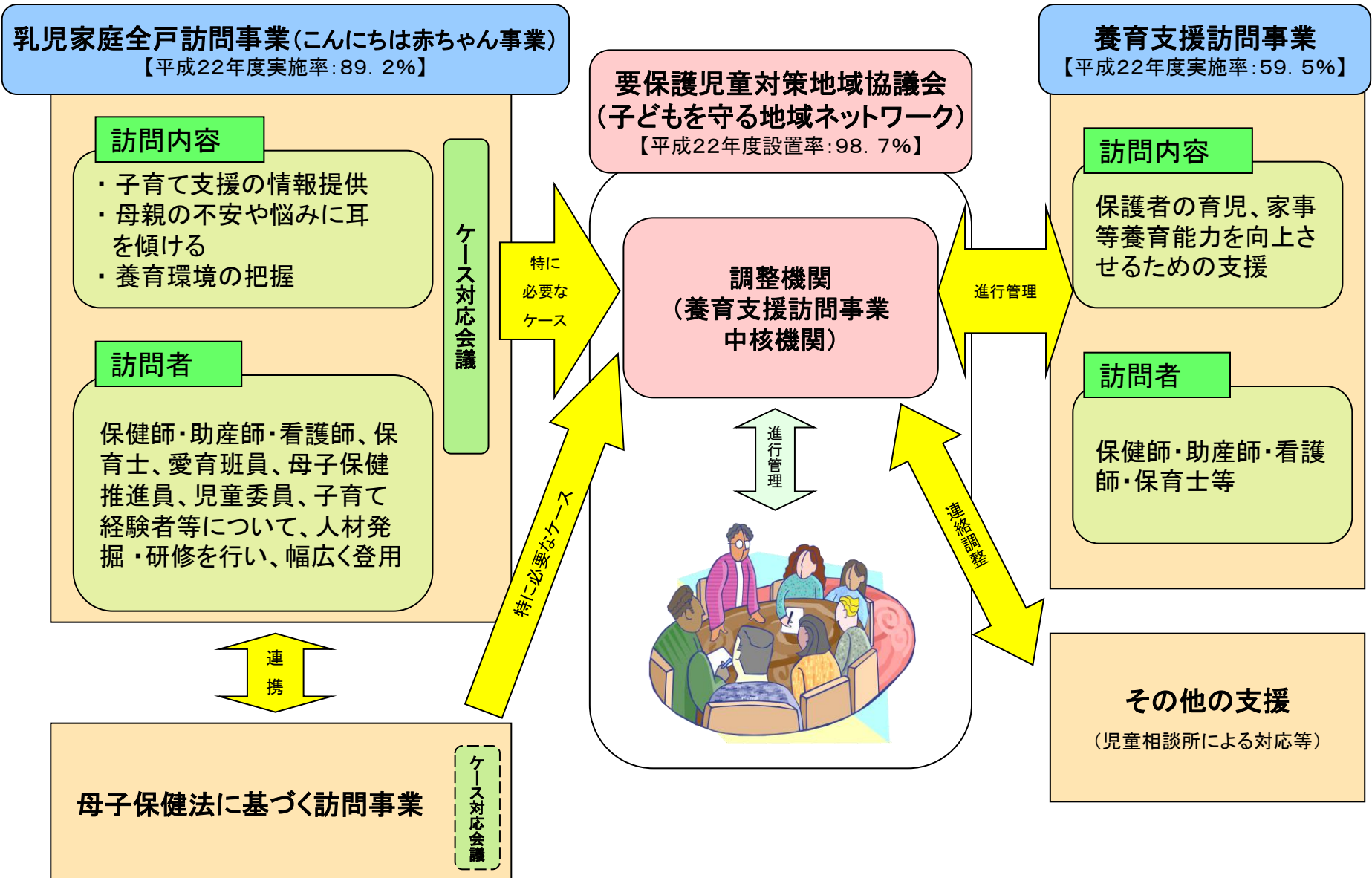
7. 市町村における要保護児童対策

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
 - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
 - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
 - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成17年4月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。
- 社会的養護の施設が要保護児童対策地域協議会に参加して地域支援の連携を図ったり、養育支援訪問事業を市町村から受託するなどの取組が重要。



発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



8. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - ・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・地域住民に対する児童の養育に関する相談助言を規定(平成15年改正)
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

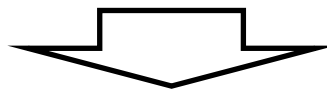
④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室 $7.1\text{m}^2 \rightarrow 9.0\text{m}^2$ 、全体 $23.5\text{m}^2 \rightarrow 25.9\text{m}^2$ 、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ($2.47\text{m}^2 \rightarrow 3.3\text{m}^2$ 、H10)

⑤行政体制

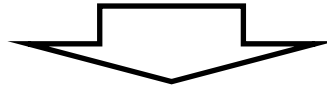
- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正時からの主な取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正（養育里親制度、里親支援機関の創設等）
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
 - ・地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施（平成20年度～）→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員（スーパーバイザー）の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
 - ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等

9. 平成23年からの主な取組

平成23年

- 1月19日 ・「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置
- 3月30日 ・各種実施要綱改正による運営の弾力化
 - ・里親委託ガイドラインの策定、里親委託運営要綱の改正
 - ・国連の児童の代替的養護に関する指針の仮約を作成して周知
- 4月～ ・東日本大震災で両親を無くした児童について親族による里親制度を弾力適用
- 6月3日 ・児童虐待の防止等のための親権制度の見直し（民法及び児童福祉法の改正法の公布、平成24年4月施行）
- 6月17日 ・児童福祉施設最低基準の当面の見直し（同日公布施行）
- 7月 ・「社会的養護の課題と将来像」とりまとめ
 - ※児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会（6月30日）
 - ※社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（7月11日）
- 7月19日 ・子どもシェルターに自立援助ホームを適用して補助対象とする通知改正
- 7月27日 ・妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について通知
- 7月29日 ・子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（少子化社会対策会議決定）
 - ※都道府県は、社会的養護等の専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保。
 - ※社会保障・税一体改革成案（6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）でも、社会保障の主な改革項目の中で、子ども子育ての分野に、社会的養護の充実が記載
- 8月30日～ ・施設運営指針及び里親等養育指針等について6つのワーキングによる検討
- 9月1日 ・社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正（同日公布）
 - ※施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化（第1回の施設長研修を24年2月に実施）
 - ※社会的養護の施設の第三者評価の義務化（平成24年度から）
 - ※親族里親の要件の見直し（おじ・おばに養育里親として里親手当を支給）
 - ※自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し
- 10月1日 ・平成23年度子ども手当特別措置法（8月30日公布。10月施行）により、施設・里親措置の子どもについては、子ども手当を施設・里親に支給（平成24年度からは児童手当法改正により恒久化）
- 10月7日 ・児童福祉施設最低基準の条例委任化のための従うべき基準・参酌すべき基準の策定（省令改正を同日公布）
- 12月28日 ・児童養護施設等及び里親等の措置延長、措置継続、再措置等について通知

平成24年

- 3月29日 ・施設運営指針、里親等養育指針、第三者評価基準の策定、社会的養護の第三者評価の実施方法を通知
 - ・各種の実実施要綱改正による運用改善の通知、里親支援の充実に関する里親委託ガイドラインの改正を通知
 - ・家庭養護の理念明確化のためのファミリーホームの要件規定の改正（児福法施行規則改正を同日公布。4月1日施行）
- 4月5日 ・平成24年度予算による改善事項の交付要綱、関係通知
- 5月31日 ・人員配置の引上げを反映させるための設備運営基準（児童福祉施設最低基準の基準となる省令）の改正
- 5月～ ・里親委託等推進委員会、施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキング、親子関係再構築支援ワーキングで検討

(1) 平成23年4月に実施した実施要綱改正等の概要

1. 小規模グループケアの実施要綱改正

- ①定員要件の弾力化
 - ・ 児童養護： 「原則6人」 → 「原則6人～8人」
 - ・ 情短、児童自立： 「原則5人」 → 「原則5人～7人」
 - ・ 乳児院： 「原則4人」 → 「原則4人～6人」
- ②グループ数要件の緩和
 - ・ 「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、3グループまで指定可能
(要件)小規模グループケアを5年以上実施、研修の受入、各都道府県原則1施設」
 - 「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、6グループまで指定可能。
(要件)施設の小規模化・地域分散化を推進する計画（本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを2か所以上開設、本体施設定員を児童養護施設は45人以下、乳児院は35人以下としていく内容）を策定するとともに、里親支援を行う。」
- ③管理宿直等職員の配置の要件緩和
 - ・ 3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加
- ④居室面積の基準の引上げ
 - ・ 児童養護施設1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡
- ⑤毎年度指定の不要化
 - ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

2. 地域小規模児童養護施設の設置運営要綱改正

- ①設置要件の弾力化等
 - ・ 本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止。
 - ・ 本体施設の定員の一部を地域小規模児童養護施設に振り替えることを可能とする。
- ②居室面積の基準の引上げ
 - ・ 1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡
- ③毎年度指定の不要化
 - ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

3. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①自立援助ホームの措置費の定員払い（運営の安定化）

- ・平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

4. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①ファミリーホームの新設後半年間の定員払い（新設時の運営の安定化）

- ・平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

②ファミリーホームについて、①養育里親経験者が開設する場合、②施設職員経験者が開設する場合、③施設設置法人が開設する場合を明示

③ファミリーホームの養育者及び補助者は、里親に準じて養育里親研修又は専門里親研修の受講に努める旨を規定。

5. 児童家庭支援センター設置運営要綱の改正

- 児童家庭支援センターの業務に、里親及びファミリーホームに対する支援を加える。

6. 里親支援機関事業実施要綱の改正

- 里親支援機関事業を委託できる者として、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等を明示。

- 里親支援機関事業の委託先には、児童福祉法上、守秘義務がかかることを周知。

- 里親支援機関事業の内容に、ファミリーホームに対する支援を加える。

7. 里親制度運営要綱の改正

- 里親認定の要件、手続き等をわかりやすく整理。

8. 里親委託ガイドラインの策定

- 里親委託優先の原則を明示

- 里親委託を推進するため、里親委託の運営方法についての留意事項を整理。

(2) 平成24年4月に実施した実施要綱改正等の概要（措置費予算事項以外の運用改善）

1. 小規模グループケアの実施要綱改正

- 小規模なグループによるケアに、①本体施設内で行うものと、②分園型小規模グループケアを明記。
- 1施設2グループまで（特例で6グループまで可能）の規定を改め、1施設6グループまで可能とし、その際の要件を定める規定に改正

2. 職業指導員についての取扱いの見直し

- 職業指導員の業務内容を、①児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等、②実習、講習等による職業指導、③入所児童の就職の支援、④退所児童のアフターケアとし、申請により配置できることとした。

3. レスパイト・ケアの弾力化（「里親の一時的な休息のための援助の実施について」の改正）

- レスパイト・ケアについて、「年7日以内」の制限を廃止し、「都道府県市が必要と認める日数」に弾力化。

4. 分園型自活訓練事業の見直し（施設機能強化推進費実施要綱等の改正）

- 児童養護施設の分園型自活訓練事業については、分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設に移行できない場合のみを対象とすることとし、移行を促進。

5. 身元保証人確保対策事業の実施要綱の改正

- 申請期間（現在は施設退所後6か月以内）を、1年以内に延長
- 就職時の身元保証の期間（現在は原則最長3年）を、最長5年まで延長可能とする。
- 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間（現在は原則最長3年）を、最長4年まで延長可能とする。

6. 里親委託ガイドラインの改正

- 定期的な家庭訪問の回数を規定（委託直後の2か月間は2週に1回程度、2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度。そのほか、養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。）。複数の相談窓口。
- 里親委託及び里親支援の体制整備（担当職員、里親委託等推進員、里親支援専門相談員、里親会、児童家庭支援センター、その他の里親支援機関の役割分担と連携等）等

7. 里親支援機関事業実施要綱の改正

- 里親支援機関の指定の仕組みを規定（委託先のほか、里親支援機関事業の委託の有無にかかわらず、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院については、里親支援機関に指定することが望ましい）等

8. ファミリーホーム実施要綱の改正

- 児童福祉法施行規則の改正とあわせ、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であること明確化し、養育者はファミリーホームに生活の本拠を置くものなければならない等とする改正。

(3)平成24年度の措置費保護単価等の主な改正内容

- 事務費**
- 各施設の一般分保護単価の改定
 - ・ 基本的人員配置の引上げ
 - ・ 加算職員の最低基準化に伴い、家庭支援専門相談員加算、個別対応職員加算(母子生活支援施設、定員10人未満の乳児院を除く)、定員45人以下の児童養護施設の小規模施設加算を、一般分保護単価に合算
 - 新たな加算の新設
 - ・ 里親支援専門相談員加算、第三者評価受審費加算（1回30万円）、建物の賃借費加算（月額10万円）
 - すべての小規模グループケアごとに小規模グループケア管理宿直等職員加算を算定できるようにし、同加算を小規模グループケア加算に合算
 - 定員規模別の保護単価表を、定員10人ごとの刻みから定員5人ごとに細分化し、定員規模による不利を解消。
 - ・ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設。（乳児院は従来から5人刻み）
 - 次の常勤の加算分保護単価を、月額保護単価の算定に加え、民間施設給与等改善費の加算対象に加える。
 - ・ 里親支援専門相談員加算、心理療法担当職員加算(常勤分のみ)、個別対応職員加算(母子生活支援施設、定員10人未満乳児院)、看護師加算(児童養護)、小規模グループケア加算
 - 民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大
 - ・ 児童家庭支援センターと児童厚生施設を追加。さらに、看護師については医療機関を追加。
- 事業費**
- 就職支度費、大学進学等自立生活支度費の改善(特別基準の加算を52,000円増額)
 - 特別育成費に、資格取得等特別加算費を新設(55,000円)
 - 入進学支度金、特別育成費の入学時特別加算費の対象に、母子生活支援施設を追加
 - 医療費に、自立援助ホームを追加(就労し最初の賃金を得るまでの間)
 - 一時保護委託費の新設(里親等への一時保護委託に、一般生活費相当分に加え、里親手当相当分(月額2,360円)を支給)
- ※このほか、児童養護施設入所児童が情緒障害児短期施設又は児童自立支援施設に通所できることとし、その際の通所部の徴収金を0円とする

(参考)措置費の構成

1. 事務費 (1)月額保護単価(定員規模別に設定された定員1人あたりの単価に施設の定員を乗じる) ①一般分保護単価 ②加算分保護単価 ③民間施設給与等改善費(職員の平均勤続年数に応じ3%~16%加算) (2)その他の加算分保護単価 (3)施設機能強化推進費 等	+	2. 事業費 (1)一般生活費 (2)その他(各種の教育費、支度費、医療費等)
---	---	--

(4) 里親委託ガイドラインの概要 (平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

(平成23年9月1日、平成24年3月29日改正)

1. 里親委託の意義

○何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。里親は、子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である。

2. 里親委託優先の原則

○家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、

①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、

②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、

③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、

などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。

3. 里親委託する子ども

○里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。

4. 保護者の理解

○里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。

○里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。

○家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

5. 里親への委託

○里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。

○専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、委託を検討する。

○養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

○親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。

○特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。

- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、養育が不安定になった場合などには、必要に応じて訪問する。
- 定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。
- 里親の相互交流、研修、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談などの支援。

8. 子どもの権利擁護

- 里親委託の子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることを伝える。里親には、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

9. 里親制度の普及と理解の促進

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

- 児童相談所の里親担当職員は、できる限り専任であることが望ましい。
- 里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、里親委託及び里親支援を推進する。
- 児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員は、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するもの。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携し、里親支援を行う。児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、特色に応じて役割分担と連携を図る。
- 都道府県市の里親委託等推進委員会の設置。全国の里親委託等推進委員会の設置。

(5) 児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要 (平成23年6月17日公布施行)

1. 職員配置基準関係

(1) 加算職員の配置の義務化

- ① 家庭支援専門相談員
 - ※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化
 - ※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者
- ② 個別対応職員
 - ※ 乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化
- ③ 心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）
 - ※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化
 - ※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者 等

(2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

- ① 乳児院
 - ・ 看護師・児童指導員・保育士：1歳児 1. 7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1（現在は乳児1. 7:1のみ規定）
 - ・ 定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配
- ② 母子生活支援施設
 - ・ 母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置（現在は各1人のみ規定）
 - ・ 保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30:1で配置（最低1人）
- ③ 児童養護施設
 - ・ 定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
 - ・ 乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1. 7:1で配置

※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。
※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

2. 設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

- ・ 乳児院 1人1.65㎡以上 → 2.47㎡以上
- ・ 母子生活支援施設 1人概ね3.3㎡以上 → 1室30㎡以上
- ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
1人3.3㎡以上 → 4.95㎡以上(児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)

② 居室定員の上限の引下げ

- ・ 児童養護施設 15人以下 → 4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)
- ・ 情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下
- ・ 児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

③ 相談室の設置の義務化

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 (情短施設は規定済)

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

3. 各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育(第23条、第25条)

- ・ 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・ 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援(第29条)

- ・ 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・ 「授産場」の規定(第30条)を削除(現在は、設置されていないため)

③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）

- ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

4. 総則関係

① 運営の一般原則（第5条）

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

- ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案し に改める

④ 食事の規定（第11条）

- ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
- ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

(6)「社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正の概要 (平成23年9月1日公布)

1. 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化 (児童福祉施設最低基準の改正、公布日施行)

○ 社会的養護の施設長の資格要件については、これまで、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準に規定がない。
社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、本年の民法等改正でもその役割が重くなるとともに、被虐待児の増加等により、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。このため、社会的養護の施設について、施設長の資格要件を最低基準に規定するとともに、施設長研修を義務化する。

○施設長の資格要件

・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の施設長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものでなければならない。

- (a) 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師（乳児院は、小児保健に学識経験を有する医師）
- (b) 社会福祉士
- (c) その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者
- (d) 上記と同等以上の能力を有する者であると都道府県等が認める者で、次のイ～ハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業（本庁児童担当課等を含む）の従事期間
 - ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間
 - ハ 社会福祉施設の勤務期間（イ又はロの期間を除く）

※施設長就任時の研修を行う「厚生労働大臣が指定する者」は、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国母子生活支援施設協議会を指定。

※施行の際現に施設長である者には、この資格要件の規定は適用しない。

※家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設の施設長には、従来より規定があり、施設長研修は国立武蔵野学院が実施。上記(a)は、精神保健に学識経験のある医師。上記(c)(d)は5年以上（国立武蔵野学院講習修了者は3年以上）。(d)の全国社会福祉協議会の施設長講習課程修了は該当しない。

○2年に1回以上の施設長研修の受講の義務化

・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

※研修は、厚生労働大臣が指定する上記の施設種別団体が行う（児童自立支援施設は、全国児童自立支援施設協議会）

2. 社会的養護の施設の第三者評価の義務化（児童福祉施設最低基準の改正、平成24年4月1日施行）

- 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付ける。
- 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設は、定期的に外部の者による評価を受けるとともに、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならないことを最低基準に定める。
- 具体的には、3年に1回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととする。
 - ※第三者評価基準の見直しや評価調査者研修などの実施準備を行い、実質的に、24年度後半に義務化後の第三者評価を行えるようにする。
 - ※ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

3. 親族里親の要件の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、3親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。
 - ※親族里親には、一般生活費（月額47,680円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額72,000円）は支給していない。これは、3親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがあることを踏まえ、養育の実費に限ったもの。
 - ※民法第877条第1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」、同条第2項「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」
- しかし、3親等内の親族のうちでも、直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。
 - このため、児童福祉法施行規則の親族里親の定義を変更し、扶養義務者でないおじ、おばについては、養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。
 - ※ 施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。（認定の変更は可能）
 - ※ 親族が養育里親となる場合は、養育里親研修は、親族が里親になる場合に必要性の高いものに限定できる。

4. 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込む仕組みであり、その選択に資するため、児童福祉法施行規則で、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされている。しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を可能とした「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、位置情報の自由な提供は適切ではない場合がある。母子生活支援施設も、DVを受けた母子が生活しており、同様である。
- このため、児童福祉法施行規則を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

(7)児童福祉施設最低基準の条例委任について

1. 改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された3つの重点事項（（a）施設・公物設置管理の基準、（b）協議、同意、許可・認可・承認、（c）計画等の策定及びその手続）のうち、地方要望分に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律を改正。
- 地方分権改革推進計画において、施設等の基準を条例に委任する場合における国の基準の類型は、次のとおりとされた。
 - ① 従うべき基準： 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
 - ② 参酌すべき基準： 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
 - ③ 標準： 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

2. 改正の概要

○児童福祉法の改正

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布）により、児童福祉法を改正。（平成24年4月1日施行）
- 
- ・ 児童福祉施設の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
 - ・ 人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」とし、その他の基準を「参酌すべき基準」とする

※ただし、施行日から1年を超えない期間内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。

○この法改正を踏まえ、児童福祉施設最低基準を、次のとおり改正（平成23年厚生労働省令第127号、平成23年10月7日公布）



- ・ 省令の名称を「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」に改正。
- ・ 都道府県等が条例で定める基準を最低基準と称する。
- ・ 最低基準に規定されていた各基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分。

※保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域について、「従うべき基準」を「標準」とする。
（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）

(8)ファミリーホームの要件の明確化について(平成24年4月1日施行)

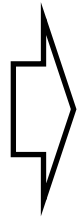
- ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。
- しかし、実施後3年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があいまいな形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。(児童福祉法施行規則と実施要綱を改正)

<理念の明確化>

- 「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。
- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。
- ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置づけ。

<要件規定等の見直し>

- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と称しており、施設的な印象となっている。
- ②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。
- ③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。
- ④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。
- ⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と称する。(小規模住居型児童養育事業所の用語は廃止)
- ②「夫婦である2名の養育者+補助者1名以上」又は「養育者1名+補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ④「委託児童の定員」などの用語に改める。
- ⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

ファミリーホームの形態について

※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。（それ以外は補助者）

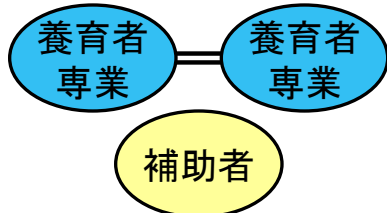
※養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※措置費は、常勤1名分＋非常勤2名分（児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い）

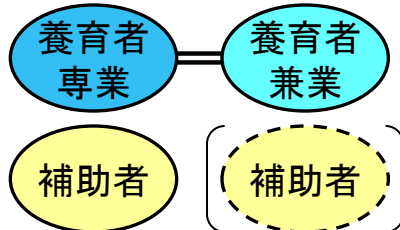
自営型

- ①養育里親の経験者が行うもの
- ②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの

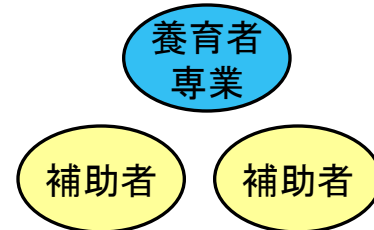
夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合（いずれも専業）
補助者1名を非常勤で雇用



夫婦で小規模住居型児童養育事業を行う場合（一方が他の仕事と兼業）
補助者1～2名を非常勤で雇用



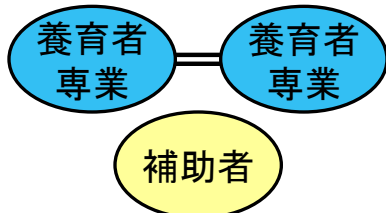
単身で小規模住居型児童養育事業を行う場合
補助者2名を非常勤で雇用



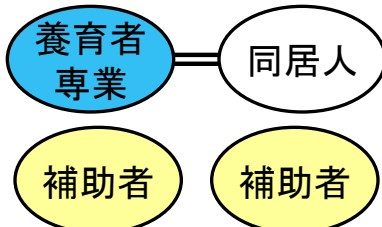
法人型

- ③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの

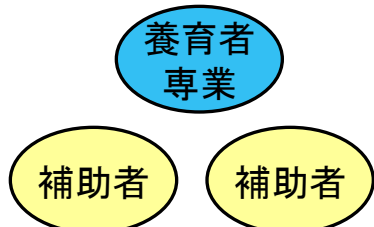
法人が夫婦を雇用して養育者として事業を行う住居に住ませる場合
補助者1名を非常勤で雇用



法人が養育者を雇用して事業を行う住居に住ませる場合（養育者の配偶者は同居人）
補助者2名を非常勤で雇用



法人が単身の養育者を雇用して事業を行う住居に住ませる場合
補助者2名を非常勤で雇用

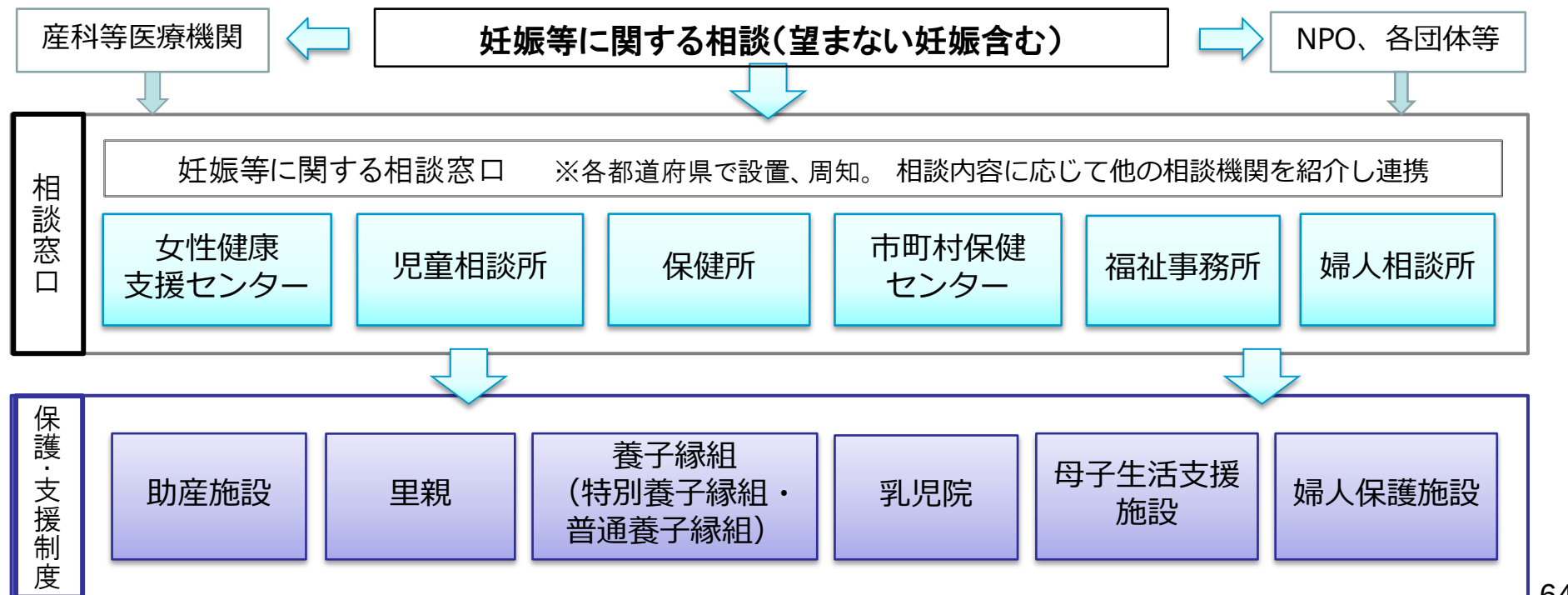


(参考) 里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

	里親	ファミリーホーム	グループホーム	
			地域小規模児童養護施設	小規模グループケアの分園型
形態	家庭養護(養育者の家庭に迎え入れて養育を行う)		施設養護(施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする)	
位置づけ	個人	第2種社会福祉事業(多くは個人事業者。法人形態も可能)	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部(法人形態)	
措置児童数	1～4名	定員5～6名	定員6名	定員6～8名
養育の体制	里親(夫婦又は単身)	養育者と補助者があわせて3名以上(措置費上は、児童6人の場合、常勤1名＋非常勤2名)	常勤2名＋非常勤1名＋管理宿直専門員1名(非常勤)	児童数に応じた配置に加算職員(5. 5:1等の配置＋小規模ケア加算の常勤1名＋管理宿直等加算の非常勤1名分)
措置費	里親手当 養育里親 72,000円 (2人目以降は36,000円を加算)	上記の人件費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定(現員払い)	上記の人件費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定(定員払い)	
		賃借による場合は1か月10万円を措置費で算定		
	児童の一般生活費(約4万7千円)、各種の教育費、支度費等は、共通			

(9) 妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

- 平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人（19.9％）が、日齢0日児（67人）又は日齢1日以上月齢0か月児（10人）であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- また、児童相談所における児童虐待相談対応件数のうち、平成21年度には、棄児が25人、3歳未満の置き去り児童が55人となっている。
- 平成23年7月27日付けで「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知）を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用の促進を図り、児童虐待の防止を図ることが必要。



(10) 民間養子縁組あっせん事業について

○ 児童相談所における養子縁組のあっせん ・ 児童相談所では、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける児童が適切な養子縁組を結べるよう、希望者の相談を受け、必要な調査を行い、養子縁組のあっせんを行っている。（平成14年9月日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子制度等の運用について」）

※里親、乳児院及び児童養護施設の児童の養子縁組による措置解除数 平成22年度309人

○ 民間事業者の養子縁組あっせん事業 ・ 民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

※民間事業者による養子縁組成立数 平成22年度67人（15事業者計）

○養子縁組あっせん事業についての第2種社会福祉事業の届出制度

- ・ 養子縁組あっせん事業は社会福祉法第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」（第2種社会福祉事業）に当たり、実施するには開始届を都道府県知事等に提出しなければならない。

※都道府県知事等は、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は事業経営の状況を調査させることができる。

※都道府県知事等は、届出をした事業者が、虚偽の報告をし、調査を拒み、又は事業に関し不当に営利を図り、もしくは適正なあっせんを行わず不当な行為をした場合は、事業を経営することを制限し、又は停止を命じることができる。

※都道府県知事等は、届出をしない事業者が、事業に関し不当に営利を図り、もしくは適正なあっせんを行わず不当な行為をした場合には、事業を経営することを制限し、又は停止を命じることができる。

※上記の命令に従わず事業を続けた場合には6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。また、営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は児童福祉法で禁止されており、違反した場合は3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

○「養子縁組あっせん事業の指導について」（昭和62年10月31日 厚生省児童家庭局長通知、平成24年3月29日改正）

- ・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、児童福祉法第34条で禁止されている。ただし、交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。
- ・ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人により行われることが望ましい。
- ・ 社会福祉士、児童福祉司となる資格のある者、医師、保健師、助産師又は看護師である相談員を2名以上配置。
- ・ 児童の権利に関する条約第21条（b）の規定により、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に限り、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められる。

○「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

（平成18年8月28日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知、平成24年3月29日改正）

- ・ 「実費又はそれ以下の額」以外の金品は、いかなる名称であっても受領できないこと、
- ・ 寄付金は任意のものに限られ、養子縁組手続完了前の寄付金の受領及び約束をしないこと、など

(1 1) 施設入所中の児童等の児童手当について

○施設入所中又は里親等委託中の児童については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していたが、今般の法律では、施設入所中又は里親等委託中の全ての対象児童について施設設置者、里親等に支給することとした。

- 【支給対象者】 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者
- ※施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給
 - ※保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。
 - ※里親の場合、里子にかかる手当は施設等受給資格者として、実子に係る手当は一般受給資格者として、別々に請求・認定
- 【支給額】 0歳～3歳未満 一人(一律) 15,000円
- 3歳～中学校修了 一人(一律) 10,000円
- ※施設の設置者に第何子という概念が存在しないことや、入所している児童の間で支給額に差をつけることの公平性の観点等から、3歳～中学校修了までの児童には一人一律10,000円を支給。
- 【対象施設等】 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、障害児入所施設、指定医療機関、救護施設、更生施設、婦人保護施設 等
- 【適切な管理】 児童手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、これを適切に管理しなければならない。
(児童福祉施設設備運営基準・里親養育最低基準等に規定)
- ・他の財産と区分して管理すること。
 - ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
 - ・手当の支給の趣旨に従って用いること。
 - ・退所した場合には速やかに児童に取得させること。

	①親のいない児童	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない児童	③それ以外の児童 (親が監護生計要件を満たす場合のみ)
平成21年度以前の児童手当	×	×	○(親へ支給)
平成22年度の対応	△(安心こども基金で施設等へ支給)	△(安心こども基金で施設等へ支給)	○(親へ支給)
平成23年度子ども手当特別措置法 → 平成24年度以降の児童手当法(恒久化)	○(施設等へ支給)	○(施設等へ支給)	○(施設等へ支給)

(参考) 児童手当・子ども手当制度の比較

児童手当法 (～21年度)	子ども手当法 (22年4月～23年9月)	子ども手当特別措置法 (23年10月～24年3月)	児童手当法 (24年度～)
支給対象となる児童・支給額			
【0～3歳未満】 月額10,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月額 5,000円 第3子以降 月額10,000円 【中学生】 (支給せず)	【0歳～中学生】 一律 月額13,000円	【0～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円	1. 所得制限内 【0～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円 2. 所得制限超 ※当分の間の特例給付(法附則) (24年6月分～) 月額 5,000円
<給付総額: 1兆円(21年度)>	<給付総額: 2.7兆円(23年度1次)>	<給付総額: 2.6兆円(23年度3次)> ※特措法の影響は4ヶ月分(23年度)	<給付総額: 2.3兆円(H24年度)> ※子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定(改正法附則)
所得制限			
所得制限 有り 被用者: 年収860万円 (専業主婦、児童二世帯) ※ 扶養親族数により差がある。	所得制限 無し	(特別措置法 附則) ・平成24年6月分から所得制限を実施。 ・所得制限を超える者に税制上・財政上の所要の措置を講じる。	所得制限 有り(24年6月分～) 年収960万円 (専業主婦、児童二世帯) ※ 扶養親族数により差がある。
手当を必要とする児童に届く改善			
■施設入所の児童、里親			
・親が監護している →親へ支給 ・親がいない等 →支給されない	・親が監護している →親へ支給 ・親がいない等 →「安心子ども基金」から支給	すべての児童について施設(設置者)・里親へ支給	
■両親の別居			
児童の生活費を主に負担している親へ支給		児童と同居している親に支給	
■子どもの居住地			
国外でも支給	国外でも支給(確認の厳格化)	留学を除き、支給しない	
地域の実情に対応するための措置			
		①保育料の特別徴収、②学校給食費等の本人同意による充当 地域独自の子育て支援交付金の創設	→一般財源化等に伴い、規定を設けない

(12) 民法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布(一部施行) / 平成24年4月1日施行】

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

(現行)

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であつたことによってその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(現行)

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(現行)

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者(父母)・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者(父母)又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者(父母)あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置)	同上	同上
		児童相談所長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置	
里親等委託中	児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置	同上	同上
		里親等による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置	
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	同上	同上
		施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置	

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（４７②）
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（４７④⑤）

※公布の日から１年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② （略）

(13) 子ども・子育て新システムと社会的養護

子ども・子育て新システムに関する基本制度（平成24年3月2日、少子化社会対策会議決定）抜粋

V 社会的養護・障害児に対する支援

- 子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。
※都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持する。
- 市町村は、要保護児童、障害児等を含め、地域における学校教育・保育の需要の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を市町村新システム事業計画（仮称）に明記する。また、市町村による利用調整により、確実な利用を支援する仕組みを設ける。
- 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など、契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを設ける。
- 改正後の児童福祉法に規定される保育の措置は、市町村（新システムの実施主体）が判断して実施する。なお、都道府県等（措置制度等の実施主体）が、把握した児童に対して、保育の措置が必要と認めたときは、市町村に報告・通知しなければならない仕組みを設ける。また、要保護児童対策地域協議会を活用する等により、都道府県と市町村の間で、保育の措置を行った児童に関する情報交換を行う。
- 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施する。実施に際しては、都道府県が行う事業（社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い事業）と連携が必要であり、相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置付ける。

（別紙）市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）、国の基本指針（仮称）の記載事項

1 市町村新システム事業計画（仮称）：5年ごとに計画を策定

（任意記載事項）

都道府県が行う事業との連携方策

2 都道府県新システム事業支援計画（仮称）：5年ごとに計画を策定

（必須記載事項）

市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業

子ども・子育て支援の充実のための約0.7兆円の内訳

子ども・子育て支援の充実：約0.7兆円

* 子ども・子育て関連3法案に基づく仕組みは、消費税8%段階施行時に先行実施、消費税10%段階施行時に本格実施することを想定。

◎ 約0.4兆円

：最優先課題である待機児童解消等のため、保育等の量を拡充するために要する費用

【内訳】

* 子ども・子育てビジョン(H22.1閣議決定)ベースで算定
(ピークはH29年度末)

◇ 認定こども園・幼稚園・保育所 ＋約0.3兆円

- ・ 3歳未満児の保育利用数 H24年度 86万人 → H29年度末 122万人
- * 3歳未満児保育の利用率 平成24年度 27% → H29年度末 44%
(H23.4.1時点の3歳未満児の利用率 24%)
- ・ 平日昼間の保育利用児童数 H24年度 225万人 → H29年度末 265万人

◇ 放課後児童クラブ ＋約 0.01兆円

- ・ 放課後児童クラブの利用児童数 H24年度 83万人(*) → H29年度末 129万人
- * 1～3年生の利用児童利用率 H24年度 22%(*) → H29年度末 40%
* H23.5時点ベース

◇ その他 ＋約 0.1兆円

- ・ 病児・病後児保育 ＋0百億円
H24年度 144万日 → H29年度末 200万日
- ・ 延長保育 ＋1百億円
H24年度 89万人 → H29年度末 103万人
- ・ 地域子育て支援拠点 ＋0百億円
H24年度 7,555カ所(*) → H29年度末 10,000カ所 * H23交付決定ベース
- ・ 一時預かり ＋約10百億円
H24年度 365万日(*) → H29年度末 5,755万日 * H23交付決定ベース
- ・ グループケア(児童養護施設等) ＋0百億円
H24年度 743カ所 → H29年度末 800カ所

* 子ども・子育てビジョンでH26年度末の目標値としているものは、H29年度末においても同水準と仮定して試算。
* H24.1の将来人口推計ベース

◎ 約0.3兆円

：職員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善のための費用。(処遇改善を含む。)

【参考】 質の改善として想定している主な内容

- ① 0～2歳児の体制強化
 - ・ 幼稚園による0～2歳児保育への参入促進など
- ② 幼児教育・保育の総合的な提供に向けた質の改善
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育や休日保育等の職員体制の強化 など
- ③ 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 地域の子育て支援拠点における子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 など
- ④ 放課後児童クラブの職員体制の強化
- ⑤ 社会的養護の職員体制の強化

※1 個々の具体的な金額については、優先順位をつけながら、地域の実態等を踏まえ今後検討。

※2 修正後の子ども・子育て支援法案附則第2条第3項において、「政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方・・・(中略)・・・について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

10. 平成25年度社会的養護関係予算概算要求の概要

社会的養護の充実

94,149百万円 → 96,728百万円
(うち、児童入所施設措置費 89,281百万円 → 90,959百万円)

(1) 児童養護施設等の家庭的養護への転換を図るための施設整備の充実（一部重点要求）3,600百万円

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を強力に推進するため、各都道府県で策定する小規模化等の計画に基づく施設整備のうち、評価の高いものについて、次世代育成支援対策施設整備交付金に交付基礎点数を嵩上げる仕組みを設ける。（社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金並みの1.35倍）

(2) 施設における家庭的養護の推進

施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で、家庭的な環境のもと職員との個別な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケアや、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設の増を図る。

家庭的養護への転換を図るため、建物の賃借料の措置費算定（月額10万円）により、賃貸による分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの実施を推進する。

(3) 里親支援等の推進

○ 里親支援専門相談員の配置

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。

○ ファミリーホームへの賃借料の算定

里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定（月額10万円）する。

○ 里親支援機関事業の推進

里親委託の推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。

○ 調査研究事業の実施

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

(4) 被虐待児童等への支援の充実

○ 受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等や里親について、受け入れ児童数の拡大を図る。

○ 児童養護施設等の心理療法担当職員の推進

入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。

○ 母子生活支援施設特別生活指導費加算の充実

心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が4人以上いる場合に、母子支援員（非常勤）を配置する特別生活指導費加算について、支援の充実を図るため、当該母子が8人以上いる場合には2人目を配置する。

○ 母子生活支援施設に保育設備を設けている場合の保育士の人員配置の引上げ

母子生活支援施設に保育設備を設けて保育を行う場合の保育士の配置（乳幼児おおむね30:1以上（最低1人））について、施設内の保育の充実を図るため、保育所並び（0歳児3:1、1・2歳児6:1等）の配置へ引き上げる。

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進

在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置を推進する。

(5) 要保護児童の自立支援の充実

○ 措置延長による大学等進学者に対する特別育成費及び大学進学等自立生活支度費等の適用

措置を延長して大学等に進学した場合に、高校在学と同様の取扱いとして、入学時特別加算費を含め、特別育成費を支給するとともに、措置解除時に、大学進学等自立生活支度費や就職支度費の特別基準額を支給する。

○ 中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用

児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、資格取得等のための講習等を受ける費用を支給する資格取得等特別加算について、中卒・高校中退等児童も加算の適用対象とする。

○ 自立援助ホームの設置推進

児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。

1 1. 平成24年度の検討ワーキング等について

1. 里親等委託の推進

- ・全国里親委託等推進委員会を設置して、全国の実事例の収集、調査研究、情報提供を推進
- ・進んでいる地域の里親推進・里親支援の実事例、好事例、困難事例を収集して全国に提供
- ・里親支援機関とともに、新たに設置する里親支援専門相談員の取組を推進

○全国里親委託等推進委員会(学識、里親、児童相談所、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターからの構成員)
委員長: 星野崇全国里親会会長

2. 施設における家庭的養護の推進のためのマニュアルの作成、計画的推進

- ・児童養護施設及び乳児院における家庭的養護の推進のため、施設の小規模化、地域分散化、養育単位の小規模化の推進のための具体例や工夫などを収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、マニュアルを作成
- ・施設の養育単位の状況や、今後に向けた検討状況等を調査集計
- ・これらを踏まえ、各施設における計画の策定など取組を推進

○施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ(学識、児童養護施設、乳児院からの構成員)
座長: 宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授(厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員)

3. 施設による親子関係の再構築の支援についての調査研究

- ・施設が児童相談所との連携の下で行う親子関係の再構築の支援について、実事例を収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、推進を図る。

○親子関係再構築支援ワーキンググループ(学識、児童相談所、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターからの構成員)
座長: 犬塚 峰子 大正大学人間学部教授(厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員)

4. 施設等種別ごとの指針の解説・手引書の作成

- ・5つの施設運営指針及び里親ファミリーホーム養育指針について、それぞれ編集WGを設け、指針の解説書(手引書)の作成を進める。(既存のもの手直しを含む)

5. 第三者評価及び自己評価の義務化の実施

- ・社会的養護関係施設での平成24年度からの義務化に伴い、評価調査者養成研修の実施や、評価機関の認証など、質の高い第三者評価の実施に努めるとともに、自己評価を推進し、運営の質を高める。

○社会的養護第三者評価推進研究会(学識、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、評価機関からの構成員)
座長: 柏女 霊峰 淑徳大学教授(厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会委員長)

全国里親委託等推進委員会について

1 趣旨

子どもの最善の利益のために様々な担い手の連携の下に行われる社会的養護において、里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護として、その推進を図る必要がある。

平成23年4月の「里親委託ガイドライン」で里親委託優先の原則が明記され、同年7月の「社会的養護の課題と将来像」では施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられた。平成24年3月には、「里親及びファミリーホーム養育指針」が策定されて家庭養護の特質などが明確にされ、里親委託ガイドライン等の改正で里親支援の体制整備等について定められた。

里親委託等の推進を図るため、今般、関係各方面の参画を得て、公益財団法人全国里親会に全国里親委託等推進委員会を設け、関係者による情報共有、意見交換を行うとともに、里親等の養育技術の向上、里親支援及び里親委託等の推進方策の向上を図るための調査研究を行い、里親等からの相談事例、子どもからの意見、児童相談所、里親支援機関等の関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、研修資料等を作成し、全国の里親支援機関や児童相談所等に提供するものとする。

2 当面の取組

- (1) 里親等の養育技術の向上や里親支援及び里親委託等の推進方策の向上のため、全国の取組事例の収集、調査研究、情報提供を行う。
- (2) 里親のための里親養育等の手引書を作成。里親支援機関、里親支援専門相談員、児童相談所のためのマニュアルを作成。進んでいる地域の里親推進、里親支援の取組事例、好事例、困難事例を収集した事例集を作成。
- (3) その他

3 構成

◎星野 崇	全国里親会会長	林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授
御所 伸之	全国里親会副会長	宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
木ノ内博道	全国里親会副会長	横堀 昌子	青山学院女子短期大学子ども学科准教授
草野 恵子	山形県里親会会長（北海道・東北ブロック）	藤林 武史	福岡市子ども総合相談センター所長
青葉 紘宇	東京養育家庭の会理事長（関東・甲信越ブロック）	奥田 晃久	東京都児童相談センター相談処遇課長
二飯田秀一	石川県里親会会長（東海北陸ブロック）	伊達 直利	全国児童養護施設協議会副会長（旭児童ホーム）
宮川 長生	大阪市里親会会長（近畿ブロック）	摩尼 昌子	全国乳児福祉協議会協議員（ドルカスベビーホーム）
河内 美舟	山口県里親会会長（中・四国ブロック）	花崎みさを	全国児童家庭支援センター協議会副会長（ヴィオラ）
原田 泉	福岡市里親会常任理事（九州ブロック）	川崎二三彦	子どもの虹情報研修センター研究部長
ト蔵 康行	日本ファミリーホーム協議会会長（ざおうホーム）		

※事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の協力を得て、全国里親会事務局が行う。

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループについて

1 趣旨

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護の施設では、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要である。

社会的養護においては、虐待を受けた子どもなどが増え、その役割・機能の変化にハード・ソフトの変革が遅れている。児童養護施設、乳児院等の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」では、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ、児童養護施設については、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。

このワーキンググループは、児童養護施設と乳児院における家庭的養護を推進するため、施設の小規模化、地域分散化、養育単位の小規模化の推進のための具体例や工夫などを収集し、留意すべき点などを整理し、小規模化と家庭的養護推進のためのマニュアルを作成するとともに、各施設における小規模化の計画の策定など取組みを推進することを目的とする。

2 主な検討事項

- (1) 小規模化・地域分散化に対応した人員配置と運営
- (2) 小規模化・地域分散化に対応した養育
- (3) 小規模化・地域分散化の方法とステップ
- (4) 小規模化・地域分散化に対応した組織運営、人材育成

3 構成（◎は座長）

- ◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授
- 伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長
- 武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長
- 沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長
- 横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長
- 児島 充 全国乳児福祉協議会協議員 恵明学園乳児部施設長

※平成24年9月7日付事務連絡「「児童養護施設等の小規模化及び家庭養護の推進のために」について」でマニュアル案を各自治体宛てに送付

(参考3)

親子関係再構築支援ワーキンググループについて

1 趣旨

社会的養護の施設においては、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。子どもにとって、その生き立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。

親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら、社会的養護の地域支援の拠点として、その取組を推進する。また、児童家庭支援センターも、施設と地域をつなぐ拠点として、親子関係の再構築支援における役割の充実に期待されている。

平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」では、地域支援の役割を高めていく社会的養護の施設の方向性として、施設による親子関係の再構築支援の充実を掲げ、効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上、体制整備の推進、児童相談所との連携などを図っていくこととした。

このワーキンググループは、これらの社会的養護の施設における親子関係の再構築支援の充実を図るため、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援について、取組事例を収集し、留意すべき点などを整理し、事例集を作成するとともに、ガイドラインを作成することを目的とする。

2 主な検討事項

- (1) 施設による親子関係再構築支援の取組事例の収集
- (2) 施設による親子関係再構築支援の留意すべき点などの整理
- (3) 施設による親子関係再構築支援のガイドラインの作成

3 構成（◎は座長）

◎ 犬塚 峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長
松永 忠	児童養護施設 光の園施設長
塩田 規子	児童養護施設 救世軍世光寮副施設長
谷本 恭子	乳児院 高知聖園ベビーホーム施設長
山元 喜久江	乳児院 広島乳児院施設長
平岡 篤武	情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園施設長
川崎 今日子	母子生活支援施設 野菊荘主任母子支援員
藤井 美憲	児童家庭支援センター 愛泉こども家庭センター長
鈴木 浩之	児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長
管野 道英	児童相談所 滋賀県中央子ども家庭相談センター 参事

(参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢（平成20年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	59	1.6%	790	23.9%	6	0.0%	—	—	—	—	167	2.5%
1歳	119	3.3%	1,222	37.0%	34	0.1%	—	—	—	—	352	5.4%
2歳	160	4.4%	931	28.2%	454	1.4%	—	—	—	—	456	7.0%
3歳	228	6.3%	276	8.4%	1,120	3.5%	—	—	—	—	453	6.9%
4歳	217	6.0%	62	1.9%	1,520	4.8%	1	0.1%	—	—	532	8.1%
5歳	249	6.9%	16	0.5%	1,711	5.4%	—	—	—	—	523	8.0%
6歳	220	6.1%	1	0.0%	1,858	5.9%	4	0.4%	—	—	491	7.5%
7歳	234	6.5%	—	—	1,860	5.9%	40	3.6%	—	—	441	6.7%
8歳	217	6.0%	—	—	1,973	6.2%	54	4.9%	4	0.2%	439	6.7%
9歳	196	5.4%	—	—	2,095	6.6%	70	6.3%	18	0.9%	439	6.7%
10歳	181	5.0%	—	—	2,300	7.3%	101	9.1%	36	1.8%	413	6.3%
11歳	196	5.4%	—	—	2,389	7.6%	140	12.7%	53	2.7%	364	5.6%
12歳	179	5.0%	—	—	2,486	7.9%	130	11.8%	116	5.8%	359	5.5%
13歳	183	5.1%	—	—	2,466	7.8%	142	12.9%	266	13.3%	291	4.4%
14歳	195	5.4%	—	—	2,349	7.4%	153	13.9%	563	28.2%	253	3.9%
15歳	216	6.0%	—	—	2,356	7.5%	129	11.7%	655	32.8%	222	3.4%
16歳	190	5.3%	—	—	1,745	5.5%	57	5.2%	171	8.6%	144	2.2%
17歳	192	5.3%	—	—	1,581	5.0%	45	4.1%	78	3.9%	131	2.0%
18歳以上	178	4.9%	—	—	1,256	4.0%	36	3.3%	33	1.7%	69	1.1%
総数※	3,611	100%	3,299	100.0%	31,593	100.0%	1,104	100.0%	1,995	100.0%	6,552	100.0%
平均年齢	9.3歳		1.2歳		10.6歳		12.4歳		14.2歳		7.3歳	

(2) 在籍児童の措置時の年齢（平成20年2月1日現在在籍児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	358	9.9%	2,543	77.1%	59	0.2%	—	—	—	—	756	11.5%
1歳	437	12.1%	597	18.1%	968	3.1%	—	—	—	—	682	10.4%
2歳	427	11.8%	134	4.1%	6,763	21.4%	—	—	—	—	646	9.9%
3歳	422	11.7%	16	0.5%	3,949	12.5%	1	0.1%	—	—	595	9.1%
4歳	266	7.4%	6	0.2%	2,819	8.9%	2	0.2%	—	—	603	9.2%
5歳	236	6.5%	—	—	2,442	7.7%	5	0.5%	—	—	506	7.7%
6歳	193	5.3%	—	—	2,432	7.7%	55	5.0%	3	0.2%	490	7.5%
7歳	201	5.6%	—	—	1,977	6.3%	95	8.6%	5	0.3%	385	5.9%
8歳	152	4.2%	—	—	1,881	6.0%	107	9.7%	15	0.8%	334	5.1%
9歳	114	3.2%	—	—	1,657	5.2%	131	11.9%	44	2.2%	326	5.0%
10歳	123	3.4%	—	—	1,511	4.8%	148	13.4%	53	2.7%	309	4.7%
11歳	101	2.8%	—	—	1,259	4.0%	120	10.9%	135	6.8%	245	3.7%
12歳	117	3.2%	—	—	1,154	3.7%	146	13.2%	239	12.0%	179	2.7%
13歳	116	3.2%	—	—	1,053	3.3%	141	12.8%	608	30.5%	153	2.3%
14歳	107	3.0%	—	—	864	2.7%	107	9.7%	606	30.4%	104	1.6%
15歳	86	2.4%	—	—	505	1.6%	35	3.2%	218	10.9%	72	1.1%
16歳	94	2.6%	—	—	163	0.5%	8	0.7%	49	2.5%	34	0.5%
17歳	28	0.8%	—	—	43	0.1%	3	0.3%	16	0.8%	16	0.2%
18歳以上	19	0.5%	—	—	9	0.0%	—	—	2	0.1%	4	0.1%
総数※	3,611	100.0%	3,299	100.0%	31,593	100.0%	1,104	100.0%	1,995	100.0%	6,552	100.0%
平均年齢	5.5歳		0.3歳		5.9歳		10.6歳		13.1歳		5.2歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）

(3) 措置理由別児童数（平成23年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	325	18.3%	13	0.6%	109	2.0%
父母の行方不明	108	6.1%	44	1.9%	76	1.4%
父母の離婚	24	1.4%	45	2.0%	93	1.7%
父母の不和	6	0.3%	29	1.3%	58	1.1%
父母の拘禁	88	5.0%	117	5.1%	301	5.6%
父母の入院	150	8.4%	247	10.8%	328	6.1%
父母の就労	48	2.7%	73	3.2%	141	2.6%
父母の精神障害	111	6.2%	474	20.8%	472	8.7%
父母の放任怠惰	97	5.5%	215	9.4%	670	12.4%
父母の虐待	236	13.3%	367	16.1%	1,800	33.2%
棄児	20	1.1%	21	0.9%	8	0.1%
父母の養育拒否	242	13.6%	166	7.3%	301	5.6%
破産等経済的理由	60	3.4%	138	6.1%	215	4.0%
児童の監護困難	54	3.0%	—	—	331	6.1%
その他	208	11.7%	331	14.5%	509	9.4%
合計	1,777	100.0%	2,280	100.0%	5,412	100.0%

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成23年度入所世帯）

区 分			管内入所		広域入所				合 計	
					県内		県外			
夫等の暴力	世帯数	457		464		531		1, 452		
	母 児 童	457	732	464	848	531	1, 020	1, 452	2, 600	
入所前の家庭環境の不適切	世帯数	131		40		11		182		
	母 児 童	131	182	40	58	11	18	182	258	
母親の心身の不安定	世帯数	46		6		3		55		
	母 児 童	46	65	6	7	3	3	55	75	
職業上の理由	世帯数	0		0		0		0		
	母 児 童	0	0	0	0	0	0	0	0	
住宅事情	世帯数	391		49		14		454		
	母 児 童	391	626	49	77	14	15	454	718	
経済的理由	世帯数	326		42		5		373		
	母 児 童	326	494	42	68	5	8	373	570	
その他	世帯数	40		16		17		73		
	母 児 童	40	69	16	33	17	25	73	127	
合 計	世帯数	1, 391		617		581		2, 589		
	母 児 童	1, 391	2, 168	617	1, 091	581	1, 089	2, 589	4, 348	

家庭福祉課調べ（「平成23年度母子生活支援施設入退所状況調査」）

※ 単位：世帯数は世帯、入所人員は人

※ 上段は世帯数、下段左は母親の入所延べ人員、下段右は児童の入所延べ人員

(5) 在所期間別在籍児童数 (平成24年3月1日現在在籍児童) (単位: 人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,289	29.4%	1,630	50.5%	4,648	15.4%	422	31.1%	980	54.4%
1年以上 2年未満	654	14.9%	961	29.8%	4,058	13.4%	401	29.6%	595	33.1%
2年以上 3年未満	496	11.3%	468	14.5%	3,346	11.1%	203	15.0%	168	9.3%
3年以上 4年未満	377	8.6%	124	3.8%	2,961	9.8%	128	9.4%	41	2.3%
4年以上 5年未満	297	6.8%	35	1.1%	2,595	8.6%	65	4.8%	10	0.6%
5年以上 6年未満	203	4.6%	5	0.2%	2,093	6.9%	82	6.1%	3	0.2%
6年以上 7年未満	213	4.9%	2	0.1%	1,807	6.0%	31	2.3%	3	0.2%
7年以上 8年未満	192	4.4%	－	－	1,718	5.7%	12	0.9%	－	－
8年以上 9年未満	181	4.1%	－	－	1,446	4.8%	8	0.6%	－	－
9年以上 10年未満	134	3.1%	－	－	1,285	4.3%	2	0.1%	－	－
10年以上 11年未満	98	2.2%	－	－	1,189	3.9%	0	0.0%	－	－
11年以上 12年未満	65	1.5%	－	－	906	3.0%	1	0.1%	－	－
12年以上 13年未満	64	1.5%	－	－	748	2.5%	－	－	－	－
13年以上 14年未満	37	0.8%	－	－	529	1.8%	－	－	－	－
14年以上 15年未満	30	0.7%	－	－	405	1.3%	－	－	－	－
15年以上 16年未満	22	0.5%	－	－	307	1.0%	－	－	－	－
16年以上 17年未満	12	0.3%	－	－	110	0.4%	－	－	－	－
17年以上 18年未満	8	0.2%	－	－	34	0.1%	－	－	－	－
18年以上	5	0.1%	－	－	6	0.0%	－	－	－	－
総 数	4,377	100.0%	3,225	100.0%	30,191	100.0%	1,355	100.0%	1,800	100.0%
平均在所期間	4.0年間		1.3年間		5.0年間		2.1年間		1.1年間	

(6) 在所期間別退所児童数(平成23年度中に退所した児童)(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	149	12.0%	294	12.4%	144	2.7%	5	1.1%	3	0.3%
1か月以上2か月未満	90	7.3%	147	6.2%	165	3.1%	5	1.1%	10	0.8%
2か月以上6か月未満	185	15.0%	330	13.9%	343	6.4%	25	5.5%	73	6.2%
6か月以上1年未満	241	19.5%	366	15.5%	457	8.6%	58	12.9%	281	23.8%
1年以上2年未満	165	13.3%	577	24.4%	687	12.9%	119	26.4%	590	50.0%
2年以上3年未満	98	7.9%	484	20.4%	517	9.7%	88	19.6%	169	14.3%
3年以上4年未満	77	6.2%	129	5.4%	496	9.3%	64	14.2%	31	2.6%
4年以上5年未満	56	4.5%	33	1.4%	368	6.9%	29	6.4%	14	1.2%
5年以上6年未満	41	3.3%	4	0.2%	319	6.0%	30	6.7%	4	0.3%
6年以上7年未満	33	2.7%	3	0.1%	218	4.1%	9	2.0%	3	0.3%
7年以上8年未満	23	1.9%	－	－	229	4.3%	12	2.7%	1	0.1%
8年以上9年未満	18	1.5%	－	－	218	4.1%	2	0.4%	1	0.1%
9年以上10年未満	6	0.5%	－	－	189	3.5%	4	0.9%	－	－
10年以上11年未満	12	1.0%	－	－	184	3.5%	－	－	－	－
11年以上12年未満	6	0.5%	－	－	163	3.1%	－	－	－	－
12年以上13年未満	8	0.6%	－	－	135	2.5%	－	－	－	－
13年以上14年未満	0	0.0%	－	－	129	2.4%	－	－	－	－
14年以上15年未満	6	0.5%	－	－	109	2.0%	－	－	－	－
15年以上16年未満	6	0.5%	－	－	142	2.7%	－	－	－	－
16年以上17年未満	8	0.6%	－	－	93	1.7%	－	－	－	－
17年以上18年未満	5	0.4%	－	－	19	0.4%	－	－	－	－
18年以上	4	0.3%	－	－	6	0.2%	－	－	－	－
総 数	1,237	100.0%	2,367	100.0%	5,330	100.0%	450	100.0%	1,180	100.0%
平均在所期間	2.4年間		1.4年間		5.2年間		2.6年間		1.5年間	

(7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員（平成24年3月1日現在）

(単位：人)

母等の年齢	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計
人数	36	269	569	829	917	773	353	117	39	2	2	5	3,911

(8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数（平成23年度）

(単位：世帯)

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	317	271	431	305	180	84	136	46	1,770

(9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態（平成23年度）

(単位：世帯)

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯				その他の社会福祉施設	不明・その他	合計	
					公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅				
世帯数	162	3	110	58	1,330	361	944	11	14	46	61	1,770

(7) ～ (9)：家庭福祉課調べ（「平成23年度母子生活支援施設入退所状況調査」）

(1 0) 児童養護施設の入退所の状況 (平成 2 3 年度中)

(単位：人)

平成 2 3 年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成 2 3 年度退所児童数							
				解除							変更
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	家庭環境 改善	養子 縁組	自立 就職	無断 外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
1, 205	4, 151	62	5, 418	3, 078	64	1, 178	43	4	361	4, 728	669

↑

↓

変更前の内訳							変更後の内訳						
乳児院	他の児童 養護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	母子生活 支援施設	里親	その他	他の児童 養護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	里親	ファミ リーホー ム	母子生活 支援施設	その他
695	168	72	93	42	105	30	165	40	140	124	13	10	177

(1 1) 乳児院の入退所の状況 (平成 2 3 年度中)

(単位：人)

平成 2 3 年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成 2 3 年度退所児童数					
				解除					変更
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	家庭環境 改善	養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福 祉施設等
78	1, 916	286	2, 280	1, 143	47	7	40	1, 237	1, 137

↑

↓

変更前の内訳				変更後の内訳					
他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	その他	他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	ファミリー ホーム	児童養護 施設	その他
41	15	14	8	36	10	256	7	737	91

(1 2) 情緒障害児短期治療施設の入退所の状況 (平成 2 3 年度中)

(単位 : 人)

平成 2 3 年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成 2 3 年度退所児童数							
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除							変更
				家庭環 境改善	児童の状 況改善	養子 縁組	自立 自活	無断 外出	その他	計	他の児童 福祉施設 等
74	407	13	494	82	167	1	16	5	47	318	130

↑

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	母子生活 支援施設	里親	その他
0	43	6	3	3	6	13

↓

変更後の内訳

児童養 護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	里親	ファミ リーホー ム	母子生活 支援施設	その他
78	4	16	8	1	0	23

(1 3) 児童自立支援施設の入退所の状況 (平成 2 3 年度中)

(単位 : 人)

平成 2 3 年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成 2 3 年度退所児童数							
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除							変更
				家庭環 境改善	児童の状 況改善	養子縁組	自立 自活	無断外出	その他	計	他の児童 福祉施設 等
205	820	46	1,071	87	712	0	68	30	104	1,001	205

↑

変更前の内訳

児童養 護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	母子生活 支援施設	里親	その他
143	13	36	0	8	5

↓

変更後の内訳

児童養 護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	里親	ファミ リーホー ム	母子生活 支援施設	その他
107	5	23	21	5	0	44

(1 4) 里親の委託・委託解除の状況（平成 2 3 年度中）

（単位：人）

平成 2 3 年度新規委託児童数 （新規又は措置変更）			
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計
572	1, 115	96	1, 783

平成 2 3 年度委託解除児童数							
解除							変更
家庭環 境改善	養子 縁組	自立 自活	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
424	230	149	10	0	112	925	406

変更前の内訳						
乳児院	児童養 護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	その他
278	156	8	13	1	81	35

変更後の内訳						
乳児院	児童養 護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	その他
15	128	5	12	1	100	145

(1 5) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成 2 3 年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
里親	221	394	976
児童養護施設	46	80	277
乳児院	14	23	49
その他	18	34	112
合計	299	531	1, 414

※レスパイト・ケアを利用した
里親世帯数・・・300世帯

(14)(15): 家庭福祉課調べ
（「社会的養護の現況に関する調査」
（速報値））

(1 6) 措置児童の保護者の状況

(人)

区分	乳児院児	養護施設児	里親委託児
父母有り（養父母含む）	1,590 (48.2%)	10,040 (31.8%)	645 (17.9%)
父のみ（養父含む）	85 (2.6%)	4,966 (15.7%)	351 (9.7%)
母のみ（養母含む）	1,253 (37.9%)	11,235 (35.6%)	1,445 (40.0%)
両親ともいない	68 (2.1%)	2,730 (8.6%)	769 (21.3%)
両親とも不明	65 (2.0%)	708 (2.2%)	243 (6.7%)
不詳	238 (7.2%)	1,914 (6.1%)	158 (4.4%)
総数	3,299 (100.0%)	31,593 (100.0%)	3,611 (100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

(1 7) 里親の状況（平成24年3月1日現在）

(人)

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
3,383	夫婦世帯 2,948	一方が働いている	1,556 (46.0%)
		共働き	1,158 (34.2%)
		どちらも働いていない	234 (6.9%)
	ひとり親世帯 435	働いている	242 (7.2%)
		働いていない	193 (5.7%)

(1 8) 新生児等の措置先（平成23年度中）

(人)

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児（1か月未満）	367	58	425
0歳児（1か月以上）	850	103	953
1歳以上2歳未満	486	147	633
合計	1,703	308	2,011

(17) (18) : 家庭福祉課調べ

(「社会的養護の現況に関する調査」(速報値))

(19) 新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）

(平成23年度 速報値)

(家庭福祉課 調べ)

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 （1か月未満）	0歳児 （1か月以上）	1歳以上 2歳未満	0歳児 （1か月未満）	0歳児 （1か月以上）	1歳以上 2歳未満
北海道	3	6	1	12	15	16
青森県	2	3	3	0	0	1
岩手県	0	3	3	0	0	2
宮城県	1	1	3	0	2	0
秋田県	1	0	0	0	0	0
山形県	11	3	5	0	0	0
福島県	7	6	1	1	2	2
茨城県	4	13	11	0	1	0
栃木県	12	11	5	0	0	2
群馬県	7	14	9	0	1	2
埼玉県	29	58	50	0	1	3
千葉県	10	26	10	1	4	16
東京都	56	181	140	0	1	17
神奈川県	9	19	10	0	1	3
新潟県	4	6	0	0	2	0
富山県	4	6	0	0	2	0
石川県	1	2	0	0	0	0
福井県	4	5	1	0	0	0
山梨県	0	0	0	2	2	3
長野県	8	16	7	2	2	0
岐阜県	3	4	0	2	1	2
静岡県	3	2	0	1	2	5
愛知県	17	32	12	12	7	5
三重県	6	12	2	1	2	1
滋賀県	1	5	2	0	1	1
京都府	2	8	0	0	0	0
大阪府	22	65	21	1	8	5
兵庫県	3	11	10	0	0	0
奈良県	4	3	7	0	1	0
和歌山県	7	11	3	2	0	0
鳥取県	3	8	4	0	0	1
島根県	3	14	6	0	0	1
岡山県	2	10	4	0	0	1
広島県	7	11	6	1	1	1
山口県	4	10	1	0	0	1

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 （1か月未満）	0歳児 （1か月以上）	1歳以上 2歳未満	0歳児 （1か月未満）	0歳児 （1か月以上）	1歳以上 2歳未満
徳島県	2	1	0	0	0	0
香川県	3	7	7	0	1	0
愛媛県	5	11	2	0	0	0
高知県	2	10	2	0	0	0
福岡県	4	14	11	1	0	0
佐賀県	0	0	0	1	1	2
長崎県	2	9	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	1	0
大分県	4	11	4	8	4	7
宮崎県	8	7	1	0	0	1
鹿児島県	8	13	4	0	0	1
沖縄県	2	6	13	0	7	11
札幌市	6	12	1	7	8	7
仙台市	4	6	7	0	0	1
さいたま市	3	12	12	0	0	2
千葉市	2	7	3	0	0	0
横浜市	5	32	18	0	0	2
川崎市	0	0	0	0	0	0
相模原市	3	3	3	0	0	2
新潟市	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	9	1	0	6	1
浜松市	2	4	3	1	4	2
名古屋市	6	13	14	0	5	1
京都市	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	1	1	5
堺市	5	8	8	0	0	4
神戸市	1	12	4	0	1	0
岡山市	3	3	7	0	0	0
広島市	5	7	2	1	0	1
北九州市	1	10	6	0	0	0
福岡市	14	19	7	0	3	3
熊本市	2	12	3	0	2	2
横須賀市	4	6	4	0	0	1
金沢市	1	1	2	0	0	0
合計	367	850	486	58	103	147

（２０）乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成２３年度 速報値）（単位：人、％）（家庭福祉課 調べ）

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

	乳児院からの措置解除児童数		乳児院からの措置変更児童数					
			里親へ		児童養護施設へ		その他へ	
			児童数	割合	児童数	割合		
北海道	9	2	1	50.0%	1	50.0%	0	
青森県	8	13	7	63.6%	4	36.4%	2	
岩手県	14	10	5	50.0%	5	50.0%	0	
宮城県	0	0	0	－	0	－	0	
秋田県	5	6	1	20.0%	4	80.0%	1	
山形県	8	5	4	80.0%	1	20.0%	0	
福島県	7	9	3	37.5%	5	62.5%	1	
茨城県	9	27	5	25.0%	15	75.0%	7	
栃木県	13	26	6	23.1%	20	76.9%	0	
群馬県	22	18	6	40.0%	9	60.0%	3	
埼玉県	106	57	16	30.8%	36	69.2%	5	
千葉県	23	28	12	48.0%	13	52.0%	3	
東京都	262	146	16	15.5%	87	84.5%	43	
神奈川県	19	51	12	26.1%	34	73.9%	5	
新潟県	4	10	4	40.0%	6	60.0%	0	
富山県	8	4	1	33.3%	2	66.7%	1	
石川県	8	6	4	66.7%	2	33.3%	0	
福井県	6	6	1	20.0%	4	80.0%	1	
山梨県	2	4	2	50.0%	2	50.0%	0	
長野県	14	19	5	29.4%	12	70.6%	2	
岐阜県	9	11	2	22.2%	7	77.8%	2	
静岡県	15	17	5	31.3%	11	68.8%	1	
愛知県	34	52	12	25.5%	35	74.5%	5	
三重県	12	14	7	50.0%	7	50.0%	0	
滋賀県	1	3	0	0.0%	2	100.0%	1	
京都府	8	4	1	25.0%	3	75.0%	0	
大阪府	79	51	6	13.6%	38	86.4%	7	
兵庫県	31	33	9	29.0%	22	71.0%	2	
奈良県	12	6	1	16.7%	5	83.3%	0	
和歌山県	7	14	5	35.7%	9	64.3%	0	
鳥取県	10	12	2	20.0%	8	80.0%	2	
島根県	39	2	1	50.0%	1	50.0%	0	
岡山県	9	15	3	23.1%	10	76.9%	2	
広島県	6	8	3	37.5%	5	62.5%	0	
山口県	6	17	5	29.4%	12	70.6%	0	

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数						
			里親へ		児童養護施設へ		その他へ	
			児童数	割合	児童数	割合		
徳島県	13	3	1	33.3%	2	66.7%	0	
香川県	12	7	3	50.0%	3	50.0%	1	
愛媛県	5	12	0	0.0%	9	100.0%	3	
高知県	8	4	0	0.0%	4	100.0%	0	
福岡県	14	23	1	5.6%	17	94.4%	5	
佐賀県	2	7	2	33.3%	4	66.7%	1	
長崎県	4	11	3	30.0%	7	70.0%	1	
熊本県	2	6	4	80.0%	1	20.0%	1	
大分県	12	9	3	37.5%	5	62.5%	1	
宮崎県	4	12	2	18.2%	9	81.8%	1	
鹿児島県	16	19	3	15.8%	16	84.2%	0	
沖縄県	8	9	6	66.7%	3	33.3%	0	
札幌市	12	18	14	77.8%	4	22.2%	0	
仙台市	27	17	3	18.8%	13	81.3%	1	
さいたま市	4	4	1	25.0%	3	75.0%	0	
千葉市	8	6	0	0.0%	5	100.0%	1	
横浜市	29	23	5	23.8%	16	76.2%	2	
川崎市	29	11	1	9.1%	10	90.9%	0	
相模原市	0	0	0	－	0	－	0	
新潟市	0	0	0	－	0	－	0	
静岡市	3	7	2	33.3%	4	66.7%	1	
浜松市	2	11	4	36.4%	7	63.6%	0	
名古屋市	26	39	7	19.4%	29	80.6%	3	
京都市	7	15	0	0.0%	14	100.0%	1	
大阪市	66	66	10	17.2%	48	82.8%	8	
堺市	0	0	0	－	0	－	0	
神戸市	16	13	3	25.0%	9	75.0%	1	
岡山市	5	10	0	0.0%	9	100.0%	1	
広島市	10	12	0	0.0%	11	100.0%	1	
北九州市	12	10	0	0.0%	10	100.0%	0	
福岡市	36	25	6	30.0%	14	70.0%	5	
熊本市	11	19	3	17.6%	14	82.4%	2	
横須賀市	4	0	0	－	0	－	0	
金沢市	5	3	3	100.0%	0	0.0%	0	
合計	1,237	1,137	263	26.3%	737	73.7%	137	

(21) 里親申込の動機

総 数	児童福祉への 理解から	子どもを育て たいから	養子を得たい ため	その他	不 詳
2,626	974	825	572	224	31
100.0%	37.1%	31.4%	21.8%	8.5%	1.2%

(22) 委託児童数

総 数	1人	2人	3人	4人	5人以上	不詳
2,626	1,360	657	292	149	130	38
100.0%	51.8%	25.0%	11.1%	5.7%	5.0%	1.4%

(23) 里親の年齢

	総 数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不 詳
里 父	2,626	12	148	599	1,024	621	219	3
	100.0%	0.5%	5.6%	22.8%	39.0%	23.7%	8.3%	0.1%
里 母	2,626	26	195	828	999	538	－	40
	100.0%	1.0%	7.4%	31.5%	38.1%	20.5%	－	1.5%

(24) 里親の職業

総 数	社会福 祉事業 従事者	教 員	専門・ 技術	管 理	事 務	販 売	農林・ 漁業	単純 労働	サービス	宗教家	その他の 就業	不 詳
2,626	198	82	503	110	336	158	110	131	206	270	435	87
100.0%	7.5%	3.1%	19.2%	4.2%	12.8%	6.0%	4.2%	5.0%	7.8%	10.3%	16.6%	3.3%

(21)～(24) 児童養護施設入所児童等調査(平成20年2月1日)

(25) 家族との交流状況

(単位：人)

		養護施設児	乳 児 院 児	里親委託児	情短施設児	自立施設児
総 数		31,593 (100.0%)	3,299 (100.0%)	3,611 (100.0%)	1,104 (100.0%)	1,995 (100.0%)
交流あり	帰 宅	16,657 (52.7%)	652 (19.8%)	327 (9.1%)	762 (69.0%)	904 (45.3%)
	面 会	5,947 (18.8%)	1,693 (51.3%)	461 (12.8%)	180 (16.3%)	309 (15.5%)
	電話手紙連絡	3,020 (9.6%)	237 (7.2%)	193 (5.3%)	55 (5.0%)	147 (7.4%)
交流なし		5,071 (16.1%)	667 (20.2%)	2,598 (71.9%)	99 (9.0%)	146 (7.3%)
不 詳		898 (2.8%)	50 (1.5%)	32 (0.9%)	8 (0.7%)	489 (24.5%)

(26) 家族との交流の頻度 ((25)における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		総 数	月1回以上	年2回～11回	年1回ぐらい	不詳
乳児院児	帰 宅	652 (100.0%)	399 (61.2%)	230 (35.3%)	23 (3.5%)	0 (0.0%)
	面 会	1,693 (100.0%)	828 (48.9%)	737 (43.5%)	127 (7.5%)	1 (0.1%)
	電話手紙連絡	237 (100.0%)	85 (35.9%)	113 (47.7%)	39 (16.4%)	0 (0.0%)
養護施設児	帰 宅	16,657 (100.0%)	4,025 (24.2%)	11,694 (70.2%)	924 (5.5%)	14 (0.1%)
	面 会	5,947 (100.0%)	1,162 (19.5%)	4,072 (68.5%)	704 (11.8%)	9 (0.2%)
	電話手紙連絡	3,020 (100.0%)	590 (19.5%)	1,917 (63.5%)	501 (16.6%)	12 (0.4%)
里親委託児	帰 宅	327 (100.0%)	103 (31.5%)	178 (54.4%)	43 (13.2%)	3 (0.9%)
	面 会	461 (100.0%)	91 (19.7%)	287 (62.3%)	82 (17.8%)	1 (0.2%)
	電話手紙連絡	193 (100.0%)	34 (17.6%)	102 (52.8%)	54 (28.0%)	3 (1.6%)

(2 7) 定員規模別児童福祉施設数

(単位：か所)

種別 定員	乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	129	100.0%	585	100.0%	37	100.0%	58	100.0%	261	100.0%
20人以下	52	40.3%	4	0.7%	1	2.7%	1	1.7%	215	82.4%
21 ～ 30	34	26.3%	61	10.4%	9	24.3%	4	6.9%	34	13.0%
31 ～ 40	21	16.3%	92	15.7%	14	37.9%	6	10.3%	6	2.3%
41 ～ 50	11	8.5%	124	21.2%	11	29.7%	14	24.3%	6	2.3%
51 ～ 60	5	3.9%	97	16.6%	2	5.4%	11	18.9%	－	－
61 ～ 70	2	1.6%	71	12.1%	－	－	5	8.6%	－	－
71 ～ 80	3	2.3%	47	8.0%	－	－	4	6.9%	－	－
81 ～ 90	1	0.8%	35	6.0%	－	－	3	5.2%	－	－
91 ～ 100	－	－	24	4.1%	－	－	4	6.9%	－	－
101 ～ 110	－	－	13	2.2%	－	－	－	－	－	－
111 ～ 120	－	－	5	0.9%	－	－	1	1.7%	－	－
121 ～ 150	－	－	7	1.2%	－	－	3	5.2%	－	－
151人以上	－	－	5	0.9%	－	－	2	3.4%	－	－

※ 母子生活支援施設の定員については世帯数

家庭福祉課調べ（平成23年10月1日現在）

(28) ファミリーホーム(①)、自立援助ホーム(②)、児童家庭支援センター(③)の実施状況

	①	②	③
北海道	7	2	8
青森県	3		1
岩手県		1	1
宮城県	3		1
秋田県		1	
山形県	2		2
福島県			
茨城県	4	2	2
栃木県	1	2	
群馬県	5	1	2
埼玉県	2	3	3
千葉県	3	4	4
東京都	13	18	
神奈川県		2	
新潟県			
富山県	1		
石川県			2
福井県			4

	①	②	③
山梨県	4	1	1
長野県			
岐阜県		1	3
静岡県	3	2	1
愛知県	4		
三重県	3	1	1
滋賀県	6	1	1
京都府			2
大阪府	1	2	1
兵庫県			6
奈良県	1		2
和歌山県		1	1
鳥取県	1	3	1
島根県		1	
岡山県	2	1	1
広島県	1		
山口県	2	1	4
徳島県	1		1

	①	②	③
香川県	1	1	1
愛媛県	2		1
高知県	3	1	3
福岡県	2		1
佐賀県			
長崎県	1	2	1
熊本県			1
大分県	9	1	2
宮崎県		1	
鹿児島県	1	2	
沖縄県	10	1	1
札幌市	4	3	5
仙台市		1	
さいたま市	1	2	
千葉市	1		3
横浜市	8	2	3
川崎市	3	1	2
相模原市	1		

	①	②	③
新潟市	1	1	
静岡市			
浜松市			
名古屋市	1	1	1
京都市	1	1	
大阪市	4	3	1
堺市			1
神戸市			2
岡山市	3	2	
広島市		1	
北九州市	4	2	1
福岡市	8	1	
横須賀市	2		
金沢市			1
熊本市	1	1	
合計	145	82	87

(平成23年10月1日現在家庭福祉課調べ)

(2 9) 児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況(平成23年9月現在:家庭福祉課調べ)

		児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
		児相数	里親担当職員		里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
			うち専任	うち他業兼務		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置	
全 国		206	340	52	288	107	24	83	87	3	6	11
1	北海道	8	8	8		8	8					8
2	青森県	6	8		8	1		1	1			
3	岩手県	3	3		3	1		1	1			
4	宮城県	3	2		2	2		2	2			
5	秋田県	3	4	1	3							
6	山形県	2	2		2	1	1				1	
7	福島県	4	4		4	4		4	4			
8	茨城県	3	3		3	1		1	1			
9	栃木県	3	3		3	3		3	3			
10	群馬県	3	4		4	3	3		3			
11	埼玉県	6	11		11	6		6	6			
12	千葉県	6	12	6	6	1		1			1	
13	東京都	11	9	9		3	3			3		
14	神奈川県	5	5		5	5		5	5			
15	新潟県	5	19		19							
16	富山県	2	2		2	2		2			2	
17	石川県	2	3		3	2		2	2			
18	福井県	2	2		2							
19	山梨県	2	2		2	1		1	1			
20	長野県	5	9		9							
21	岐阜県	5	6	1	5	1		1	1			
22	静岡県	7	7		7	3		3	3			
23	愛知県	10	24		24	2		2	2			
24	三重県	6	14		14	1		1	1			
25	滋賀県	2	2		2	1		1	1			
26	京都府	3	3		3							
27	大阪府	6	8	1	7	5		5	5			
28	兵庫県	6	6	1	5							
29	奈良県	2	3		3	1		1	1			
30	和歌山県	2	3		3	1		1	1			
31	鳥取県	3	4		4	1	1		1			
32	島根県	4	8		8							

				児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
				児相数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況			
						うち 専任	うち他 業兼務		常勤	非常勤	自治体が 雇用して児 相に配置	委託法人が 雇用して児 相に配置	委託法人が 雇用して委 託先に配置	児童福祉司が兼務 して「里親委託等推 進員」の名称で配置
33	岡	山	県	3	3		3	2		2	2			
34	広	島	県	3	3	1	2	3	2	1	3			
35	山	口	県	5	5		5	1		1	1			
36	徳	島	県	3	4		4	1	1				1	
37	香	川	県	2	3	1	2	1	1		1			
38	愛	媛	県	3	3		3							
39	高	知	県	2	6	1	5							
40	福	岡	県	6	6		6	4		4	4			
41	佐	賀	県	1	2	1	1	1		1	1			
42	長	崎	県	2	2		2	2		2	2			
43	熊	本	県	2	2		2	1		1	1			
44	大	分	県	2	2	1	1	2		2	2			
45	宮	崎	県	3	18		18							
46	鹿	児	島	3	3		3	1		1	1			
47	沖	縄	県	2	2	2		2	2		2			
48	札	幌	市	1	2	1	1	1		1	1			
49	仙	台	市	1	1		1	1		1	1			
50	さい	たま	市	1	5		5	1		1	1			
51	千	葉	市	1	1		1							
52	横	浜	市	4	8	4	4	4		4	4			
53	川	崎	市	3	3	1	2	1		1	1			
54	相	模	原	市	1	2	1	1		1	1			
55	新	潟	市	1	2		2							
56	静	岡	市	1	1		1	1		1	1			
57	浜	松	市	1	3		3	1		1	1			
58	名	古	屋	市	2	6	6	2		2	2			
59	京	都	市	1	2		2	2		2				2
60	大	阪	市	1	6	6		1		1	1			
61	堺		市	1	2	1	1	1		1			1	
62	神	戸	市	1	5		5	1	1		1			
63	岡	山	市	1	1		1	1		1	1			
64	広	島	市	1	1	1		1		1	1			
65	北	九	州	市	1	1	1							
66	福	岡	市	1	2	2		2		2	2			
67	横	須	賀	市	1	1	1	1		1	1			
68	金	沢	市	1	2		2	1	1					1
69	熊	本	市	1	1		1	2		2	2			

第一回「ことな」の語り場 意見表明文

2012 年 10 月 10 日

特定非営利活動法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ
「ことな」の語り場～人より早く「おとな」になる前に～実行委員会

私たちは 2012 年 8 月 28～30 日の間、施設や里親家庭を巣立つ前に仲間と出逢い語らうことを目的に、高校生を主体として集まった（参加者：児童養護施設入所中の高校生 10 人・里親家庭で生活している高校生 1 人・社会的養護施設を巣立った大人 7 人・施設職員 2 人・ボランティア 10 人・日向ぼっこ職員 2 人。計 32 人）。

この 10 年程の間に社会的養護の当事者団体が増え、私たちの代わりに社会に声をだしている。その一つである日向ぼっこでは、2007 年に当事者の声を集め、施設で嫌だったことや良かったこと、もっとこうして欲しかったこと、退所後、苦労したことを意見表明文として発表した。5 年が経過しているが、挙げられている内容は、現在入所している私たちの思いと通ずる。ある程度自由になってきているとは思いますが、社会的なハンディや偏見、精神的なハンディ（不遇感・欠損感・低い自己肯定感・被受容感のなさ）といった根本的な問題は未だに解決できていないように感じる。また、社会資源は増えていっているが施設間格差はより広がっているようにも感じる。

私たち子どもは、施設や里親を選ぶことができない。選ぶことのできない施設や里親家庭での養育・保護に優劣がでてしまうのは、絶対あってはならないことだ。この「格差」を是正するためにも、施設や里親家庭に入所中の私たち子どもの声を集め、意見表明文として社会に発信したい。

1. 施設や里親家庭でよかったこと、嬉しかったこと

- ①基本的な生活リズムが身についた
- ②一時的な休憩ができた
- ③衣食住が確保されて、安心して生活できた
- ④学校に通えるようになった
- ⑤職員さん・里親さんと一緒に出かけたり、話を聞いてくれたりして嬉しかった
- ⑥自分が取り組みたい事を否定せずに、一緒に応援して動いてくれて頼もしかった
- ⑦ちゃんと怒ってくれた（理不尽な理由で怒らない・無関心じゃない）
- ⑧甘えさせてくれた（旅行に連れて行ってくれた・自分のことを必要としてくれた）

2. 施設や里親家庭で嫌だったこと、こうして欲しいこと

（1）日々の生活

- ①小さい子が優先されてしまい、大きい子は後回しになってしまう
- ②一緒に暮らしている子どもから暴力や盗みをされ苦痛。性被害の場合、加害者はすぐに移動させられるのにこういった場合はすぐに動いてもらえず、自分の精神状態も不安定になってしまう
- ③高校生の門限が 18 時というのは早すぎる→遅くなる時などは書類での申請ではなく、口頭や電話連絡を入れるなど、自然なやり取りにしてほしい
- ④職員・養育者による格差・施設内格差（ユニット・フロア・ホームによる格差）・施設間格差の是正→子どもが納得できる基準・指標を示してほしい
- ⑤不満を諦めずに済む仕組みを作してほしい→ルール作りなどの運営に、子どもも参加させてほしい。困ったときに相談できるように、日ごろから苦情解決委員や当事者団体など第三者との交流も持ちたい（権利擁護の確立）

（２）養育者に対して

①職員の入れ替わりが激しくいやだ

②機嫌が悪かったり、対立していたりすると気を遣う

⇒養育者に対しての教育や研修・スーパービジョン・レスパイトケア（一時的な休息）の仕組みを確立してほしい

（３）自立を控えて

①自立する前に、自分の生い立ちの整理をしたい→入所中に自分のアルバムを作って欲しい

②自立の体験・練習をもっとしたい→年齢や能力相応の社会的な経験を通じ、常識やマナー・モラル、失敗体験・成功体験から自信やコミュニケーション能力を身につけたい

③アルバイトしたお金を自由に使えない（金銭管理をさせて欲しい）

④奨学金の情報が十分に得られずに困った→自立に必要な情報を子どもに直接伝えてほしい

３．児童相談所への意見

①高校生 11 人中 2 人は入所前に、施設に入るか、里子になるか自分で決めることができた（選ぶことができてよかったが、どのようなメリットやデメリットがあるのかをもっと教えて欲しかったと言う声も）

②担当のケースワーカーが対応してくれない。誰が担当か知らない子どももいる→そもそも子どもにとってどのような存在なのかをきちんと説明し、日ごろからきちんと関わってほしい

③措置変更の基準や妥当性、その理由をきちんと示してほしい

④親への支援をきちんとしてほしい

４．制度・社会の問題

①被服費が月に 2 千円（※）しかなく、足りない（※施設によってバラつきあり）

②大学に行くために塾に通いたい

③アルバイトをしないといけない→退所後に備えたい気持ちもあるが、部活や趣味などに没頭できるのは今だけという葛藤もある。子どもらしく過ごしたい

④18 歳で退所するのは不安。20 歳まで施設にいたい→退所後の養育者との関係があいまいで不安。退所後は今いる子に気を遣って連絡しにくい。子どもと職員が互いに連絡を取り合い、つながり続けたい

⑤身元保証人がいない（家を借りることが難しい・就職できない）→身元保証人確保対策事業があるが、申請期間は短く、施設長が保証人になってくれない場合もある

⑥特に 18 歳・19 歳の間は、アパート賃貸契約・就職の際の身元保証人、パスポート取得や携帯契約する際に保護者の同意がないと取得することができない→未成年後見人など、もっと活用できないか

⑦金銭面での支えが自分の収入のみで不安→社会的養護に限らず身寄りのない若者が利用しやすい貸付や支給がないままでは、貧困の世代間連鎖を断ち切ることは極めて困難

⑧「少年院に入っているんじゃないか」と誤解されたことがある。生い立ちや自分の置かれている環境を、学校の友だちや先生に話すことができない→難しいかもしれないが、差別や偏見を持たずにありのままをわかってほしい。自分たちで頑張るには限界があるので、もっと大人たちに啓発してほしい

以上に挙げた事柄は、前述の通り昔から社会的養護の課題として横たわってきたと思われる。このことは被措置児童がサイレントマイノリティであり、社会的養護の問題が社会化されてこなかったことを如実に物語っている。少子高齢社会にも関わらず、子どもの虐待死が絶えない昨今。救われた全ての子どもたちが、「生まれてきてよかった」と思うことができるよう、社会的養護の改善・充実を求める。願わくは、5 年後・10 年後には同様の意見表明文を出さなくてもよくなるように、私たちも当事者としての発信を続けたい。

施設の経験生かし活動

母の日・父の日
募金キャンペーン



親への思いを、頑張って生きる子どもたちへの支援に託す、毎日新聞の「母の日・父の日募金キャンペーン」。近年、児童養護施設などで育った人々が、自らの思いを社会に発信したり、経験を生かして施設の子どもたちに向けて活動したりする「当事者活動」が増えています。施設の子どもを対象にしたイベントの支援に取り組む20代の女性と、他の施設で暮らす仲間とのキャンプを企画する高校生たちの姿をお伝えします。【榊真理子、写真も】



キャンプの内容を相談する黒美さん(右)
＝東京都文京区の「日向ぼっこサロン」で

温かなご飯の匂いが漂い、笑い声が響く。児童養護施設や里親家庭などで暮らした人々が集まる東京都文京区の

「人じゃない」伝えたい

「日向ぼっこサロン」。ここに集う2人が実行委員となつて計画中なのが、社会的養護の下で暮らす10代後半を対象にしたキャンプ「『ことな』の語り場だ。8月28～30日、長野県で、将来の夢や自立への思いを語り合う。

実行委員の一人は、都内の児童養護施設で暮らす高校3年生の男性(17)。父子家庭で父の虐待を受けていた。父は毎夜、明け方まで酒を飲む。「寝るんじゃない」と言われ、晩酌した。酔っぱらうと殴られ、たばこを買いに行かされた。電気もガスも水道も止まった。警察に駆け込み、中学3年から施設で暮らす。

施設では、朝起きるとご飯がある。洗濯した服で学校に

行ける。「衣食住の心配がないのがうれしかった」。だが余裕ができると、今まで抑えていた感情がわき出てきた。父への憎しみ、恐怖――復讐する夢を見てうなされた。

だが、今は夢がある。「自分と同じように社会的養護の下で育った人たちが生きやすい社会にしたい」

大学で福祉を学びたいが、費用が工面できるか不安もある。「同じ境遇の高校生と、

進学や就職、親への気持ちなどを語る場がほしい」と思い、キャンプの企画が始まった。一方、もう一人の実行委員、主婦の昌美さん(26)は「『日向ぼっこ』みたいな頼れる場所があることを伝えたい」と思いを語る。

児童養護施設などで暮らし、18歳でパチンコ店に就職した。「行くところがなく、寮がある仕事を探すしかなかった」からだ。住み込みの仕事を手伝った。

「私には誰もいない。死んでも泣いてくれる人がいるのか、と自問自答した」。行き詰まり、育った施設の職員に泣きながら電話した。でも、職員にも日々の仕事があると思うと、頻繁には頼れない。そんな時に、3年ほど前の

テレビ番組で「日向ぼっこ」の存在を知る。

携帯電話のサイトで必死に電話番号を検索した。「寂しくて、一日も早く行きたかった」

サロンで同じ気持ちで生きる仲間ができ、仲間の一人と結婚した。「今は、つらくなかったら連絡する人の顔が思い浮かぶ。一人じゃない」。キャンプを通じて、そういう経験を伝えたいと思っている。

キャンプへの申し込みは27日までに、サロンを運営するNPO法人「日向ぼっこ」☎03・5684・0977へ。